

第1日目（3月4日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。ただいまから平成26年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、副市長から公務のため午前欠席、病院事業管理者から公務のため午後欠席の届け出が出ておりますので報告いたします。

〔午前10時00分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議席番号9番・笛木 晶君及び議席番号10番・林 茂男君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る2月21日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は、本日3月4日から3月20日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月4日から3月20日までの17日間と決定いたしました。

○議 長 ここで議席番号7番・桑原圭美君から発言を求められておりますので、これを許します。7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 おはようございます。去る平成25年12月27日、かねてより継続しておりました、私と六日町山の家運営特定企業体との名誉棄損に対する損害賠償請求訴訟の判決が出ましたので、陳謝とご報告をさせていただきます。

まず、原告は当方に名誉棄損、業務運営の妨害を訴え100万円の賠償を請求いたしました。これに対して判決は、名誉棄損に対する損害賠償15万円、弁護士費用5万円を支払えとのものでした。私としては、法人の適正運営を図るべく公益性の追求の原則に基づいて行ったことではありますが、私が平成24年2月25日、さいたま市議にお話ししたことが原告の名誉を棄損するものであるとされたことは、ひとえに私の不徳のいたすところであり、この場で深くおわびを申し上げます。

なお、業務妨害はなかったとの認定がなされたことを、あわせてご報告させていただきます。これらの経緯を踏まえ、請求額の5分の1の金額を支払い、本件は終了いたしました。

最後になりますが、本件訴訟におきまして、関係する皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを重ねておわびするとともに、今後一層、地元南魚沼市のために精進させていただきますことをお誓いして、本件の陳謝とご報告にさせていただきます。発言の機会を与えていただきありがとうございました。

○議 長 続いて教育長から発言を求められておりますので、これを許します。教育長。

○教 育 長 ここで1件、事故報告とおわびをさせていただきます。2月12日朝、塩沢公民館において、担当職員が灯油タンクからポリタンクに灯油を移しているときに電話対応に追われ灯油の件を失念したため、約300リットルの流出事故を起こしてしまいました。多大なご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今後、同様の事故を起こさないよう緊張感をもって業務に取り組むよう、職員への指導を再徹底しました。なお、対象施設については自動停止センサーの灯油タンク用ハイサーブを設置し、防止対策を行いました。以上であります。

○議 長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長施政方針及び行政報告を行います。市長。

○市 長 皆さんおはようございます。3月定例議会、今日から20日までの間ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは所信表明総論から申し上げさせていただきます。平成26年3月定例議会の開会に当たり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げます。また、日ごろ市政に対しましてご尽力いただいていることに深甚なる敬意を表し、感謝を申し上げますところであります。

ここで、文面にはございませんけれどもちょっとご報告と御礼を申し上げますが、ご承知のように2月21日、小野塚彩那選手がソチオリンピックにおいて銅メダルを獲得いたしました。大変な偉業であり、市にとってもまことに名誉なことでもあります。小野塚さんに心より祝福を申し上げますとともに、市といたしましても小野塚さんへの最大限の処遇を行うべくただいま準備を進めておりますので、皆様方にご報告申し上げますとともに、ご支援に感謝を申し上げますところであります。

ここで平成25年12月議会定例会以降の経過等につきましてご報告を申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する私の所信を申し上げまして、議員各位をはじめ市民の皆様からのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに12月定例会以降のご報告であります。保健・医療・福祉についてであります。新市立病院の名称につきましては、市民公募及び病院職員アンケートを経て、「南魚沼市民病院」と決定いたしました。今定例会に、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を上程しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

平成25年4月に施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく市の新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、既定の計画を全面的に見直し、関係機関及び市民のご意見をいただきながら年度内に作成すべく作業を進めております。

高齢福祉関係につきましては、昨年12月に民生委員・児童委員の一斉改選があり、64人の再任、74人の新任民生委員・児童委員が厚生労働大臣から委嘱を受けたところであります。

この冬は比較的穏やかな降雪状況であり、要援護世帯等を対象にした住宅除雪援助事業は、

大きな混乱もなく順調に推移をしております。また、養護老人ホーム改築事業につきましては、新年度の早期工事発注に向け実施設計を進めております。

介護保険関係につきましては、第6期介護保険事業計画作成のため「生活と介護の実態調査」を市内全域から1,500人の65歳以上の方からお願いしたところ1,180の方からご回答をいただき、現在分析を進めているところであります。

次に、教育・文化についてであります。

1月に入り全国的にノロウィルスの集団感染が報告されておりますが、当市でも1月17日に自校給食校で1人、また2月3日には六日町給食センターで1人の調理員がノロウィルスに感染いたしました。県の指導を受けながら対応を行い、自校給食校においては3日間、六日町給食センターでは4日間給食を停止し、施設内の消毒等の徹底を図りました。児童・生徒への安全な給食の提供のため、調理員の衛生管理を徹底してまいりたいと思っております。

城内・大巻・五十沢中学校の統合方針については、2月に統合協議会及び統合教職員連絡会を発足いたしました。今後、開校に向け準備を進めてまいります。また、南魚沼市立小・中学校学区再編等検討委員会の答申にあります五日町小学校と大巻小学校の統合につきましても、地域において意見交換会を開催しながら検討してまいります。

ここで、この2月からという部分、小野塚選手の件でありますけれども、これは一応割愛をさせていただきます。なお、「南魚沼市民スポーツ栄誉賞」これは創設をさせていただきます。小野塚さんとの日程調整の中で贈呈を行ってまいりたいと思っております。

新市立図書館建設工事につきましては、2月末でほぼ工事は完了し、今定例会に変更契約の報告案件を上程しております。現在は、図書システムの導入準備や書籍等の搬入準備を開始したところであります。また、昨年12月に募集いたしました愛称は、「えきまえ図書館 本の杜」に決定させていただきました。昨日、応募いただいた関 泉さんに表彰状とほんの気持ちばかりの商品をお渡ししたところであります。

大原運動公園につきましては、野球場建設及び周辺工事ともにオープンに向け順調に工事を進めており、検査を残すのみとなりました。

また、昨年の9月議会定例会で議決いただきました、多目的グラウンド改修工事につきましては、今定例会に変更契約議決案件を上程しております。

平成23年度から文化庁の補助事業として取り組んでまいりました「浦佐毘沙門堂の裸押合の習俗」映像記録事業につきましては、普及編及び記録編として3月の完成を目指して編集を進めております。

事業の進捗が遅れておりました郷土史編さん事業につきましては、六日町史の「資料編第1巻 先史・古代・中世」及び「通史編第2巻 近世」の発注を行いました。

子ども・若者支援につきましては、1月30日、31日に東京で開催されました、内閣府モデル事業の「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」報告会におきまして、「スーパーバイズ事業」の発表を行わせていただきました。

次に環境共生についてであります。

市の環境施策の基本となる南魚沼市環境基本計画につきましては、環境審議会に諮問した上で、今年度中に中間見直しを行い、社会情勢の変化や国の指針に対応したものとまいりたいと思っております。

鳥獣被害対策の中心的役割を担っていただいております猟友会の会員の減少と高齢化に対応するため、「南魚沼市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例」を制定し、鳥獣被害防止対策の継続と体制の強化に努めたいと考えております。つきましては、今定例会に条例案を上程しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

交通安全につきましては、平成 25 年中の交通事故による負傷者数は 241 人と前年より 15 人減少いたしました。6 人の方が亡くなりました。これは、前年比の 3 倍、4 人の増と平成 16 年の合併以来最悪の結果となってしまいました。ほんの少しの注意で防げたケースがあることから、さらなる交通事故防止の啓発に努めてまいります。

次に都市基盤についてであります。

昨年 9 月 16 日の台風 18 号によります災害復旧は、公共土木施設では道路で 6 か所、河川で 3 か所につきまして国の査定を受け、その決定額は 1 億 8,040 万円となりました。このうち 5 か所につきましては、既に復旧工事を発注し、残りの 4 か所につきましても年度内に発注する予定であります。災害復旧につきましては、できる限り早急に復旧工事を進め、市民生活の安全・安心の確保に努めてまいります。

上水道関係につきましては、昨年度から新たな取り組みとして水道料金の「コンビニ納付」と「福祉減免制度」を実施してきたところであります。両取り組みとも順調に利用が進み、それぞれに利便性と福祉の向上に役立っているものと考えているところであります。

また、工事関係につきましては、他事業に関連した管路布設がえ事業、老朽管更新事業、建設改良工事ともに順調に進捗しております。

水道水を利用いたしました融雪実験では電気式温水器の実用性について実験中ですが、現在までは比較的順調に稼働を続けており、今後は耐久性及び経済性についても検証したいと考えております。

地方公営企業法の会計基準等の改正が新年度から適用されることから、資本金の一部を減少し資本剰余金に振りかえる必要が生じております。今定例会に関連議案を上程しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

下水道事業につきましては、国の補正予算編成を受け、新年度事業の一部を前倒して実施することとし、事業費ベースで約 6 億 5,000 万円の追加予算を計上しております。内容としては、特環下水道事業区域の未普及対策として、欠之上、君帰、余川、四十日新道、寺尾、茗荷沢、樺野沢、蟹沢の管渠整備事業を予定するものであります。予定されている今回の補正予算は全額未契約繰越となりますが、新年度において早期発注に努めてまいりたいと思っております。

上の原処理場につきましては、昨年 12 月に流域関連公共下水道への切りかえ工事が完了し、現在、処理槽内に残る汚泥処理及び清掃を行っております。

次に、産業振興についてであります。

農業関係につきましては、米の品質を改善し平成 24 年産米の 1 等米比率の低下からの回復を図ることを、生産者、関係機関の最大テーマとして取り組んでまいりました。一時期は高温障害が発生する気候条件となりましたが、9 月に入り気候も落ち着き、関係者の努力によって一定の回復を図ることができました。しかし、地域の格差もあり今後の課題となっております。また、作柄状況につきましては「やや良」との結果から J A への集荷状況は、昨年に対して増加している状況であります。平成 25 年産の魚沼産コシヒカリの販売状況につきましては、全農新潟の情報によりますと、出荷状況は前年を上回っているものの、契約状況は低迷、出荷進捗は大幅に遅れている状況となっております。全国的な豊作状況から今後の販売への影響と今年の在庫量への影響が懸念をされているところであります。

昨年 9 月 16 日の台風 18 号による災害復旧につきましては、農地で 3 か所、施設で 4 か所において国の査定決定額は 7,413 万円となりました。全ての箇所が発注を完了し、早期の復旧工事に努めているところであります。

農林水産省主催の「平成 25 年度鳥獣被害対策優良活動表彰」につきましては、船ヶ沢新田自然融和会——代表は高橋富美男氏であります——の今までの活動が評価され、北陸農政局長賞に決定し、3 月 10 日に農政局において表彰式が行われることをご報告申し上げます。

雇用関係につきましては、全国の 12 月の失業率は、前月より 0.3 ポイント低下し、3.7%と回復傾向にあります。今春卒業予定の大学生の就職内定率は、昨年の 12 月現在で 76.6%と前年同期を 1.6 ポイント上回るなど、全国的に雇用環境について一定の改善がみられているようであります。しかし、ハローワーク南魚沼管内の 12 月の有効求人倍率は、季節需要もあることから 2.18 倍と前年同期の 1.97 倍を上回っておりますが、例年春先以降は 0.7 倍程度になっていく傾向がありまして、今後も雇用情勢は決して楽観的な状況ではないと思っております。雇用対策は重要な課題と認識しておりまして、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を実施して雇用の創出に努めるほか、企業情報の収集に努めてまいります。

観光振興につきましては、例年に比べ少ない積雪でしたけれども、12 月中旬から降雪に恵まれ、スキー場は順調に営業することができました。12 月、1 月の入込客数は 55 万 590 人、前年比 106.65%となりまして、景気の回復によりスキー客も回復してきたものと考えます。

しかし、これも追加でありますをご承知のように 2 月 8 日、9 日、そして 2 月 15 日、16 日の関東方面への大雪によりまして交通網が全て遮断され、スキー客、宿泊客ともにキャンセルが続出したしまして、スキー客も宿泊客も大幅な減少になっております。この 2 月分の遅れを今シーズンで取り戻すことはまず不可能だろうというふうにスキー関係の皆さん方もおっしゃっておりますので、これは非常に大きな打撃でございました。

2 月に開催されました第 64 回南魚沼雪まつりにつきましては、「南魚沼きりざい D E 愛隊」が今年度、B-1 グランプリを主催している愛 B リーグの本部加盟となったことから、「食で南魚沼市を元気に！」を合言葉に愛 B リーグ加盟の「ご当地グルメによるまちおこし団体」8 団体の皆様にご出展いただき、各団体のまちおこしにかかる熱い思いで盛り上げていただ

きました。市制施行 10 周年の記念すべき年の初めの事業として、期間中さまざまなイベントも催され、3 万 6,000 人、前年比 106%の来場者となりました。

今後も、低迷するスキー観光の活性化や食によるまちおこし事業の推進など、多方面にわたる観光振興事業を推進するに当たり、関係機関・団体と連携して事業に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

平成 26 年は市制施行 10 周年の記念すべき年となります。10 月 5 日に予定しております記念式典に加え、市民の皆様からも企画提案をいただきながら、地域資源を生かした特色ある記念事業が多数計画されております。市民の皆様ともども、この記念すべき年をお祝いするとともに、ひらきゆく時代に向けて、連帯の輪が広がることを心底より祈念するものであります。

平成 22 年度から進めてまいりました消防庁舎建設事業も訓練塔が完成し、3 月末で外構工事を含め全て完了いたします。新年度からは 2 か年計画で消防救急無線のデジタル化に伴う整備を行い、さらなる消防救急体制の充実と強化を図ります。

市の地域防災計画につきましては、国における災害対策基本法の改正、防災基本計画の改定を受けまして、見直しの準備を進めております。2 月 25 日に市防災会議を開催し、見直しの基本的な方向性について確認をいただきましたので、平成 26 年度半ばまでに完了できるよう作業を進めてまいります。

今定例会に提案いたしました一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、国の補正予算第 1 号による追加、前倒し等の影響は少なく、主に過不足の調整となりました。

主な内容といたしまして、歳出では、職員給与費の減額 6,320 万円、児童手当の減額 4,500 万円、十二沢川改修に伴う県への市道橋架け替え工事委託 1 橋分の減等道路新設改良事業費の減額 3,117 万円、土木施設災害復旧費における道路・河川の設計変更による増額 2,140 万円、国の補正予算による浦佐小学校大規模改造事業費の前倒し分を 1 億 7,712 万円、そして公共下水道事業への繰出金 2,701 万円を追加いたしました。

また、平成 24 年度の国の補正予算による追加事業における地方負担額と財政力指数を基準に交付されました、地域の元気臨時交付金 6 億 6,418 万円のうち平成 26 年度執行分といたしまして、基金への積立金 6 億 2,410 万円を計上いたしました。なお、今後の不測の事態に備え、予備費に 2,305 万円を追加したところであります。

歳入では、事業費の減に伴い、児童手当国庫負担金を 3,360 万円、機械除雪費に対する交付金が当初見込みの 7 割で内示となったことにより、社会資本整備総合交付金を 3,811 万円減額いたしました。事業費の繰越分に対します公共土木施設災害復旧費国庫負担金は新年度の交付となるため、2,599 万円の減額となりました。浦佐小学校大規模改造事業費に係る学校施設環境改善交付金は 4,079 万円、また、地域の元気臨時交付金 6 億 6,418 万円と東京電力からの原子力損害賠償金 1,842 万円を計上いたしました。その他、歳入歳出とも今後の執行見込により所要の額を追加、あるいは減額補正し、収支調整として財政調整基金繰入金を

1億5,000万円減額いたしました。

以上によりまして、歳入歳出5億8,697万円を追加し、総額で329億2,989万5,000円となるものであります。

なお、年度内に事業が完了しない見込みの22事業に係る未執行分、12億3,198万円につきましては、翌年度に繰り越して執行することができるように繰越明許費を計上いたしました。

次に平成26年度当初予算編成に当たりまして所信の一端を申し上げます。

本年1月24日に閣議で了承されました国の経済見通しによりますと、「平成26年度の我が国の経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、経済対策など、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の推進等により、年度を通してみれば前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられる。物価については前年度より上昇率が高まり、消費者物価は3.2%程度、GDPデフレーターという、これは物価変動の度をあらわす指数であります。これは上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続き改善を伴いながらデフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。この結果、平成26年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度——実質成長率はお金部分になります——、名目成長率は3.3%程度——名目成長率は物であります——と見込まれる。なお、先行きのリスクとしては、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等に留意する必要がある」としておりますが、また世界情勢もちょっと緊迫してまいりましたので、非常に流動的ではあります。

政府は平成26年度予算編成に当たって、「好循環実現のための経済対策」という考え方に立ち、社会保障をはじめとする義務的経費を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図るとの予算編成の基本方針のもと、一般会計総額95兆8,823億円の過去最大規模となる政府予算案を作成いたしました。

また、平成26年度の地方財政対策におきましても、社会保障の充実分等を含め、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額につきまして、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じるとしており、地方交付税や臨時財政対策債は減額となるものの、地方税と地方譲与税の増額によりまして、一般財源総額では前年度比1.0%増と見込んでおります。

当市におきましても引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度への対応を予測し、また、政府における行政改革推進本部等の動向にも注視しながら、簡素で効率的な行財政運営を目指し、透明性を高めるとともに公共サービスの質の向上と行政改革に取り組んでまいります。

平成26年度予算につきましては、国の制度に対応した社会保障の充実と、新市立病院をはじめとした大型事業の着実な推進に努めてまいります。また、市制10周年の年に当たり各種記念事業への取り組みにより、さらなる一体感と愛着心の醸成を図ってまいります。

一般会計予算編成方針におきましては、1として保健医療体制、子育て支援、障がい者及

び高齢者福祉の充実、2番といたしまして学校教育及び生涯学習の充実、3番といたしまして地盤沈下対策、新エネルギー普及促進、一般廃棄物処理施設の広域化、4番といたしまして計画的な土地利用の推進、交通体系及び上下水道の整備、5番といたしまして農業・林業・観光の振興と雇用の促進、6番といたしまして行財政運営の効率化と、市民主体のまちづくり、消防防災体制の強化を重点施策として編成いたしました。

以上によりまして、平成26年度一般会計予算総額を、前年度比40億900万円、率について13%増の総額349億1,200万円を編成いたしました。総合計画の着実な実施を踏まえ、財政健全化に取り組みながら、実現していかなければならない事業の予算化及び動機づけは行えたものと考えております。

次に、平成26年度の主な事業概要についてご説明申し上げます。

第1に保健・医療・福祉についてであります。

初めに保健関係であります。「市民の命を守り育む」ことを柱に、市民一人一人が主役となり実践しながら「自分の健康を自分でつくるための健康施策」を展開してまいります。そして、これらを健康推進員、食生活改善推進員や筋力づくりサポーターの皆さんとともに、地域コミュニティを活用した協働体制により推進してまいります。

第一といたしまして、健(検)診及び保健指導の充実による生活習慣病等の予防やがんの早期発見に努めてまいります。市民への健(検)診の意義と必要性、生活習慣改善の重要性や方法など、正しい知識の普及啓発により受診を促進しながら保健指導の充実を図ってまいります。また、医療機関との連携による重症化予防にも取り組んでまいります。

第二といたしまして、予防接種事業及び母子保健事業の充実を努めてまいります。感染症予防に関する健康教育を通じて、正しい知識の普及啓発と接種の促進、さらには国の制度改正に的確に対応しながら予防接種助成事業の充実を図ってまいります。母子保健事業につきましては、不妊治療や妊婦健診への助成を継続するとともに、乳幼児健診や療育支援の充実など健全な子育てに資するための施策を推進いたします。

また、「南魚沼市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、国、県をはじめ関係機関と連携協力し、総合的な新型インフルエンザ等の対策を推進いたします。

第三といたしまして、全国的な課題である自殺予防対策に引き続き取り組んでまいります。県をはじめとする関係機関との連携をさらに進めながら、家族及び地域住民の理解を深め、予防へとつながる事業を進めてまいりたいと思っております。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の減少に伴い保険税収入が減少している反面、1人当たりの保険給付費は高齢者層の増加に伴い高止まりしている状況にあります。非常に苦しい運営が続いておりますが、新年度におきましては、支払準備基金の残額を全額繰り入れた上、法定外繰入も計上して、保険税の上昇を抑制したいと考えております。新年度の保険税率につきましては、今年度の執行状況等を再精査した上で、税率改定が必要な場合には、改めてご提案を申し上げたいと思っております。

後期高齢者医療につきましては、今年度中に平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率を決定することとなっておりますが、3 月 8 日開催の広域連合議会において議決される予定となっております。これは据え置きの方針であります。先般開催された市町村長協議会におきましても、現行税率を据え置く旨の提案を行う予定であることの報告を受けたところであります。

後期高齢者保健事業につきましては、今年度から実施いたしました肺炎球菌ワクチン予防接種及び人間ドックへの助成事業を引き続き行う予定であります。肺炎球菌予防接種につきましては、予防接種法上の定期接種化に向け、厚生労働省が検討を行っている状況であり、まして、事態の推移を注視してまいりたいと考えております。

子育て支援関係につきましては、平成 27 年度からの新子ども・子育て支援制度について、国の動向を踏まえながら、次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長に資するための支援と安心・安全な保育環境の整備等に努めてまいります。

少子化によりまして園児・児童数は減少しておりますが、共働き世帯あるいは高齢者の就労の増加に伴いまして、保育園及び学童クラブの利用者は増加傾向となっております。さらなる保育の質の向上を図るため、保育士や指導員の研修、講習会等を開催するとともに、保育用品の整備や感染症対策の対応等も含め、きめ細かな子育て支援事業を進めてまいります。

保育園の整備につきましては、園児数の推移や学校施設との関係あるいは保護者や地元関係者等との協議、検討を踏まえ、実施計画との整合性を図りながら進めてまいります。喫緊の課題である塩沢地区の公立保育園の整備につきましては、塩沢地区保育園整備検討委員会において検討を行ってまいります。

また、社会福祉法人若葉会が、わかば保育園を六分区に移転し、平成 27 年 4 月に開園する予定となっておりますが、地域における保育の質及び保育環境のさらなる向上に資することを期待しております。

学童保育施設につきましては、上田地区に学童クラブを開設いたします。4 月からは上田農村環境改善センターで行いますが、10 月ごろの完成を目指し、「すぱーく塩沢」の隣接地に新たに学童施設を建設する予定であります。

子どもの医療費につきましては、中学生については第 3 子以上の場合を対象としておりましたが、昨年の 9 月から中学生全子について対象といたしました。

従来から、医療費助成等について先進的な取り組みを行ってまいりましたが、今後も、家計の負担軽減、定住促進へのアプローチという視点も含めて、市民のニーズにあった支援、助成のあり方等について検討を行ってまいります。

また、4 月からの消費税率引き上げによります、子育て世帯の家計負担を緩和するため「子育て世帯臨時特例給付金」を支給いたします。

福祉関係につきましては、「第 2 期地域福祉計画」、「第 2 期障がい者計画」、「第 3 期障がい福祉計画」及び「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の 3 年目に当たりまして、それぞれの計画に基づいて福祉施策を実施してまいります。

高齢福祉関係につきましては、災害に強い安全と安心のまちづくりの取り組みといたしまして、平成 21 年度から「災害時要援護者台帳」の整備を進めてまいりましたが、平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い「避難行動要支援者名簿」を活用した方式に改定されたことから、平成 26 年度はこれまでの取り組みを生かしながら「避難行動要支援者名簿」の作成に取り組んでまいります。

養護老人ホーム魚沼荘の改築事業につきましては、平成 26 年度から平成 27 年度までの 2 か年継続事業といたしまして改築工事を実施いたします。平成 26 年度は労務単価や資材の高騰などによりまして建築事業を取り巻く情勢は厳しいところではありますが、それらも踏まえてできるだけ早期の工事発注を行いたいと考えております。

障がい福祉関係につきましては、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されてから 2 年目を迎え、障がい支援区分の導入や平成 26 年度末までが作成期限であります障がい福祉サービスを利用する全ての方を対象とした「サービス等利用計画」を作成し、障がいの程度や個別に対応したサービスの提供に取り組んでまいります。

厚生福祉関係につきましては、生活保護法の改正を受け、引き続き就労による自立の促進、医療扶助の適正化等に取り組みながら適切な支援をしてまいります。

また、4 月からの消費税率引き上げによる、所得の低い方々への負担を軽減するため臨時福祉給付金を支給いたします。

福祉関係につきましては、刻々と変わる制度に対応しながら、複雑かつ多様化するニーズに応え、住民の福祉向上を進めるために関係者と連携を密にしながら事業を推進してまいります。

介護保険関係につきましては、第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画、これは平成 27 年から平成 29 年ではありますが、これを検討委員会で検討し策定してまいります。

第 2 教育・文化についてであります。

市立総合支援学校につきましては、3 月 24 日に初めての卒業式が行われます。新年度は児童・生徒も増える予定であり、さらに南魚沼市の特別支援教育の充実を図ってまいります。

小中学校に設置しております特別支援学級につきましても、対象児童生徒の増加に対応するため介助員を増員し、一層の充実を図ってまいります。

城内・大巻・五十沢中学校の統合につきましては、2 月に発足いたしました統合協議会及び統合教職員連絡会で十分に検討しながら開校に向け準備を進めてまいります。

学校の施設整備につきましては、引き続き大規模改造工事に取り組んでまいりたいと思っております。

新市立図書館につきましては、6 月 1 日の開館に向けまして、図書の搬入、配架、職員の研修を進めながら市民に親しまれ、中心市街地発展の核となれるよう運営を行ってまいります。また、学校図書館との連携や、多くの市民の皆様からボランティアとして参画いただき、一緒に「本の杜」を育ててまいりたいと考えております。

大原運動公園につきましては、野球場の完成を記念し、5 月 25 日に BC リーグ加盟の新潟

アルビレックススペースボールクラブと群馬ダイヤモンドペガサスによる公式戦を予定しております。また、南魚沼市合併 10 周年記念事業及び改修記念として 8 月 23 日には、「東京六大学野球オールスターゲーム in 南魚沼」の開催を予定しております。

多目的グラウンド改修工事につきましては、11 月の竣工を目指して工事を進めております。竣工記念として少年サッカー教室の開催を予定しており、今後とも大原運動公園が、市民、スポーツ愛好家の皆様など、多くの方から親しまれ、スポーツの推進と健康増進を図る施設となるよう運営面でも最大の努力をしまっている所存であります。

子ども・若者支援につきましては、乳幼児期の支援といたしまして、親子で参加し、他者とのかかわりやさまざまな体験を楽しく学びます「子育て教室」の運営とともに、発達が気になる子どもへの早期支援・早期療育として行う乳児健診時の発達相談、遊びの教室、発達障がい巡回訪問相談など、他課の主催事業に対しましても専門的な部分での支援を行ってまいります。

小中学校では不登校児童・生徒を中心に問題等を抱えている子どもに対して教育相談を実施し、早期に学校復帰ができれば支援をさせていただきます。

ニート・ひきこもりの若者に対しましては、居場所活動のプログラム開発と実施によりまして自己肯定感を育み、自立支援のためのセミナー開催や他機関との連携により就労前支援・社会参加支援を展開してまいりたいと思っております。

困難事例につきましては、子ども・若者支援地域協議会の活用によりまして、総合的な支援を実施いたします。

次に環境共生についてであります。

自然エネルギーに対します市民の皆様の関心が高いことから、平成 25 年度に引き続き住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を継続して実施したいと思っております。

し尿・浄化槽汚泥を県流域六日町浄化センターに投入する施設の建設につきましては、関係行政区との協定が整いまして、平成 30 年度の供用開始に向けて、現在、県と詳細部分について協議を進めております。また、し尿・浄化槽の処理量が毎年下水道の普及とともに減少し、汲取り業者の経営を圧迫していることから、現在の収集体制の効率化を図った上で、汲取り量が少量となっても確実に収集できる体制を構築するため、汲取り委託料の定額制を導入することといたしました。

次世代のごみ処理施設の建設に向け、魚沼市、湯沢町と作業部会を設け検討を続けてまいります。広域化のメリットを検証し、施設の規模、処理方法、用地選定等、さまざまな問題を慎重に検討してまいります。

溶融スラグにつきましては、主に、山砂と混合した上で下水道工事に使用してまいりましたが、平成 27 年度で下水道工事の面整備は完了する見込みであることから、他の用途での利用も図ってまいります。平成 23 年度からコンクリート二次製品材料としての活用を目指し、試作品によります試験利用を行ってまいりましたが、試験結果が良好でありまして、本格活用できますよう関係者と協議を進めてまいります。

第4に都市基盤についてであります。

国土交通省の平成26年度予算額のうち、公共事業関係は4兆5,580億円でありまして、対前年度比では1.02倍の予算が確保されたところであります。

脆弱な部分が露出し始めました我が国においては、「大型台風や巨大地震などの大規模自然災害に備えるための防災・減災対策」及び「高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化対策」が喫緊の課題となっております。

そのため国の新年度予算は「東日本大震災からの復興加速」、「国民の安全・安心の確保」及び「経済・地域の活性化」の3分野に重点化し、これらの課題に対応した施策の効果の早期実現を図ることとしております。

南魚沼市は、平成26年度の公共事業といたしまして、国の施策に対応している社会資本総合整備事業におきまして、道路改築、交通安全、橋梁修繕などの事業実施に向けて11億9,100万円、このうちの国費が7億3,940万円であり、これを要望しているところであります。

当市の平成26年度事業につきましては、景気対策の面からも早期発注に努めてまいりますとともに、建設業界の人手不足感が高まる中で、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用及び適切な規模での発注に努めてまいりたいと思っております。

平成26年度国土交通省直轄事業の国道17号六日町バイパスは、新市民病院の開院に合わせまして、平成27年度に県道平石西ノ裏線から市道杉ノ島線まで、一部市道のつけかえ区間を含みまして、供用開始ができるように工事が行われるところであります。また、昨年引き続きまして、余川地内の県立八海高校グラウンド脇から国道253号線までの用地買収が進められます。浦佐バイパスにつきましては、魚沼市内において、県道雷土新田浦佐線から魚沼市十日町地内の市道十日町大和線、これは旧国道291号でありますけれども、までの約1.8キロメートルが平成26年度中に供用開始となる予定であります。

八箇峠道路につきましては、一昨年の爆発事故以来中断しておりましたトンネル工事を昨年の6月に再開いたしました。市といたしましては、十日町市八箇から野田インター区間の平成29年度供用に向けたスケジュールに遅れが出ないように関係機関と協力して事業の進捗に努めてまいります。

平成22年度に始まりました「住宅リフォーム事業」は平成26年度で5年目を迎えます。当初は「緊急経済対策」としての事業でありましたけれども、目的を「地域経済の活性化」といたしまして引き続き実施し、あわせて市民の住環境の向上を図ってまいりたいと思っております。

上水道関係につきましては、水道事業に求められる「安全・安心、強靱で持続可能な水道」を進めるために「新水道ビジョン」を事業計画の基本に置きまして、施設の適正規模化あるいは、施設や水利の多目的利用の推進、緊急・非常用水源の確保といった危機管理体制の強化などを図ってまいりたいと思っております。

また、事業の一層の合理化を積極的に進めるために、料金に関する業務の委託化、それから冬期概算制度の解消を目指します「無線メーター」の導入などにつきまして、具体的な取

り組みを進めてまいりたいと思っております。

水道料金につきましても事業内容の見直しと合理化を図り、まことに申しわけございませんが、その後列であります「消費税率の増加相当分について値下げすること」という部分を削除をお願い申し上げます。こういう表現は非常にまずいということを、税制当局から指摘を受けたようであります。これを削除させていただきまして、合理化を図り従来と変わらない料金を維持したいと考えております。

下水道関係につきましても、管渠整備は未普及地域の解消を図るための整備工事を実施し、普及率の向上に取り組めます。また、平成 24 年度に創設いたしました公共下水道接続促進事業が 3 年目の最終年度となることから、あらゆる機会を通じ周知を行い水洗化率の向上に努めてまいりたいと思っております。

大和クリーンセンターでは、長寿命化計画に基づく設備更新のため改築工事の実施設計及び管理棟・汚泥棟の耐震設計を行ってまいります。

維持管理コストの縮減対策といたしまして、農業集落排水を公共下水道へ統合するため下水道事業計画の変更を行ってまいります。また、昨年度大和地域で導入いたしました直接投入型ディスポーザーにつきまして、市内全地域での使用が可能になるよう関係機関との協議を進めてまいります。

第 5 に産業振興についてであります。

農業関係につきましても、全国の米の消費量は一貫して低下を続けておりまして、平成 8 年からの需要実績から推計いたしますと 1 年間で約 8 万トンの減少となっております。国民 1 人当たりの年間消費量は、昭和 37 年の 118 キログラムから、平成 24 年には 56 キログラムにまで減少いたしました。このため、国は平成 26 年産米の生産数量目標を平成 25 年産米より 26 万トン少ない 765 万トンに設定し、各県に配分を行いました。

その結果、新潟県への配分は 53 万 5,640 トンとなりまして、前年に比べ 1 万 30 トンの減少となりました。県からの当市に対する配分は、2 万 704.26 トンとなりまして、前年比 718.92 トン——これは約 138 から 140 ヘクタールであります——の減少となったところであります。

配分量の減少につきましても、昨年 6 月末在庫量の増加率が、県内の他地域に比べ大きかったことが大きな要因となっております。昨年は、県への配分量が減少した中で魚沼地域は前年を上回る量を配分されましたが、平成 26 年産米の魚沼地域への配分量は県内で最も減少した結果となっております。消費者の低価格米志向などで米需要の減少傾向は続いておりますけれども、食の安全安心は言うまでもなく、食味や品質の向上を図りまして、南魚沼産米の信頼を維持するとともに、関係者と連携しながら需要拡大につながる取り組みを推進してまいります。

国は、新たな米政策の方針を示しましたが、これによる全国の米生産の動向を見ながら、南魚沼産米の価格や需要量を見極める必要もあることから、当面は生産数量目標の配分に基づいて農業者の皆様へ取り組みをお願いすることになりますので、ご理解とご協力をお願い

する次第であります。この部分につきましては、皆さんご承知のように福島県等から私たちが一番厳しいときに県間調整の中で相当量の配分をいただいたわけであります。これを今年度から一気にゼロとすることは、これはとても義と愛の精神で育った我々にとってはできる得ることはありませんので、当面、福島県側のほうからの要請を受けながら徐々には減らしてまいりますけれども、今年度はまたほぼ前年と同様の県間調整を実施することにいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

また、国の農業行政制度改革によります詳細な内容が示されない状況でありますけれども、米政策の支援あるいは農地中間管理機構、日本型直接支払制度の創設などに柔軟に対応してまいります。

株式会社アグリコアにつきましては、経営の安定化を図るため、新年度予算で増資を計画しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

農林施設災害復旧につきましては、平成 23 年新潟・福島豪雨災害はおおむね完了し、吉里、外谷、思川地区の災害関連区画整備事業は、新年度での事業完了で計画を進めております。また、昨年台風 18 号災害は、大規模な被災箇所であります関山大堰、これは市道復旧工事との工程調整などで平成 26 年末の完了を予定して取り組んでおります。残りの災害復旧箇所は、施工時期等を調整しながら、春の農作業等に影響が出ないように工事を進めてまいりたいと思っております。

商工業関係につきましては、ショッピングセンター「ラ・ラ」内への図書館開館に向け、商店街の皆さんから協力のもと図書館から商店街へのつながりを目指し、図書館から商店街に県産杉のベンチを設置するワークショップが実施されております。また、六日町駅前から兼続通りにかけてタペストリー、——広告旗だそうであります——を設置し、しおざわ牧之通りでの、1 月から 3 月にかけての越後上布いざり機の実演など、地域での活性化に向けた取り組みが増えてきたと思っております。新年度につきましてもこれらの商店街や地域での振興に向けた取り組みを推進してまいりたいと思っております。

また、1 月に企業立地促進条例の一部を改正する条例が施行されたことによりまして、新年度は、新たに産業の振興と人材育成を推進するため、市内企業や事業所によります中小企業大学校等研修施設への従業員の派遣について、支援をしてまいりたいと思っております。

第 6 に行財政改革・市民参画についてであります。

平成 23 年度に改定をいたしました南魚沼市行政改革大綱の体系に沿って、具体的な取り組みを整理したアクションプランに基づきまして、改革の推進と進行管理を行ってまいります。7 年目に入ります地域コミュニティ活性化事業は、昨年度から六日町地区でも基礎事業への取り組みが開始されまして、市内 12 地区の各地域づくり協議会によりまして、さまざまな活動を実施していただいております。各地域での地区センターの開設時間も拡大して、統一いたしました。地域への一層の定着化が期待されまして、地域と密着した地域主体の事業展開の促進に向けまして、引き続き地域の皆様との情報や意見交換を行いながら事業拡充と体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

新年度の職員給与につきましては、国家公務員では平成 18 年度の給与構造改革に伴い実施しております現給保障を行う経過措置の取り扱いにつきまして、臨時特例法で給与削減が行われていること等を考慮いたしまして、臨時特例法の終了まで継続し、平成 26 年 4 月で全額廃止することとしております。県もこの経過措置につきましては、平成 25 年度に 2 分の 1 を減額し、平成 26 年 4 月に全額廃止することとしております。

当市はこれまで国公準拠の方針で給与改正を行ってきたものでありまして、現給保障の経過措置の取り扱いにつきましては、国公準拠の中で平成 26 年 4 月に全額廃止とすることとし、今定例会に改正条例案を上程しております。対象者は 79 人、削減額は年額で約 708 万円となる予定であります。

以上、新年度を迎えるに当たりまして、主要な施策について概要を述べたところであります。

新年度は市制施行 10 周年を迎える節目の年でありまして、「時代新たに拓くまち」に向かって、当市が目指す将来像であります「自然・人・産業の和で築く安心のまち」を実現するための契機と捉え、未来に向け、新しくスタートをする重要な年であります。

この将来像を実現するための 4 つの基本理念であります「郷土を愛し、一人ひとりがつくるまち」、「人の輪で支えあう安心のまち」、「南魚沼を活かす力強い産業が育つまち」、「効率的で活力に満ちた行政システムをもつまち」の推進を、念頭に置きながら、将来像をまことに具現化するため、私を含め職員一人一人がそれぞれの施策の目標を再認識し、地域のニーズを踏まえた効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様並びに議員各位におかれましても、温かいご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

これをもって施政方針といたしますが、今議会に提案いたしました提出案件は、総数で 41 件、内、条例が 18 件、予算 14 件、その他 9 件であります。皆様方からそれぞれ慎重にご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 以上で、市長施政方針及び行政報告を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 20 分といたします。

[午前 11 時 04 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前 11 時 20 分]

○議 長 日程第 5、報告第 1 号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・黒滝松男君の報告を求めます。議会運営委員長。

○黒滝議会運営委員長 それでは議会運営委員会の報告をさせていただきます。12 月定例会におきまして本委員会に付託された継続調査の事件につきまして、次のとおり報告をさせていただきます。

調査の状況でございますけれども、期日は平成 26 年 2 月 21 日金曜日でございます。委員の出席状況につきましては、8 名全員の方から出席をいただきました。なお、正副議長のほ

うからも出席をいただいております。調査の内容につきましては、執行部の出席を求めまして、3月定例会の会期及び議事日程等の議会委運営に関する事務調査を行いました。

調査事項は1といたしまして、平成26年3月南魚沼市議会定例会の運営について、(1)から(8)番までそれぞれ協議をさせていただきました。2番目として閉会中の議会運営委員会の開催について、3番目としてはその他ということで調査をさせていただきました。以上で報告といたします。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・佐藤 剛君の報告を求めます。総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 おはようございます。それでは総務文教委員会の閉会中の事務調査について報告いたします。

調査事項につきましては、期待の消防行政、職員の安全対策、図書館、総合支援学校等の現地を含む教育行政そして税収の状況の4点と、その他としまして記載の2点を調査いたしました。調査の状況としまして、期日は平成26年1月28日、議員8名全員の出席でありました。なお、議長からも出席をいただきました。調査につきましては、教育長ほか記載の関係する執行部の皆さんに出席をお願いいたしました。

では個別に内容の報告に移らせていただきます。1番目に消防行政及び消防団再編についてであります。2ページにありますように、まず消防行政であります。今回は委員会構成も変わったことありますし、火災等の発生状況、各種出動状況等を中心に消防行政の現状を調査することといたしまして、14ページから17ページの資料に基づき説明を受けました。

各種出動状況につきましては、各年度いろいろ特殊な事情がありますので単純には比較できませんが、報告本部の記載のとおり全体的には数値的に前年と比較しまして減っているようでありました。ただ、搬送については管外への搬送が増加したという報告でありました。平成25年度の詳細の状況については、資料をご覧いただきたいと思っております。

消防団員について数字的には報告書を見てもらうということにいたしますけれども、合併から団員減少に歯どめがかからない状況にあるようでありまして、加えて団員の高齢化ということもあり再編が必要になりました。平成25年度に大和方面隊の再編を完了いたしまして、平成26年度より六日町・塩沢方面隊の再編を完了させて活動を開始する予定になっているようであります。

再編によりまして、報告書に書いておきましたけれども、新入団員の確保、迅速な対応、機動力の強化、団員の資質の向上などが期待されております。また、女性部も新たに発足いたしまして、団員の確保とあわせて新たな活動を目指しております。

質疑におきましては、火災鎮火後、再燃ということがありましたが、そういう場合に火災

件数のカウントはどうなるのかという疑問がありました。Q&Aに書いてあるとおり、損害額が出なければカウントしないということでもあります。そしてまた、女性消防職員採用によるメリット、デメリットはどういうものがあるかという質問もありました。Q&Aを参照していただきたいと思います。他の質問の概要も記載しておきましたし、資料については18ページから19ページに添付しましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に職員の安全対策についてであります。昨年末に公務中に重大事故があったこともありまして、職員の安全と健康を守り、労働災害の防止、適切な職場環境の形成等についての自治体の取り組みと今後について調査をいたしました。安全対策については20ページから23ページにありますように、衛生委員会をはじめ各事業所での安全対策、そしてまた全体の健康管理対応を調査いたしました。取り組みの詳細については、資料をご覧いただきたいと思います。

昨年度の事故を踏まえまして、その後の対策はという部分で質問がありました。その後の対応としましては、取り扱いマニュアル、作業マニュアル等の整備そしてまた朝礼、庁議、庁内ネットワーク等を使って安全管理の徹底を周知することとしたということでありました。さらにメンタル面からの休職の復職段階での質問等もありましたが、記載のとおりならし勤務などをやりながら、最大限配慮しながらそれぞれに合った対応をしているという回答でありました。詳細は資料をご覧いただきたいと思います。

教育行政についてでありますけれども、図書館については、ことし6月にオープンを目指して建設工事が進められておりますけれども、現地調査を含めて進捗状況等を調査いたしました。進捗状況は資料24ページをご覧いただきたいと思います。記載のとおり書架等の越後杉を使う工事の部分が、調査当時82%程度でありましたけれども、そのほかの部分は95%以上の進捗でありまして、調査時点では2月末には完了予定で進めているということでありました。

そのほか人員体制そして実施予定の図書館事業等を含む管理運営の予定については、資料24ページ以降の資料をご覧いただきたいと思います。なお、委員会時点での図書館の愛称についてですけれども、46通の応募がありましてその中で数点を候補に選んで検討中ということでありましたが、その中でも「えきまえ図書館 本の杜」にしたいということが委員会で話されましたが、先ほど施政方針にありましたようにそのような形で決定したようであります。

図書館に関する質疑については、書架の高さについて、床いっぱいまでに本を並べていますけれども、見せたい本を目線の高さにすべきではないかという、それと関連した質問が複数ありましたけれども、既存の建物を利用するために天井を上げることに制限があるということ、そういうところからして見渡せる、死角になる部分が少ない、管理しやすい図書館を目指すということで設計事務所と協議をしながら、それを1つのコンセプトとして選んだということでありました。ほかの質疑等につきましては8ページから10ページをご覧いただきたいと思います。

子ども・若者育成支援センターの運営状況についてでありますけれども、30 ページから 32 ページに資料がありますが、それによりまして子ども・若者育成支援センターでの子どもの支援、若者の相談、社会参加の支援そして家庭教育支援と途切れない支援で、子ども・若者のあふれる笑顔を目指した取り組みの調査をいたしました。そういう中で現地調査をいたしましたけれども、有効に機能しているだんぼの部屋について、今後の方針等についての質問もありました。特別支援学級と保護者をつなぐ役割等も有効であり、今後も増やしていきたいということでありました。

次に税収の状況についてですが、33 ページの資料に基づきまして、12 月末現在の市税収納状況を調査しました。年度の途中でありますが、法人市民税については法人税率の引き下げで約 5,000 万円の見込みでございましたけれども、その減額分の財源確保としまして、たばこ税の県の税分を減らして市町村の税分を増やす税の移譲があったことなどを調査いたしました。なお、法人市民税については昨年の上位 5 社の納税額が下がっていることもありまして、現状では昨年より約 1 億円減になっている状況であります。この税収の状況については、質疑はありませんでした。

その他では「南魚沼市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」の策定状況について、そして塩沢商工高校機械システム科で建設系の科目が学習できるようになったという説明がありました。以上であります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・小澤 実君の報告を求めます。産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 それでは産業建設委員会の閉会中の事務調査の報告をいたします。調査の状況であります。期日につきまして 1 月 24 日、委員 8 人全員の出席で行われました。また、議長からも出席をいただきました。関係執行部より出席をお願いいたしました。

調査事項につきましてですが、まず第一に道路除雪と雪害についてということで建設課長より説明を受けました。現地で欠之上それから六日町駅西地区の現地調査をしまして、この時点では欠之上で 2 メートルほどの積雪があり、駅西地区では雪の山があちこちにつくられたという状況でありました。また、雪害についてはその時点はないという報告を受けました。

続きまして 2 番目、水道水による融雪についてでございますが、これも駅西で現地調査を行いました。帰りまして庁舎で事務調査を行いました。昨年はなかなかうまくいかなかった部分ですが、本年はヒーターも改良され 5 秒ぐらいで 20 度まで水温が上がるということで、消雪が雪の消えないところがないという報告を受けました。ただ、これについては水道水を使っている部分のわけですが、水道料金については今後まだ問題が残りますが、機械的には商業ベースに乗る方向だと聞きました。市の検証は今後続けていくという方針であります。

続きまして3番目に産業建設ビジョンではありますが、産業振興部長より説明を受けました。平成20年から平成29年の10年計画の5年が経過しまして、後半5年間のために改定されたビジョンについて説明をるる受けました。

4番目でございます。下水道不明水について下水道課長より説明を受けました。昨年、五日町で調査を行い消雪パイプの稼働時に不明水が多くなることを確認した上で、本年度はマンホール回りの破損箇所からの侵入が一番多いとわかりまして、平成25年に目視と送煙調査を実施してその後修繕も行い、本年度は流量の調査をしておるとい話でした。平成26年度は市内全体の修繕の方針を策定する予定だそうです。

続きまして5番目、ディスプレイについて下水道課長より説明を受けました。大和地域で平成25年7月より直接設置が認められ現在5件の申し込みがありました。今後先ほど市長の施政方針にもありましたが、市内全域で使用可能になるように向け関係機関と協議をしていくというお話でございました。

6番、その他、市道認定についてのほか3件につきまして説明を受けました。以上、詳細それからQ&Aにつきましては、資料にありますのでそちらをご覧くださいと思います。以上で終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 産業建設委員長にお伺いいたします。いただいた資料の2ページ、3ページ目になりますが、水道水による融雪についての現地調査を含む報告でありますけれども、この部分であそこに実際に設置をしていただいた民間の方からの現地での意見といいますが、そういうのがあったかと思っておりますけれども、そのような記載がちょっとなかったみたいです。もしあればお聞かせ願いたい。

○議 長 産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 委員全員の前での質疑というのは実際ありませんでした。そこで試験されている方の話を委員で聞くということはありませんでした。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3点ほど伺いますが、今ほどの水道水融雪についてであります、昨年はうまくいかなかったとか、あるいはことしはうまくいっているということですが、ことしは少雪でありますので、そう参考にならないのかなという気が私はしています。そうした中で肝心なところは商業ベースという形で出てきますが、本来開発事業者がやらなければならない部分を、こういった後押し的に調査をしているのではないかと私はとってしまうのです。

なぜかという去年はボイラーが稼働しなかった。要するにボイラーに乗かって話をしたわけでありまして。そしてそのボイラーがことしはうまくいっている。ところが、それはものすごいお金がかかるというデータがあります。そうすると、一般の民間業者がやっぱりもう少し自分でデータをとったものを市と協議できるような、そういった調査をしていただかないと、このままいきますと一業者への支援という形になりやしまいかというふうには見えていますので、もう少しいろいろな方法があるわけでありまして。水道水を使うのが一番いい

なんていうこの程度のことであるならば、流れている水を温めることでもできるわけでありますので、ひとつ観点をもう少し変えた調査が必要ではないかなと思います。そういった意見等はございませんでしたか、1点伺います。

産業ビジョンの中で農業が入っていないという質問の中で、私は市には堆肥センターというのものもあるわけであります。委員長ご存じのようでありますが、堆肥センターとそのものの有機というものは何だかというあたりの調査が不足のような私は気がします。養豚業者は今1社だとか、酪農関係あるいは肉牛関係の方々がかつどんどん減っているという段階でありますが、そういった部分の調査というのがやはり農業との関係では非常に必要だと思うのですが、そういった報告はあったのか、なかったのか。一番肝心なところかと思いますが、伺います。

もう1点、ディスポーザーです。ディスポーザーは市の入れ込みでやっているわけでありますが、1年間の普及率、今5件とか10件の希望があるとかという話でありますが、そういったデータでいいのかという質問があるわけです。少ない普及率それもデータだという、非常に何と申しましょうか、何でもいから県のほうも許可をいただきたいという話に聞こえるのですけれども、私は下水道にどれだけの負荷がかかるかということが一番の問題だと思っておりますが、そういった意見、あるいは今後調査をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 まず第1点目ですが、融雪についてですけれども、今、岡村議員のほうから業者への支援が強いのではないかというそういう観点だというお話です。やはり昨年から続けている中で実際ボイラーではなくて電熱ヒーターといいますかそれらのことだと思っておりますけれども、そこはやはりまだ市もきちんとは全部を掌握していない、ことしは特に少雪でありましたが、実際25メートル掛ける5メートルのところは完全にことしは消えたという、現地では水道課長から聞いておりますので、その辺また追跡調査も含めてしていかなければならないと思っております。

続きまして堆肥センターの件ですが、入れる原材料と申しますか、牛ふんであり、豚ふんであり、今はキノコの残渣等も入っていますが、それらの調査は今度はきちんとしたいと思います。

それから最後にディスポーザーについてでございますが、普及率それから負荷の問題であります。基本的には実質まだ1件しかつなぎ込みができていないというお話と、5件の手挙げがあるということですので、それらを細部に常にデータをとりたいということですので、その辺も負荷の状況等々についてもまた委員会で調査していく方向でいきたいと思っております。

○議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第1点目の水道水についてですが、問題はものすごく経費がかかるということです。水道料を安くしたからできるという問題ではないような気がいたしますので、その辺

をやはりきちんとどういった支援がなされているのか。金額的な問題は水道水だけなのか、その辺が非常にこの報告ではわかりづらいと思いますので、ぜひそういう点でさらなる調査をお願いしたいと思います。

農業についてはご存じだと思いますので、ぜひ産業振興ということでもありますので、どういった対策を練って有機を確保していくかというあたりが大変問題だと思いますので、調査をお願いしたいと思います。

ディスプレイのことですけれども、この1件は多分私の現場です。膨大もない要するに加入者がすごく大勢の中で5件、10件、ほんのわずかな量でしかないではないかという感じの捉え方ですよね。ですから負荷はないのだという結論が多分出ると思うのですけれども、そういうことではなくアメリカ並みに40%も普及した段階を迎えたときに、下水道自体にどういった問題が起きるのかなど、あるいは20%なり30%なりというあたりです。そういう点がやはりいろいろな事例を見た中で調査をしていただきたいなど。そして市民にわかりやすい説明、あるいは県との協議の中でも、少ないから大丈夫だという結論では、私は納得できないと思うのです。ぜひ、調査をしていただきたいと思います。以上終わります。

○議 長 産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 今ほどの3点につきまして、今後調査の方向でまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 社会厚生委員会の調査事件について報告いたします。調査事項は保育計画について、なお、現地調査を浦佐認定こども園で行いました。2番、学童保育について、3番その他で①から⑤の項目についての説明がありました。

調査の状況ですけれども、期日は平成26年1月27日、委員の出席状況は9名の全員の出席でございました。議長からも出席をいただきました。執行部からは市民部長、副支部長をはじめ担当課長、係長が来ていただきました。

保育計画についてでありますけれども、市民が減少しているのですけれども、未満児保育、ゼロ歳から2歳の保育ユーザーの方はすごく増えているということでもあります。皆様のお手元に配付のとおり塩沢地区、六日町地区、大和地区の状況についての説明を受けました。

Q&Aのことがそちらにも書いてあると思います。

続きまして学童保育についてであります。このたび上田地区の学童保育が新設されるということで、市内の12か所での学童保育が開設されることになっております。そして学童保育の職員確保が非常に難しいということで、今後とも検討していきたい。賃金、働く時間等々があり、非常に確保が難しいと説明を受けました。六日町地区での学童保育の状況が非常に多くなってきており、その対応を今後検討していきたいということでもありました。

その他の5項目でありますけれども、市長の所信表明にあったような内容での説明だったと思います。以上、社会厚生委員会の説明を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。15番・中沢一博君。

○中沢一博君 5ページの学童保育の件で2点だけお聞かせいただきたいと思います。六日町地域においての学童が増えているということで、今後施設の増設、移設等を含めて検討してまいるという報告でございましたけれども、具体的にいつごろまでにこれをしようとしているのかという部分の提示はあったのかどうかということがまず1点であります。

2点目でありますけれども、今、厚労省は新基準を示されました。それは40人の体制であります。40人以内にしないと、これは義務化はされないのですけれども、例えば職員2人に対して1人は資格を持っている人だとか、そういう部分での質疑等はあったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 今の2つの質問ですけれども、そういった質問はなかったと思っています。

○議 長 ほかにありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長・林 茂男君の報告を求めます。地域医療対策調査特別委員長。

○林地域医療対策調査特別委員長 それでは閉会中の地域医療対策調査特別委員会について報告を申し上げます。3回行われておりまして、若干時間がかかるかと思いますが、かいつまんで申し上げたいと思いますのでよろしくお願いたします。資料をめくっていただきまして2ページであります。第1回地域医療対策調査特別委員会は平成25年11月8日に開催し、委員全員が出席して正副委員長を互選いたしました。続きまして第2回同委員会について報告を申し上げます。調査事項は記載のとおり、市立病院群について、魚沼基幹病院の進捗状況についての2点について調査を行いました。調査の期日は平成25年12月26日であります。委員は全員出席、議長からも出席をいただきました。執行部の出席は記載のとおりであります。

市立病院群については、大和病院事務部長から資料に基づき説明がありました。主な質疑を申し上げます。3ページ中ほどをご覧ください。看護師数は現状からどのくらい増やす必要があるのかとの質問に対しまして、現状が確保できればそう多くの看護師を必要とはしないが、退職される方がいるので、その補充も含めて確保に努める必要があるとの答弁がありました。医師の招聘活動はどのようなどころに向かって行っているのかとの質疑がありまして、自治医大、埼玉医療センターや北里大学病院というところが中心となっている。また、

マイナー科と呼ばれる耳鼻咽喉科、小児科、泌尿器科などの専門科につきましては、新潟大学に頼るところが大きいとの答弁がありました。

ページをめくっていただきまして4ページの後段のほうですが、拠点は新六日町病院で大和病院は外来に力を入れていくのであれば、病床を持たずにやっていく考えでもいいのかとの質問に対しまして、基幹病院が担う機能の中で高齢者の入院や在宅などカバーできないところがある。高齢者の医療や終末期医療から病床は必要ということで進めているという答弁がありました。

5ページの中ほどに移ります。再編後の病病・病診連携の考え方をお聞きしたいとの質問に対しまして、執行部より基幹病院や新市立病院は開業医との連携を前提に運営をしていく方向で検討を進めているところであるとの答弁がありました。また、コンピュータによる地域医療ネットワークの構築にかかっているということで話がございました。6ページをご覧くださいと思います。魚沼基幹病院の進捗状況についてであります。医療対策室長から資料に基づき説明がありました。質疑については記載の質疑がありました。資料につきましては第2回の地域医療対策調査特別委員会14ページから20ページまで資料を添付してありますので、よろしく願いいたします。

7ページに移らせていただきます。第3回地域医療対策調査特別委員会について報告を申し上げます。調査事項は記載のとおりであります。市立病院群について、魚沼地域医療連携ネットワークについての2点について調査を行いました。調査の期日は平成26年2月10日に行いました。委員全員出席、議長からもご出席をいただきました。執行部の出席は記載のとおりであります。

新市立病院群については病院事務部長及び医療対策室長から資料に基づき説明をいただきました。主な質疑を報告いたします。めくっていただきまして8ページの中ほどであります。小出病院はベッド数253床に対し、10月の入院患者数が167人となっている。医師数が不足して入院制限をしているような状況はあるのかないのかという質問に対しまして、介護施設の充実、人口の減少などほかの要因で大きく入院制限をしているということはないと思っているとの答弁がありました。

9ページの上段にいきます。開院の申請時に医療従事者のコピー添付が必要だということで、医師数がそろわなければ計画を全て変えなければならないことになるのではないか、見通しはどうかという質問に対しまして、一応は計画どおりに開院できるような形で動いている。ちなみにことしの4月は透析関係の先生が常勤で1人いらっしゃるという答弁がございました。

2ページほど進みます。11ページの中ほどであります。平成27年6月に合わせて医療再編が行われる。その辺の大きな大まかな動きはどうなるのかという質問に対しまして、平成27年6月1日は魚沼基幹病院の開院日と決まっている。ただ、昨年からやりとりをした中では一気に400床が稼働するというのではなく、最低六、七割の機能が動けるようになるまで3か月ぐらいはかかると感じている。それと同時に患者の移行も魚沼市と南魚沼市を一

緒に行うということは不可能だと思っていて、慎重にせざるを得ないと答弁がありました。

新市立病院と新ゆきぐに大和病院も段階的にスタートするようになるのかという質問に対して、平成 27 年 6 月 1 日に医療再編がそこからスタートするというイメージを持っていただければ一番いいと思う。12 月議会で期間については申し上げたが、大和病院がある程度縮小されないと医療機能を移せないという面も若干出てくる。したがって、それが全部そろって建築が全てきれいに終わるには、5 か月程度かかる想定であるという答弁がございました。

はぐっていただきまして、魚沼地域医療連携ネットワークについては、医療対策室の主任から資料に基づき説明がありました。質疑につきましては次ページに掲載されておりますので、ご覧をいただきたいと思えます。

第 3 回の調査委員会はページ 21 から 28 まで資料をつけておりますので、ご報告申し上げます。以上です。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 新委員になってからの部分についてお聞きをいたしますけれども、いただいた資料 25 ページの新市立病院群の運営計画というところで、コンサルタントと 3 年間の部分で載せられておりますけれども、これとあわせて報告書 11 ページにある運営計画について中段のアンサーの中で、魚沼市と南魚沼市を一緒に行うことは不可能で慎重にせざるを得ない。完全な状態までには階段状に進んでいくイメージとなり、スケジュールを今後詰めなければならないという報告があります。この部分についてこの 2 月 10 日の時点でコンサルのほうで、実際に特別委員会のほうに来て説明をしてもらいたいというような要望とか、来て話をしたというところがあったのかお聞かせ願いたい。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長。

○林地域医療対策調査特別委員長 そのような部分は会議の中ではなかったと認識しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は午後 1 時 15 分といたします。

〔午前 12 時 00 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 14 分〕

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の当初予算議案並びに請願を除く付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に

限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の当初予算議案並びに請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、平成26年請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願第1号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、第1号報告 専決処分した事件の承認について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第1号報告についてご説明申し上げます。本件は新潟県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、1月20日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づきまして、議会のご承認をお願いするものでございます。

新潟県市町村総合事務組合は、当市を含む30市町村、県内全市町村でございまして、それと、21の一部事務組合及び1つの広域連合、計52の団体で構成されております。一部事務組合でありまして、地方自治法の規定に基づく組合、市町村等の常勤の職員の退職手当、本件の内容でもございます地方公務員法の規定に基づく公平委員会や職員の採用試験、研修など16の事務を共同しておりますが、このたび、燕市さん、五泉市さんが、公平委員会に関する事務につきまして、市の単独処理で行うよりも委員構成や事務局体制が充実しており、書類事務の専門性も高まっており、公平性がより確保をされるということから、共同処理する事務に加入したいということで、規約を変更したいものでございます。

変更内容につきまして新旧対照表で説明させていただきます。議案の5ページをお開きください。規約の別表第2の表でございます。共同処理する事務及び加入組合市町村等の表でございますが、共同処理する事務で公平委員会に関する規定は、表中2の項の地方公務員法第7条第3項、これは「人口15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合には公平委員会が置かれる」という規定でございまして、それに基づく「公平委員会の設置」及びその下3の項の同じく地公法第8条第2項「職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置要求の審査・判定、不利益処分についての不服申し立てに対する採決、決定等の事務を処理する」という規定でございまして、それに基づいた「公平委員会の権限」であります。この2の項、3の項の共同処理事務に加入する組合市町村等に、それぞれ「燕市」、「五泉市」を加えるものでございます。

議案の3ページに戻っていただきます。専決処分書でございますが、ここに規定する組合規約の一部を変更する規約は、今ほどご説明申し上げました内容でございますし、附則としましては、本条例を平成26年4月1日から施行させていただきたいものでございます。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご承認を賜るようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔異議「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第1号報告 専決処分した事件の承認について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第8、第1号議案 工事請負変更契約の締結について（大原運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の変更について）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第1号議案についてご説明申し上げます。本案は昨年9月定例議会におきまして第83号議案として提案いたしまして、契約のご同意を賜りましたものでございます。大原運動公園多目的グラウンド改修工事でございますが、このたび工事請負変更契約の締結について同意議決を賜りたいものでございます。

議案をご覧ください。1の契約の名称でございますが、工事番号がスポ公園多第1号 大原運動公園多目的グラウンド改修工事であります。2の契約金額でございますが、記載がありますように変更前の契約金額が4億7,250万円、変更後が4億8,417万4,800円で、1,167万4,800円を変更増としたいものでございます。

3の契約の相手方でございますが、セルテック・笛田・元店特定共同企業体で、代表者及び構成員は議案に記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、3ページから5ページまでが建設工事にかかる変更契約の仮契約書の写しでございます。6ページには工事変更概要が添付してございます。

この工事変更概要について簡単にご説明申し上げます。6 ページをお開きいただきたいと思います。全部で5点の変更を主にしております。まず1点目はグラウンド仕上がりレベルの変更による減額でございます、2点目は1点目の変更に伴う側溝——排水溝でございますが——の仕様の変更による減額でございます。3点目は湧水対策、暗渠排水でございますが、その施行範囲の拡大による増額でございます。4点目は公園内通路の舗装の打替、5点目は車両侵入防止策、車止めの追加による増額でございます。2の変更内容には、ただいま申し上げました主要な変更点にかかわる工事及び増減額、その下3には変更理由を記載しております。

7 ページ、8 ページA 3でございますが、このたびの変更施行にかかわる平面図を添付してございますので、ただいまの変更概要と合わせてご覧いただきたいと存じます。

また、本件に付随いたしますスポ公園多第2号 電気設備工事でございますが、この工事につきましても分電盤電線類の仕様変更、それから地元要望によります街路灯の追加がございまして、521 万円ほど増額の工事請負変更契約を2月4日付で締結させていただいているところでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点伺います。公園内通路工という部分で、1,560万3,300円ありますが、公園内のこの道、通路どういう位置づけでありますか。道路ですか、通路——要するに通路ではない公園専門の施設でありますか、そこをひとつお聞きします。なぜかと申しますと、この道路については契約事項に入っていないと私は思います。そして本来道路工事であるならば、道路工事の修復という形でやるのが普通ではないかなというふうに思います。公園、今、その多目的グラウンドの予算であります。契約であります。これは野球場建設に絡んでのいろいろな事情で、こういった形の状況が起きたものと思いますが、その点が私はいかかなものかなというふうに考えますが、説明を願います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 ただいまの件でございますけれども、野球場それから多目的グラウンド全てを含んだ部分が大原運動公園というふうに考えております。したがって、この間の通路につきましては敷地内道路ということで、公衆道路ではなくて運動公園の一部というふうに考えております。

また、敷地内ということで、合併特例債の対象にもなっておりますし、そういうことで一連の事業として開始をさせていただきたいというものでございます。よろしくお願いたします。(何事か言う者あり)

この件につきまして昨年12月に継続費の増額、年度額の変更をさせていただく段階で、公園の道路ということで説明をさせていただいていると思いますので、よろし

くお願いいたします。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は何回か工事前にも行ったりして見ていますけれども、敷地内の通路という位置づけではないと私は思います。道路また侵入する道路が南側からも新たにできていますね。それがじゃあ道路ではないということになりますか。そこがやはり会計上の問題だと私は思うのですけれども、道路改良で、あるいは道路修繕でするのが私は普通ではないかなというふうに思います。敷地内、公園の一部だなんて話ではないのではないのかなというふうに私は思いますが、公衆道路ではないということをお断言しますか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 道路につきましては市道として管理する部分がありますけれども、それは道路法にのっとって認定をしております。この公園の中の通路につきましては、公園の中の市道ではなくて、あくまでも通路ということで、今までも公園整備の中で作られている通路というふうになっておりますので、市道改良のほうでやるべきものではないと判断しております。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 継続費ということで 12 月議会では承認されたわけでありましてけれども、そのときには細かな部分についての説明がなかったわけでありまして。いただいた資料の 6 ページの変更理由ですね。特に湧水対策施行という部分で、当初想定よりも湧水状況が悪いという部分でありましたが、1 回目の契約については確か 9 月 12 日に契約をしているわけです。その後、ここの部分をよく見た中で、こういう部分が悪いということだろうと思っておりますけれども。

それから、公園内通路工先ほど言いましたけれども、著しく劣化をしているという部分であります。何遍かあそこを通過しております。10 月、11 月雪降る前でありましたけれども、私の視認した感じでは、著しく劣化をしている部分が余り認められない。そうすると、こういう部分については、1 回目のその工事の内容について入っているべきものであったらと。今回出てくるというのではなくてですよ、1 回目の契約の段階でこういう湧水対策であったり、舗装の打ち直しであったりというものが、当然 1 回目に入っていなければならないと私は思うのです。9 月 12 日の契約以後から雪降る前にいろいろと調査をした結果、そうであったという判断であるとするならば、1 回目の設計の段階で非常に私は手落ちがあったというふうに思っておりますけれどもいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 請負契約の変更の際にいつも申し上げますけれども、設計どおりにことが進んだということはそうないわけでありまして。皆さんは増額のことばかり申し上げますけれども、グラウンドの整地の関係では相当大幅な減額もしておりますし、

ですので実際例えば工事に入ってみて、想像よりひどかったとか、そういうものがあるわけでありまして。それが全て初回の設計時に不備があったということになりますと、これはとてもじゃないが簡単に発注ができない。工事関係については発注をして、そして精査をした中で増減は必ず出てくるものだというふうにもうご理解をいただきたいと思っております。

特にただここに道路を直せばいいやと、それだけの工事であればそれは別ですけども、これだけ多工種にわたりますと、さっき触れました議決案件ではありませんが、電気の配電盤関係も、やっぱりやってみるとそういうことにはなかなかならないとか、あるいは地元からそういう要望があったとか、そういうことが出てくるわけです。それくらいについてはご理解を賜らなければ、工事の発注はそう、何と申しますか、安易にしているつもりは全くありませんけれども、相当念には念を入れて発注をしてもこういう状況が出るということは、ひとつご理解賜りたい。

そしてさっき課長がちょっとふれましたけれども、この道路関係、通路ですかについては、昨年の12月議会で継続費の変更の際にるる説明を申し上げて、皆さんからご同意をいただいて、そして今きちんと変更をしたということでもありますので、これもご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 安易に工事費を上げたり下げたりという部分ではないという、そこはまあ理解をいたします。しかしながら、この湧水対策については、当初よりあそこの斜面については、もとの野球場もそうではありましたが、やっぱり水が差してくる、じゅくじゅくしているという部分は、もう前々から言われていた部分であったわけです。

それが当初の設計段階で出てこなかった。で、今回継続費の中の一部でありますけれどもこういうことが出てきたということであれば、どうもこの辺については、当初はそこまでしないでも十分やっていけるんだという判断をして、1回目の契約をしたはずであったわけでありまして。今回2回目に出てくるということになれば、市長の言いたいことはよくわかります。わかりますけれども、その状況というのは担当課のほうでよく把握をして、常にあそこを注視しながら、やっぱり状況を見ながらこういう設計をしていこうという判断をしたというふうに私は思っています。

この通路については、著しく劣化という判断が、どうも私の視認した感じと、工事担当者なのか設計者なのか、あるいは担当課なのかわかりませんが、大分差があるというふうに思います。この辺についてのもう1回その見解を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 この変更理由のところをよくご覧をいただきたいのです。この湧水ですけども、グラウンド上段芝生スタンド部分の湧水状況が、当初想定より悪いため、湧水対策工の施行範囲を変更するというので、変更。範囲を変更するという

ことで、なかったものをあげたのではありません。おっしゃったようにあそこがじゅくじゅくしているということは、十分承知をした上で、ここの範囲で大丈夫だろうと思っていったら、その範囲が広がったということでもあります。

それから道路状況について、寺口議員が判断をしてやるのであれば、どこの市道であっても、いいとか悪いとか、地元の皆さん方にちょっと聞いてみてください。ひび割れしたり、簡単にいえば亀の子状になったりして、我々が例えば見て、この程度なら我慢されるだろうなんて思っても、やはり地元になればこれはきちんと打ちかえしてもらいたいとか、そういう要望というのはいっぱい出てくるわけです。まさに専門的な目を見て、これは打ちかえしなければだめだというふうにしたわけでありまして、素人判断ではないと。あなたは素人でありますので、素人判断ではないということのひとつ十分ご理解賜りたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 私は設計士でもありませんし、施工管理技士でもありませんから、素人と言われればおっしゃるとおりです。しかしながら、このままでこういうような出し方でいいのかなという部分については、それは議員としてお伺いはする。これは当然のことだと思います。私の考えは間違っていないよ。どうなのだろうかとか聞くのが議員の役目でありますから、それは素人と言われれば私は素人でありますから、これ以上何も申し上げることはありませんけれども、ただ、このやり方としてはたこのままでいいのかなという部分があったので、お聞きをしたというところであります。

○議 長 市長。

○市 長 ですから、何度もお答えしておりますように、素人判断と玄人判断では違う部分があるということ、十分ご理解を賜りたいということでもあります。あなたの目を見てこれは直さなくてもいい、あるいは直したほうがいいと、そういう判断もあるでしょう。しかし、これはきちんと専門家から見ていただいた上で、こうしなければなかなか難しいということでもあります。まさに言って悪いとか、疑問を呈して悪いなんていうことは全くございませんけれども、それを押し通すようなことは厳に謹んでいただきたいという思いであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第1号議案 工事請負変更契約の締結について

(大原運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の変更について)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第2号議案 権利放棄についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第2号議案 権利放棄についてをご説明申し上げます。本案は、平成20年6月4日に締結がされました事前契約による、阿部産業株式会社を債務者とする、平成21年度六日町総合福祉センター建設事業に係る示談金のうち、321万1,050円が債務者の倒産によりまして収入未済となっております。その後、破産申し立て等処理によりまして、昨年12月に8万6,499円の最後配当決定をもって、債務者阿部産業株式会社に対する破産事件が終了いたしました。つきましては、最後配当額を除いた残りの破産債権でございますが、消滅時効の期間は10年間でありませんが、今後の債権回収は破産法の規定からも、実効性がほぼないと見込まれますので、時効前ではありますが当該債権を放棄したいものでございます。

議案をご覧いただきたいと思っております。まず1の放棄する債権の種類は、先ほど申し上げましたとおり、平成21年度六日町総合福祉センター示談金で、金額は先ほど申し上げた収入未済額から最後配当額を除いた312万4,551円でございます。債務者氏名、住所は記載のとおりでございます。

債権放棄の理由であります。先ほども申し上げました債務者は、破産法第253条第1項に規定されますところによりまして、当該破産債権につきまして破産手続による配当を除き、責任を免じられることとなっております。つきましては、債権回収の権利行使の実効性が見込まれないというところから、この債権に関する権利行使を放棄したいものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この物件については、設計士並びに施工業者に対して賠償請求を市がしたものであります。当初予定していた金額に比べまして、設計士のほうも土地建物の売却等で若干そのマイナスのほうが出た。今回、施工業者に対してこの部分を放棄ということがありますので、当初予定していた賠償金額に対して、結局市としてはどのくらいのお金が入ったのかというところをお聞きしたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 正確な金額はちょっとここで計算してございませんが、この示談金に関するものは、阿部産業さんが1,020万円、そのほかの企業体2社で680万円でございます。そのうち阿部産業さんの今の三百十何万円の部分が放棄することによって減額になるということでございます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第2号議案 権利放棄については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第3号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは続きまして第3号議案についてご説明申し上げます。本件は昨年の10月21日午後4時45分ごろでございますが、発生をしました南魚沼市六日町124番地2付近、これは六日町駅前通りの県道と17号の交差点でございます。その交差点内におきまして公用車と相手方車両との衝突事故につきまして、示談が成立の見込みとなりましたので、議案記載のように地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づきまして、議決を賜りたいものでございます。

事故の概要でございますが、事故発生日10月21日勤務で出先のほうへ出ておりました市役所本庁舎の職員が、帰庁途中、公用車で交差点内を右折する際——17号の上り線からでございますが——に対向車線を直進通過途中の相手方車両の右側面に衝突したものでございます。念のため医療機関で受診はいたしましたが、幸い人身にはほとんど影響はございませんで、その受診1回で済んだものでございます。

議案をご覧いただきたいと思っております。1の和解並びに損害賠償の相手方でございますが、所有者が魚沼市今泉1407番地3の國下千春さん。運転者は湯沢町神立1647番地27の國下善大さんでございます。2の損害賠償の額でございますが、自己の責任割合を市側が85%、相手方15%といたしまして、両者の損害額に対する責任額を相殺いたしまして、67万7,082円を賠償させていただきたいものでございます。3の和解の要旨でございますが、ただいま申し上げました金額67万7,082円をお支払いすることで、以後、一切の債権債務がないということを確認させていただくものでございます。なお、本件の賠償金につきましては、市が加入いたします全国自治協会の車両共済保険で対応をさせていただき予定でございます。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 その原因の部分でもう少し詳しく知りたいのですが、あそこは信号がある交差点だと思いますが、要するに 85%、15%という問題は、信号無視かなんかあったのかその辺が聞こえなかったんですけれども、右折するためということとは直進車とやったということなのか。その辺が先入車両の何とかこうとかとか、そういうものなのかももう少し詳しく説明いただきたいと思います。今までの説明では右折するときぶつかった、それでこっちが 85%とで悪いんだという話は、前方不注意、要するに直進車が出てそれに前にとんと飛び出したのか、その辺が見えないですね。よろしくをお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 信号は当然無視ではございません。青の段階でいきました。当方が上り線から右折しようとしたわけで、当然衝突した車は下り線を直進しておりました。直進するほうは当然前後左右は来ますけれども、信号が青であればそのまま行きます。うちのほうは右折する場合ですので、やはり当然直進車のほうに注意をしながら右折しなければいけないわけなんです、その注意が欠けていたと。まあ言ってみれば前方不注意にも当たるようなことですが、それでこちらの過失割合が多くなる形での採決になっております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 3 号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、第 3 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 4 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計資本金の額の減少についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは第 4 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計資本金の額の減少について、説明を申し上げます。

今回の資本金の額の減少につきましては、平成 26 年度の公営企業会計の制度改正によりまして、本年度中、平成 25 年度中に資本金と資本剰余金を整理する必要が生

じたことから上程をするものでございます。

資本金の額を減少することの理由であります。水道資産の取得に充当をします補助金、あるいは工事の補償金等につきましては、資本剰余金として仕分をして整理をするということになっております。平成 17 年に塩沢町が南魚沼市に編入合併をした際に、塩沢町の水道事業、それから広域水道、それから南魚沼市の水道事業が合併をしておりますけれども、その時点での塩沢町と広域水道の打ち切り決算については、それぞれ国の補助金あるいは補償金等については、資本剰余金として整理をされておりましたが、平成 17 年のこの 3 つの水道事業体の合併後初めての決算、平成 17 年度の南魚沼市水道事業の決算におきまして、資本剰余金から資本の引継資本金のほうに振りかえて整理をしております。

そうしたことで、今回、平成 26 年度の制度改正がございまして、制度改正によりまして 25 年度まで南魚沼市水道事業が採用してきました「みなし償却制度」が廃止をされるということになりまして、「みなし償却制度」によりまして、資本剰余金として整理をされたものについては、資本の部から負債の部のほうに振りかえて、繰延収益（長期前受金）として整理をすることになっております。したがって本年、平成 25 年度中に引継資本金として整理されている中で、本来資本剰余金として整理をすべき 121 億 4,747 万 9,468 円につきまして、平成 17 年度までの従前の状態に戻しておく、そうしないと 26 年 4 月以降の事務に支障が生じるということになりましたので、地方公営企業法第 32 条第 4 項の規定によりまして、資本金として 121 億 4,747 万 9,468 円を資本金から減少することについて議会の議決を求め、さらにその全額を資本剰余金のほうに振替整理をしようとするものでございます。

資料の 3 ページをちょっと見ていただきたいと思います。字が小さくて見にくくて大変申しわけございませんが、左のほうから平成 24 年度の決算のバランスシートの写しであります。それから真ん中の 2 番が今回の議案の内容になっております。そして一番右側につきましては、25 年度から 26 年度への制度改正後にはこういうふうになりますよというのをフロー図で示したものであります。

数字につきましては 24 年の数字がそのまま 26 年に移ったということで、数字につきましては 25 年度、26 年度で変動するわけですが、変動しないものとしてここには数字を載せてありますので、そのように見ていただきたいと思います。まず最初に平成 24 年度の左側のバランスシートの資本の部のところを見ていただきたいと思います。資本金の中の引継資本金 231 億円ほどの金額が、真ん中の 2 番のところでは資本の部で 110 億円ということで、ここで 121 億 4,747 万円がこの引継資本金のほうから減少をし、6 番の資本剰余金のところで 121 億 4,747 万円を振りかえているものでございます。真ん中の 2 番の資本剰余金が左側の 6 億 7,690 万円から、128 億 2,440 万円ほどに増えているということでもあります。

そしてなお、平成 26 年度の制度改正によりまして、この資本剰余金の 128 億円に

つきましては、負債の部の一番下でありますけれども、繰延収益の1番、長期前受金として整理をすることになるというのが、今回の平成26年度の制度改正の内容であります。

なお、平成17年度から本年、平成25年度までこの資本金の額を減少しなかった理由であります。平成23年度までは公営企業法の規定によりまして資本金の額を減少することはできませんでしたが、24年の法改正によりまして議会の議決を経て資本金の額を減少することができるということになりました。それともう1つは24年中、25年度中に今回の26年度の制度改正の内容が検討され、25年度にその制度改正の内容がきちんと明示をされたということを受けまして、今議会に議案として上程をするものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 制度改正ということでここは致し方ないとかこうなるのでしょうかけれども、ここまで話が専門的になると非常にわからなく、ある程度質問もしづらいのですけれども、私のわかる範囲でちょっと質問をさせていただきます。単純に言いますと制度の一部改正がありまして、会計制度の改正がありまして、それに伴って資本の部のところの一部が負債の部に移るということで、この26年度ここへ移っている。それで、ここを見ますと、ここだけだとちょっとよくわからないけれども、流動負債の合計がしたがって大分増える。そうすると、資本不足というような状態になるような、いろいろあるのでしょうかけれども、私は気がしますが、そこら辺の説明をちょっとお願いします。

○議長 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 これにつきましては、今回の議案とは直接は関係ないわけですが、平成25年度から平成26年度への制度改正によりまして、本来資本金のところへ計上されております水道の事業債、24年度のところの借入資本金というところ、資本の部の5番(2)であります。借入資本金というところを見てもらいますと、139億円という数字がのっております。この数字がそっくり26年度の制度改正によりまして、資本の部から負債のほうに移ります。

それでその139億円の中身で、当年度に償還をすべき額については、流動負債のほうに計上しなさいと。残りの分については固定負債のほうにのせなさいということになっておりますので、したがってこの当年度の元金の償還額が流動負債として計上されますので、今のままでいきますと水道事業は資金不足団体というような格好になるものだというふうに思っております。けれども、これにつきましては総務省のほうでそういうことが想定されますので、何らかの方策といいますか、そういう資金不足にならないような方策を検討しているという情報までは聞いておりますが、具体的

に今それをどうこうするというところまではまだ情報は入っておりません。以上でございます。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 関連でありますけれども、その長期前受金ということで既にもらってあるものとして計上しろという部分ですよ、要は。そうすると、同僚議員も言いましたけれども、問題は今後の借り入れです。今後の借り入れに対する影響であったり、あるいは返済計画に対する影響であったり、あるいはものすごく出てくるわけですけれども、その部分についての国の回答については、いつごろ出るのかわかりませんが、26 年度中には当然出てくるということですよ。今まで国はそういう会計を許していたわけですから、それを許さないということになれば、その部分のおかげで例えば市の水道局が借り入れを起こせないと、起債できないとなった時のことをいえば、国について面倒をみてもらわなければだめです。これについても実際に高料金対策ではありませんけれども、そういう形で全額入れていただきたいというような思いがあると思うのですけれども、そこら辺の見通しについてはどうなんですか。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 先ほども申し上げましたが、実際には今のままでいけば資金不足団体になるということでもありますけれども、国が今そういうことで資金不足団体にならないような方策を検討しているということでもあります。少なくとも平成 26 年度の水道の企業債については、今までどおりの金額で借り入れ申請の申し込みをしておりますし、そのことについてそれが平成 26 年度資金不足団体になりそうなので、企業債についてはだめだよというような話は入っておりません。少なくとも企業債については今のまま進むものだというふうに思っておりますし、その資金不足団体云々につきましても、平成 26 年度中にきちんとした方向性が示されるものというふうに思っております。

〔「了解しました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 ようやく長年疑問に思っていたこの何と申しますか、借入資本金なんていう本当に不可解な会計方法がここで是正されるわけです。今、同僚議員 2 名から質疑がありまして答弁がありましたから、おおよそわかりますが、しかしながらこういうあからさまなそういう財務内容を、我々がこう共有するわけです。今出されているその水道事業のこれからの将来的な計画について、これがどのように影響していくか、その資金面についても今同僚議員から質疑がありましたが、その辺の見通しを教えてください。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 本来であれば資本金の額を減少するということは、この水道事業にとっては大きな問題だというふうに思っておりますけれども、今回のこの議案に

つきましては、本来資本金として整理をされておりますが、本来資本金として整理をされるべきではないものが資本金としてのっているということでもあります。それをその従前の状態に戻すということでもありますので、今回この資本金を 121 億円減額をするわけですが、それによる水道事業への運営の影響というものは、少ないものというふうに思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 4 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計資本金の額の減少については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、第 4 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 5 号議案 平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 5 号議案につきまして提案理由を申し上げます。主な内容といたしましては、先ほど申し上げました施政方針資料の 5 ページから 6 ページ及び 17 ページ記載のとおりであります。政府が決定をいたしました好循環実現のための経済対策これによります補正予算によりまして、浦佐小学校大規模改造工事 1 億 7,712 万円を前倒しで計上したほかは、主に過不足の調整であります。

職員給与費の減額 6,320 万円、児童手当の減額 4,500 万円、十二沢川改修に伴う県への市道橋架け替え工事委託 1 橋分の減、これらによります道路新設改良事業費の減額 3,117 万円、そのほか公共下水道事業への繰出金 2,701 万円を追加いたしました。

また、平成 24 年度の国の補正予算によります追加事業における地方負担額と財政力指数を基準に交付されました、地域の元気臨時交付金 6 億 6,418 万円のうち平成 26 年度執行分として、6 億 2,410 万円を基金積立金として計上しました。なお、今後の不測の事態に備えて、予備費に 2,305 万円を追加いたしました。

歳入では事業費の減に伴います、児童手当国庫負担金を 3,360 万円、機械除雪費に対する交付金が当初見込みの 7 割で内示となったことによります社会資本整備総合交付金を 3,811 万円減額いたしました。浦佐小学校大規模改造事業費に対する学校施設環境改善交付金を 4,079 万円、地域の元気臨時交付金 6 億 6,418 万円、東京電力株式会社からの原子力損害賠償金 1,842 万円は新規で計上をいたしました。また、事業費の精査に伴い市債を 1 億 6,170

万円追加いたしました。

その他、歳入、歳出とも今後の執行見込みによりまして主要の額を追加、あるいは減額補正し、収支調整として財政調整繰入金を1億5,000万円減額したところであります。これによりまして歳入歳出予算総額にそれぞれ5億8,697万円を追加し、予算総額を329億2,989万5,000円としたいものであります。

なお、債務負担行為につきましては、当市が損失補償をしておりました借入金の完済によりまして株式会社アグリコアに対する損失補償を、継続費の設定により新市立病院事業費を廃止、このアグリコアの部分とこの病院部分を廃止したところであります。また年度内に支出が終わらない見込みのある22事業、12億3,198万円につきましては、翌年度に繰り越して執行ができるよう繰越明許費を計上いたしました。詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、ご審議をいただきご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは第5号議案の詳細についてご説明を申し上げます。14、15ページをご覧くださいと思います。事項別明細書の歳入からご説明を申し上げます。それでは14ページ、15ページでございます。第11款分担金及び負担金1項2目土木費分担金では、市道の融雪施設電気料分担金の決算見込みによりまして追加でございます。

第12款使用料及び手数料の2項2目の民生手数料、3目の衛生手数料ではそれぞれ説明欄に記載の手数料、し尿につきましては仮設トイレ分でございます。実績による補正減でございます。

その下、第13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金児童福祉費では、児童手当の支給対象の減によりまして3,360万円ほどの減でございます。その下3目災害復旧費国庫負担金では、公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担対象事業費の25年度の配分額が確定見込みとなりまして、事業費の3分の2相当額2,599万円ほどの減額補正でございます。次の2項国庫補助金でございます。1目民生費国庫補助金社会福祉費では、説明欄記載の障がい者自立支援事業で障がい者支援介護認定審査会に係る補助金が、その下に記載の地域生活支援事業等国庫補助金に移行いたしましたこと、それから実績見込みによりまして13万5,000円の減、移行した側は87万円の追加でございます。

生活保護適正実施推進事業これはセーフティネット補助金といわれますが、県補助金緊急雇用事業特例基金事業のほうへ移行したことによりまして減でございます。最下段になります障がい者総合支援事業では、障がい者自立支援給付支払い等システム改修費の2分の1相当額の追加でございます。

次の2節児童福祉費では、対象事業全事業が安心こども基金事業へ移行いたしました。それに伴い次世代育成支援対策交付金が皆減、母子家庭等対策総合支援事業では、実績見込みによりまして事業費の4分の3相当額が減となっております。

3目土木費国庫補助金では、道路橋りょう費で国の補正予算の追加も含めますが、市長の提案理由でございました道路改良事業等の交付金対象事業の精算見込みによりまして、社会

資本整備総合交付金これは10分の5.5から10分の6の補助率でございますが344万円の減、もう一つもこれも市長が提案理由で申しあげました機械除雪補助の70%の内示、それと除雪機購入費の確定見込みによりまして、3分の2相当額3,811万円の減でございます。住宅費では木造耐震診断、耐震改修補助及び住宅リフォーム事業費の確定見込みによる交付金減となっております。

4目教育費国庫補助金では、提案理由にもございました浦佐小学校の大規模改修に係る国の補正予算による前倒しでございます。対象事業費の3分の1相当額4,079万円の計上でございます。

7目の総務費国庫補助金では、これも市長の提案にございました、地域の元気臨時交付金6億6,000万円ほどの計上でございます。

めくっていただいて16、17ページをお願いいたします。13款3項3目土木費委託金でございます。流雪溝の取水ポンプ場の電気料、国負担分の確定見込みによる計上でございます。

その下、14款1項1目民生費県負担金では、児童給付手当に係る県負担分の確定見込みによる減額でございます。次に2項の県補助金でございます。1目総務費県補助金では、合併特別県交付金対象事業が確定見込みとなりまして減額でございます。

2目民生費県補助金では、社会福祉費で国庫補助金の補正で申しあげましたセーフティネット補助金から移行した部分に係る緊急雇用創出事業の計上でございます。児童福祉費ではこれも国庫補助金で申しあげました、次世代育成支援交付金から安全こども基金事業に制度移行したものでございます。新制度対応システムの改修事業の追加など3,306万円の計上でございます。

その下、ひとり親家庭医療費助成事業は、助成件数、助成単価の増によりまして対象助成額2分の1相当額50万円の追加でございます。

その下段、3目の衛生費補助金につきましては、子ども医療費助成事業の助成件数、単価の減によりまして、これも同じく2分の1相当額の減額でございます。

次の6目農林水産業費県補助金でございますが、農業費で説明欄記載の各事業の確定ないしは確定見込みによる増分でございます。説明欄、上からスーパーL資金利子の助成追加、強い農業づくりはJA魚沼みなみのスイカ選果機の再編利用事業確定、環境保全型事業は農薬5割低減等直接支払交付金の確定見込みの減、戸別所得補償では、六日町・大和地域の農業再生協議会の補助確定見込み減、新規就農総合支援は新規就農者の給付金対象が予定より減となっております、確定による減でございます。経営体育成は、人・農地プラン、一定規模以上の認定農業者の機械購入費補助がございましたが、事業費確定による減額でございます。

その下段、林業費では、分収造林保育事業の実績減によりまして、補助金10分の4相当額の減でございます。県単治山事業におきましても、事業実施箇所が減となりました。事業費に対して10分の6相当額360万円の減でございます。県単農林水産総合振興事業では、八色しいたけの栽培ハウス、JA魚沼みなみの冷蔵施設整備の事業が確定見込みとなりまして、

事業費に対して10分の4.5相当額786万円ほどの減でございます。森林整備加速化は石打団地の利用間伐事業の確定減でございます。市町村森林情報緊急整備は、森林GISシステム管理料が2分の1相当額で補助金になりますが計上でございます。

6目商工費補助金は、信用保証料利子補給金が確定見込みとなりまして、不用額となります部分の240万円の減でございます。

7目土木費補助金では、住宅費で事業確定見込みにより、克雪すまいづくり支援事業で2分の1相当額、そのほか耐震診断、改修補助に係る耐震すまいづくりの補助で4分の1相当額の減額補正でございます。

18、19ページをお願いいたします。土木費県補助金の続きでございますが、河川費で台風18号の被災箇所、寺尾地区の応急復旧費補助対象事業確定により2分の1相当額の計上でございます。

次に3項委託金でございます。1目の総務費委託金では、参議院議員通常選挙交付金確定減。

5目土木費委託金は、先ほど国負担を申し上げましたが、流雪溝取水ポンプ電気料県負担の確定見込みを計上してございます。

15款2項1目不動産売払収入は、預かり財産でございます大里地区の土地を南魚沼土地改良区へ売却したものでございます。

16款1項寄附金では、1目一般寄附金で南魚美術協会様から1万3,000円を、ふるさと納税では山本マサ子様ほか3件で116万円を、2目の指定寄附金では坂大トキエ様から八色の森公園「むかしや」の活動支援ということで50万円、株式会社プリンス様からは南魚沼のおいしい湧き水売り上げ1本1円、17万5,000本を自然環境保全にということで、ご寄附をいただいたものでございます。それぞれありがたく頂戴いたしました。

めくっていただきまして20、21ページをお願いいたします。17款繰入金1目財政調整基金繰入金でございます。市長の提案理由にもございました1億5,000万円の繰り戻しでございます。2目国際交流及び文化スポーツ基金繰入金の100万円は、先般創設させていただきました、きょうの施政方針でもございましたが南魚沼市民スポーツ栄誉賞の報奨金の財源とするものでございます。

19款4項7目広域受託事業収入でございます。1目の湯沢さん分は、魚沼荘の退所者措置費減でございます。2目湯沢町さん以外の部分については、魚沼市さんからの収入でございまして、魚沼荘の退所者に係る措置費、それから、し尿等受入施設建設事業の今年度事業確定見込みによる減額補正でございます。

5項雑入2目弁償金では、東日本大震災に係る福島原子力災害に係る東京電力からの賠償金でございまして、空間線量測定やごみ処理に係る飛灰のキレート——これは固める装置でございます——設備でございますが、その処理設備改造費・処理委託費用を主なものとするものでございます。

3目雑入では、説明欄に記載の収入金の確定及び確定見込みによる増減でございます。1

節の総務では、県の市町村振興協会からの自治振興宝くじの収益金の交付確定でございます。
3節衛生の保健衛生事業委託金は、新潟大学からのアンケート等実施の確定見込みによる減額でございます。9節教育の施設共同利用部分収益分配金は、社会教育課所管施設に設置の自販機それから駐車場収入の分配金の計上でございます。

最下段の20款1項市債であります。それぞれ事業執行の見込み、精査から記載のように計上をさせていただきたいものでございますが、1目合併特例債では、まちづくり建設事業債で、国の補正予算対応、浦佐小学校大規模改造の前倒し、消防庁舎建設事業につきましては、訓練棟等の確定減、起債対象事業の確定見込みによります増減で7,250万円の追加でございます。地域づくり資金では、消防庁舎建設、除雪車整備事業など、これも同じく起債対象事業の確定見込みによる減額でございます。

2目総務債では、臨時財政対策債が発行確定見込みになりまして、4,260万円ほど追加をさせていただくものでございます。

3目農林水産業債では、農業債で災害関連の価格整備事業による土地改良事業債の追加、めくっていただきます、22、23ページをお願いします。市債の続きでございます。土木債では1節の特定地域生活排水事業は、辺地における下水道、戸別浄化槽整備事業対策費でございます。特別会計の繰出金に係るものでございますが、対象地域での実施がなしで皆減でございます。自然災害防止事業債は、台風18号による林道、河川の被災箇所の対象事業確定見込みによる追加でございます。5節公共災害関連事業債では、県営事業でございます。深沢地区で実施されております急傾斜地崩壊対策事業の増に伴います市負担金の増に伴う追加でございます。

5目災害復旧債では、1節が新潟・福島豪雨災害復旧事業債、農地・農林施設の復旧事業費、道路・河川の復旧事業費の確定見込みによりまして、農林で2,430万円、東北で4,320万円ほどの追加でございます。2節の農林水産施設災害復旧事業債、5節の公共土木施設災害復旧債は、ともに現年災害復旧に係る起債対象箇所及び事業費の確定見込みによります減額補正でございます。

7目消防費では、防災対策事業債で消防救急無線デジタル化事業の今年度対象事業費の確定見込みによる減額でございます。以上が歳入の補正でございます。

めくっていただきます。24、25ページでございます。事項別明細書、3歳出でご説明申し上げます。第2款総務費1項1目一般管理費の説明欄の丸、行政事務費は、有料道路通行料の不足を、次の職員費では、給料ほか決算見込みによる減額補正でございます。

4目の車両集中管理費は、管理一般経費で修繕料を、運行経費では燃料及び除雪車の任意保険料の不足分を追加させていただくものでございます。

5目の会計管理費は、記載の収納データ作成業務手数料の決算見込みでございます。

6目の財産管理費、庁舎管理費では燃料費を、普通財産管理費では、歳入で申し上げました大里地区の土地の売払いを預かり財産でございますので、大里区へ支出するものでございます。次の丸、基金費は市長の提案理由にございました、地域の元気臨時交付金の基金積立

6億2,410万円でございます。

7目企画費は、集落集会所施設整備事業の確定見込みによる減額でございます。

8目地域開発センター及び公会堂費では、うるおいの里みよりの暖房器具の不具合から22万円ほど、それから消パイ電気料の追加をお願いするものでございます。

めくっていただきます。26、27ページでお願いいたします。4項選挙費であります。本年執行いたしました2目の参議院議員通常選挙、3目の市会議員選挙に係る説明欄記載の経費の確定によります減額補正であります。

次に3款民生費でございます。1項1目社会福祉費では、出産育児一時金の実績見込みによります国保特会繰出しの減額でございます。

2目心身障がい福祉費、説明欄の丸、心身障がい福祉一般経費では、総合支援法への移行に伴うシステム改修費の計上でございます。ふれあい支援センター指定管理料は、光熱水費等不足分の追加でございます。次の丸、地域生活支援事業費では、地域活動支援センター委託料で、サービス等利用計画作成時の実績見込みにより追加は88万円ほど。その下の障がい者支援介護認定審査会費の手数料委託料は、対象件数の増によりまして追加させていただきたいものでございます。

3目老人福祉費では、決算見込みによる特別会計繰出し分、介護保険対策費の減額でございます。

4目包括支援事業費では、歳入で減額補正いたしました居宅介護予防支援事業手数料の決算見込み減による財源内訳の更生でございます。

8目老人ホーム魚沼荘管理運営費では、食数の実績による欠食分の給食業務委託料減で350万円でございます。

めくっていただきまして28、29ページでございます。2項1目子育て支援費では、説明欄の丸、学童クラブ施設整備事業、来年度新設予定の上田クラブの初度用品の追加を。次の3つの丸でございますが、医療費助成事業でございます。歳入で申し上げたところでございますが、子ども医療費では、県単分で助成件数、助成単価減により、減額750万円、子ども・妊産婦医療費では、子ども医療費部分で市単独分の実績見込みによる950万円の減額、ひとり親家庭の部分では、歳入でも申し上げました件数、単価ともに増で100万円の追加をお願いをするものでございます。

2目の児童措置費は、歳入の部分で申し上げました、支給対象児童の減による児童手当、特例給付費の減額、母子家庭自立支援事業給付金でも歳入で申し上げましたところですが、実績見込みによる減額補正でございます。

3目児童福祉施設費説明欄の丸、常設保育園管理運営費では、子ども・子育て新制度対応システムの改修委託料388万円余りの追加をお願いするものでございます。次の丸、常設保育園保育費では、燃料費、光熱水費の不足分の追加をお願いするものでございます。

中段、3項1目生活保護総務費でございますが、決算見込みによります住宅手当支給分121万円の減額でございます。

第4款衛生費1項2目健康診査事業費は、次の30、31ページにまたがっておりますが、決算見込みによる説明欄記載の委託料、負担金1,100万円の減額でございます。

4目医療等対策費では、新市立病院整備事業費でございまして、今年度実施事業の確定見込みによる説明欄記載の各費目の増減でございまして、事業費といたしましては519万円弱の減額補正でございまして。

中段、2項2目は斎場管理費でございまして。火葬件数増に伴いまして燃料費が増いたしまして、その部分の指定管理委託料の追加でございまして。

次に3項1目清掃総務費では、決算見込みによる下水道会計への特別会計繰出し分の減額でございまして。

3目のし尿塵芥処理施設費では説明欄の丸、し尿処理施設運営費で決算見込みによる燃料費430万円の減、それから昨年10月から仮設トイレについては、し尿汲取業者の直接業務とさせていただきます。その部分の委託料170万円の減額補正でございまして。次の丸、し尿等受入施設建設事業費でございまして、調査委託料の確定見込みによる減額、その次の丸、可燃ごみ処理施設整備事業費では、施設部品費バグフィルターろ布購入、それから施設修繕工事費では、ボイラー減温ダスト集合コンベア工事でございましたが、入札差額不用額の減額1,800万円でございます。

めくっていただきまして32、33ページをお願いいたします。し尿塵芥処理施設の続きでございます。説明欄の丸、不燃ごみ処理施設整備事業では、排水路設置工事に係る測量等業務委託の追加をお願いするものでございまして。ごみ埋め立て処分施設運営費では、浸出水運搬処理の委託料確定による減額でございます。

次の5款1目労働諸費では、職業能力運営協会で職員の退職と採用がございました。それに伴う指定管理委託料の減額140万円でございます。

下段は6款1項農業費でございまして。2目の農業振興費では説明欄の丸、農業振興対策補助事業で1,383万円ほどの減額、その下、水田農業構造改革では452万円ほどの減額、その下の農業経営基盤利子助成では追加15万円ではありますが、いずれも補助、助成に係る事業の確定見込みでございます。歳入の農業費県補助金の部分で申し上げた内容でございます。

4目の農地費では説明欄の丸、県営事業負担金で城之内川筋区画整理、大巻藪神地区の水管理施設に係る県営工事の確定増でございまして、140万円の追加をいずれも県の内示による増減でございます。次の丸、農集の事業対策費は農集部分の特会繰出金でございまして、288万円ほどの減額補正でございます。

めくっていただきまして34、35ページでございます。2項1目林業振興費では、説明欄に記載の各事業の確定見込みにより、補助金、委託料で総額2,430万円ほどの減額でございますが、歳入の林道費県補助金で申し上げました内容での減額でございます。

3目治山振興費につきましても、歳入の林業費県補助金で申し上げました内容実施箇所の減によります減額補正でございます。…

中段の第7款1項1目商工業振興費では、中小企業金融制度事業費は、説明欄記載の補給

金の支出確定見込みによる不用額の減額、次の丸、観光交流拠点整備事業費でございますが、現在、国道17号で道の駅の進入路部分を工事大分完了しておりますが、それと施行を合わせた形で道の駅側の取り付け道路の改良をする予定になってもございます。まだ国道側の部分が完了していないので、次年度実施することとしたことによります減額でございます。

次の第8款2項道路橋りょう費の2目道路橋りょう維持補修費では、舗装補修委託料の不足分300万円ほど、舗装、側溝の破損それから路肩の陥没箇所当の修繕工事費の不足分1,000万円でございますが、追加をお願いするものでございます。

3目の道路橋りょう除雪費これは36、37ページ次のページにまたがりませんが、除雪事業一般経費、機械除雪費でチェーンとかエッジ等の除雪用品、除雪機械修繕料の不足分をお願いするものでございますし、消融雪事業費では市道の消雪電気料の不足分1,732万円ほどをお願いするものでございます。消融雪施設維持管理事業費では、消雪パイプ破損箇所の修繕工事費不足分追加350万円、除雪事業費全体では2,432万円の追加をお願いするものでございます。

4目道路橋りょうの新設改良費でございます。市長の施政方針にありました補助・交付金対象事業による精算見込み、それから市単独事業による部分では測量設計委託料から工事請負費組み替える部分がございまして、説明欄記載の支出科目の増減で3,117万円の減額でございます。

下段の4項2目の都市計画事業費では、流雪溝整備事業費で基本業務委託の工期延長があります。十二沢等の工事との関連もございまして工期延長いたします。そうしますと、消費税率が引き上げになりますのでその相当分の追加でございます。

その下は国の補正予算に伴い下水道事業が前倒しとなっております。その部分についての繰出金2,700万円ほどの追加でございます。

3目の都市計画施設費では、浦佐駅前広場、六日町駅自由通路・シンボル施設管理費でそれぞれ電気料、燃料費の追加を、流雪溝管理運営費では、電気料、負担金は、今冬の実績見込みによる追加でございます。なお、十二沢川改修に伴う送水管移設実施設計委託は、県との協議により今年度分は340万円の減額補正でございます。

38、39ページをお願いいたします。5項住宅費は1目住環境整備事業費であります。市営住宅管理費では吉里団地の消雪パイプ電気料の不足分、木造住宅耐震診断の部分では、30件の予定が実績見込みは5件、克雪住宅推進の部分では、宅内消雪設備が20件の予定が8件、克雪すまいづくり支援では、20件の予定が13件、木造住宅耐震改修では、5件で予算を組んでおりましたが実績は1件ということで、それぞれ説明欄記載のとおり補助金を減額させていただくものでございます。

6項国土調査費では、実績見込みによる減額でございます。

次に9款消防費であります。1目の常備消防費は、消防庁舎の新築事業、訓練棟建設それから外構の部分でございますが、事業費の確定見込みによりまして不用額834万円ほどの減額、救急無線デジタル化事業では、実施設計委託の入札差額828万円の不用額の減額でござ

ざいます。

40、41 ページをお願いいたします。第 10 款教育費 1 項 1 目教育委員会費の国際交流文化・スポーツ基金事業は、歳入で申し上げました市民スポーツ栄誉賞の報奨金でございます。

2 項は小学校費の 1 目小学校教育運営費では、説明欄の丸、管理一般経費で耳鼻科検診医師の交代に伴う、用品等の購入それから各学校修繕の不足分の追加でございます。その下の丸、教育振興費では、来年度に新設が見込まれる特別支援学級の教材等用品の計上でございます。

2 目小学校整備費は何度も申し上げました、浦佐小学校大規模改造事業の前倒し分でございます。1 億 7,712 万円の計上でございます。

3 項中学校費 1 目中学校教育運営費は、説明欄、管理一般経費で不足見込額の計上、教育振興費は今ほど申し上げました小学校費と同じ内容でございます。

2 目中学校整備費は、説明欄記載の工事に係る不用額を減額するものでございます。

めくっていただいて 42、43 ページをお願いいたします。4 項特別支援学校費 1 目特別支援学校運営費は、教育振興一般経費で歳入の部分で申し上げました山本様からのご寄附の部分を原資に図書、教材備品を購入するものでございます。

2 目特別支援学校整備費は、消雪設備改修工事による不用額 340 万円の減額でございます。

次に 6 項社会教育費 3 目図書館費でございますが、新図書館建物の共益費等負担金の確定見込みとなりました。451 万円ほどの減額補正でございます。

7 項 2 目体育施設費は圧雪車購入に係る 211 万円ほどの不用額の減額でございます。

3 目学校給食費では六日町給食センターの賄い材料費の決算見込みによる 511 万円の減額補正でございます。

最下段、第 11 款災害復旧費 1 項 1 目農林水産施設災害復旧費は、記載対象事業減による財源内訳の構成でございます。

めくっていただきまして 44、45 ページをお願いいたします。2 項 1 目公共土木施設災害復旧費です。土木施設災害復旧費補助分では、台風 18 号に係ります現年災査定後の実施設計が大分多くなりました。道路災害で 6 か所これは関山湯沢線をはじめ、塩沢地域西山樺野沢地域の道路 6 か所でございます。これで 1,040 万円、河川災害復旧工事で 3 か所、3 か所はこれも石打地区、塩沢それから樺野沢、泉盛寺のほうの北沢、伊田川の 3 か所でございますが、1,100 万円の追加をお願いするものでございます。単独分では測量設計委託それから道路災害復旧工事で確定見込みによる不用額の減額、河川災害復旧工事費では塩沢地域、清水の入り口でございます二子沢の 950 万円を主なものといたしまして、六日町津久野地区の坂井入川、坂井入沢とも申しますでしょうか、ほか 3 か所、計 5 か所で計 1,200 万円の追加補正でございます。

次の 3 項 1 目豪雨災害公共施設応急復旧費は、五十沢キャンプ場これは平成 23 年の新潟・福島豪雨災の被災箇所でございますが、当地区で施工されております国、中越森林管理所でございますが、砂防事業の進捗に合わせた施工が必要でございまして、次年度実施としたこ

とによる減額でございます。

2目の豪雨災害公共施設復旧費では、豪雨災害土木施設復旧費で深沢地区の県事業増、これは歳入でも申し上げましたが、負担金の追加でございます。

最下段14款1項1目予備費では、収支調整ほかで予備費に2,305万円ほどでございます。なお、これまでの予備費の充用済額はおおむね8,900万円ほどでございます。大きいものとしたしましては、春先の緊急雇用創出事業2件で1,200万円ほど、災害関係は5件ありますが2,560万円ほど、除雪関係4件では740万円、光ケーブルの支障移転で700万円、欠ノ上の体育館取り壊しで590万円、小学校等のアスベスト対策で450万円などの充用がございます。以上が歳出の部分でございました。

7ページをご覧いただきたいと思います。次の8ページにもわたっておりますが、第2表繰越明許費補正でございます。市長が提案理由でも申し上げましたが、記載の22事業12億3,198万円を翌年度に続けて執行するため、繰越明許費として設定させていただきたいものでございます。

めくっていただきまして9ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為の補正でございます。これも市長が提案理由で申し上げましたように、株式会社アグリコアに対する損失補償、新市立病院整備費の2件につきまして、廃止とさせていただきたいものでございます。

めくっていただいて10ページをご覧いただきたいと思います。第4表地方債の補正でございます。歳入、市債の部分で申し上げましたように、各事業の所要の調整をいたしまして、限度額を表の最下段、合計がございますがそこで1億6,170万円補正増の43億6,030万円としたいものでございます。

1ページに戻っていただきたいと思います。以上ご説明申し上げました事項によりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329億2,989万5,000円とさせていただきたいものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。質疑に当たってはページ数の指摘をお願いいたします。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 3点お聞きします。まず、25ページです。財政調整基金積立金（地域の元気臨時交付金分）ということで、6億2,400万円これは何度も説明があったわけですけども、これは多分、今年のちょうど3月の施政方針の中に市長がこの国の補正があったということで述べています。それで、予算がついたら経済対策として早めに事業化をして景気回復といいますか、そっちに向けるんだというような話でして、私も期待はしていたんですが、なかなか出てこなかったところだと思うのです。

今ここで補正になったんですけども、24年の補正が何でこの時期かということなんです。何かほかの自治体は、もう6月ごろに補正を組んでいますよね。そういうちょっとタイミングが、このところのずれたというところを、まずお聞きをしたいと思います。

31 ページ、2 つ目です。申しわけありません。新市立病院整備事業費のところですが、けれども説明がありました。総額で 500 万円減額ということでそこまでは説明がありました。土地購入費ですが 4,700 万円減額ですけれども、当初 9,983 万円ですか予算措置されていて、この分減額ということで約半分になったのですけれども、そこら辺のちょっと半分というのは大きいですので、詳細を説明いただきたい。お願いします。

もう 1 点が 39 ページです。消防救急無線デジタル化事業費ですけれども、ここも入札差額で 828 万円減額をしたということですのでけれども、これは当初予算 1,500 万円でしたか。そうすると 670 万円ぐらいで落ちたということですのでけれども、これも非常に安く上がったのが悪いというわけではないですけれども、当初の見積もりからすると非常に差があります。安かろう悪かろうということではないのしょうけれども、この辺のちょっといきさつもお聞かせいただきたい。3 点お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 地域の元気臨時交付金でございますが、これについては平成 24 年度事業の国の補正予算に対応する部分で交付されたものでございます。1 期限が 25、26 年度までということで交付されたものでございます。これからご審議いただく平成 26 年度の当初予算でございますが、大事業等がピークになるような形になります。それを見越しまして 25 年度では、大和調査の車庫建設ほか 3 事業で 4,000 万円ほどまず取り崩していただきまして、26 年度事業のほうの不燃ごみの施設排水ポンプ設置、それから流雪溝ポンプ場改修 730 万円、あとは大きく出てきます魚沼荘改築、新市立病院そちらのほうに今回積み立てた基金を充当していくという計画で進んでおりまして、この時期に積み立ての補正があった内容でございます。以上でございます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 新市立病院整備事業費のほうの土地購入費ですが、半額というよりも 1 億 4,700 万円ぐらい計上していたところを、今回 4,700 万円ぐらいの減ということです。当初予定して同意していた方で、売却ではなくて貸し付けに変更になった人がいた関係でこういうふうになっております。

○議 長 消防長。

○消防長 消防救急デジタル無線の設計委託料の件でございますが、消防救急無線のデジタル化につきましては、平成 23 年度から県下一斉に電波の伝搬調査及び基本設計を行っております。この基本設計に基づきまして、1,500 万円という設計委託料を計上したわけでございますが、入札におきましてこちらにありますように 678 万円ということになったものでございます。この業者につきましては、新潟市にある業者がございまして、県内では私どもだけではなくて新発田あるいは魚沼市の消防本部も委託をしているところでございます。以上でございます。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 最後の入札の差額の件ですけれども、当初と違って金額が出たとい

うことで、純粋に差額ということで理解しますのでそこはそれでいいです。

最初のところだけちょっと再度質問したいのですが、私が財政調整基金の積立金ということで質問をしたのは、平成 24 年度の国の補正予算でこの市に入った、いつ積み立てるか、今積み立てをするのでしょうかけれども、入ったのがどの時期かということ。だから、ほかの自治体はもう 6 月時点で基金化しています。それで、市長の答弁だとできるだけ入ったら早く景気回復のために事業化したいと施政方針の中にあっただので、その時期を聞きたいということです。

それでもう 1 つそれに関連をしまして、これは基金ですけれども、財政調整基金に積み立てるのですけれども、これはさっき言っていましたように、事業化してそれを平成 25、26 年度にやると、それについては基金化してもいいということになっている。それは承知しているんですけれども、そういうことであればほかの事例を見れば、財政調整基金ではないところが多いですよ。特別にこの地域の元気臨時交付金基金みたいな形でやって、これはそのことという基金ということで扱いをしながら、そこから予定した事業をやるということが一般的です。財調に入れて悪いということはないのでしょうかけれども、何でこういうことになったのかというところもあわせてでは。

○市長 前段と申しますか最初のその元気臨時交付金については、景気対策の意味も含めて、なるべく早く消化をしたいという思いで答弁をしたことは間違いありません。しかし、内容を精査いたしましたら、いわゆる適債事業の市の起債分についてそれを充てていいですよと。好きなように使ってあの事業をやる、この事業をやるということができなかったのです。

ですので、私どもは今ほとんどが合併特例債ですので、相当部分を適債事業に充てるということになりますと、もったいないわけです。7 割からの補償がある起債と、一般的な起債ですね。一般的な起債の事業に充てるために精査をしていて、平成 25 年度分では 2,000 万円ぐらしかしかなかった。

平成 26 年度についてはさっき言いましたようにそれぞれまたありますので、そこには触れていこうということで、結局政府の鳴り物入りで、もう元気の出る交付金だということでありましたが、元気が出るといったってその借金をする部分に充てなさいよということでしたので、余り元気が出なかったのです。

それで今こういうふうに精査をしながら、少しでも市の起債額が——有利な起債を借りている部分についてはこれを充てないで、ある意味ちょっと償還関係の高い起債についてこれを充てていこうということで精査をして、こういうふうに分けさせていただいた。

それから、条例であります。基金条例を新たに設けて議会に提案をして条例を設けて、また崩すときはとそれはとても面倒でならないということで財政調整基金に入れまして、そっくり同じ額を、新年度予算をご覧になっていただければわかりますけ

れども、取り崩して元気の出るほうに充てようということにしております。内容は非常に明瞭ですし、たった1つの部分でありますので、中間の新しく条例を設けてまた廃止をしてとそういう手間はいいだろうということで、そういう判断をさせていただいたところでありまして。詳細についてはまた総務部長のほうからその他についてはお答えいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この交付金の決定時期でございますが、平成25年7月ぐらいでございました。その後、今市長が答弁していただきましたけれども、適債事業ということで、一番有利ないわゆる充当方法を考える中でやっておりました。

基金の積み立てでございますが、国の考えは1つの基金を起こすのもよろしいし、財政調整基金の中で区分を分けて、これは臨時の元気交付金の部分だよということで経理をしていただければ、財政調整基金の積み立てでよろしいということを確認した上で、先ほど市長が申し上げた使い勝手といいますか、便宜上もよくなるような形での経理を選択させてもらっております。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 31ページの新市立病院の整備事業費の今ほどの説明の中で、途中購入で、購入でなくて貸し付けと。要するに借りたということですよ。そういうことをこういったほぼ永久建築物を作るに当たって、なぜそういう形になったのか。やっぱり借地料とかそういう問題も出てくるわけでありまして、その辺をどういった判断をされたのかひとつお聞きします。

できれば借地料というのは、やっぱり変動する可能性があるということですし、将来的にその影響が出やしまいかということをお心配するわけでありまして。そして、将来買収ということになりますと、結構争いの種になるのではないかというふうに感じますがいかがでしょうか。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 ただいまの件でございますが、数年前だと思っておりますが特別議会でご報告を申し上げたとおりでございます。今、県が駐車場として借地している部分でございます。病院に向かって右側ですがあそこの部分でございます。ちょうど建物の下に入る部分であります。当初、ならば売っていただきたいということで交渉に入ったわけですが、現在も借地ということですので、その辺で判断をさせていただいたところでございます。

それから、借地料でございますが、考え方としますと、確か特別委員会でも申し上げたと思うんですが、30年ぐらいでその買収価格に落ち着くというような設定にしております。病院の場合でございますが、通年でございまして30年たつと大体次の計画が始まりまして、35年たつとまた建てかえるというようなのが通例でございますので、そういう判断をさせていただいたということですので。前にも特別委員会で報告をさ

せていただいたとおりでございます。以上でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は限りなく借地というのはやめたほうがいいと思うのです。結局次にまたそういう問題が出てくるわけですから、やっぱり再利用するとか今度どういった施設を作ろうかと、そういうときにまたそれがネックになるということでもありますので、一考するべきではないかというふうに意見を申し上げておきます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 予備費の部分でちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、今 8,900 万円ぐらい流用した中で、その中の個々の問題をちょっとお聞かせいただきたいと思います。今回、小学校のアスベストの件で暖房機を設備したかと思いますが、その中で例えば城内、五日町、大巻小学校で、仮設暖房機を入れたということで、実際、風邪だとかそういう身体に今までとは違った、児童たちの健康状況に変化があったのかどうか。掌握していたらお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 そういう変化があったということは現場からは出ておりませんし、問題はなかったというふうに判断しております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 別に教育委員会のほうで変化がないというふうに掌握していればそれまでですけれども、私の耳には、要するに 12 月初めに暖房したことによってやっぱり乾燥して、かなりわからない風邪——インフルエンザというか、風邪が早くはやったと、そういうのが各学校で出たというふうに私は地元で聞いております。そういうものがなかったということ自体を私はどうこう言われませんが、わからなければ対策も打てないけれども、少なくとも私はそういう報告を聞いていたものですから。聞いていた覚えがあれば対策がとれますが、ないわけですからどうしようもないですけど、その部分はちょっと私と認識が違っていたものですから、そういう面からして今後もしあったならば、至急対策した中で早く改修をしていただきたい。その部分を確認したいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 小中学校で 26 校あるわけですから、ほかの学校と比較できます。そういうことで、特にその 4 校から議員さんには情報が入っているかも知れませんが、私たちには特別に入っておりませんから、そういうことはなかったというふうに判断はしております。ただ、エフエフではなくて中に炊くストーブですからことしだけにして、来年から早く換気のできる暖房機にかえていきたいというふうには思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 34、35 ページの道路橋りょう除雪事業費についてお伺いいたします。

今回 2,432 万円ほどの補正であります。毎年聞いていることではありますが、累積の積雪情報でいけば例年よりかなり少なめの雪であります。機械除雪については、多分これから二次除雪が始まるので、それを見越しての減額をしなかったという部分でありましょう。けれども、昨年申しましたが、相当雪が解けて道路だけ残っている、機械除雪費を使い切るというつもりで動かすという部分が見えた部分でありましたけれども、ことしはそういうことはない、絶対そういうことはさせないという方向で臨んでいるというふうに思っております。そこをひとつお聞きしたいと思っております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 むだな除雪作業は当然しないのが当たり前ですのでそのようにしたいと思っておりますし、昨年に引き続きまして春先除雪につきましては、4月以降ということでさせていただく予定です。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 排雪が必要な部分であっても、例えば大型ダンプではなくて中型ダンプで出すというところも見受けられてはいますので、そんなところも注意をしていただきたい。

それから市道ではありませんけれども、国道、県道の歩道除雪、それから登下校の時間に間に合わないというのが非常に目立っておりましたので、学校側から当然あがっていると思いますけれども、これは市のほうからも国道、県道の歩道除雪については、登下校の時間に合わせて検討していただきたいという申し入れを再度していただきたい。終わります。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1点だけお願いいたします。17ページ、県支出金の中の中ほど、新規就農総合支援事業県補助金これが4,500万円返納になっているわけです。来なかったわけだけれど、いらなくなったわけだけれども、どの程度の人数といたしますかを当初予定していたのか。また、この事業の簡単な概要について聞かせてください。

○議 長 農林課長。

○農林課長 新規就農総合支援事業県補助金でございますけれども、当初600万円見積もっておりました。1人当たり年間150万円という事業でございます。当初予算の見積もり段階では、ある程度概算の数字で見積もっておりまして、最終的に確定したのが1人というような内容になっております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 これは農村では理解されているけれども、なかなか都市部の納税者には、そこまでやることがあるのかなという声は確かに聞かれる事業であります。しかしながら、これは我が市としては、本当にこれからの戦略的な投資的経費としてみていかなければならないことでもありますし、売る力を備えた新規農業者、また、若者に新陳代謝も図っていかなければならないわけですが、このPRといたしますか。それ

は中核農家にしてみれば知っていることかもしれないけれども、本当にあす、あす機械がぶっ壊れればやめなければならないという農家が結構いる。もっともっとPRした中で、また外部のほうにもアピールした中で、私は満額消化する程度のことはどうしてもやっぱり欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長 農林課長。

○農林課長 この制度につきましては当然、いわゆる高齢化だとかそういうので離農者も増えてきている中で、県の振興局普及センターと一緒に私どもも相談に乗っております。そういう中でこういう制度がありますよと制度紹介したりしておりますので、今後当然、今後の流れの中でもこの制度を活用して、新しい就農者を発掘していかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

今の取り組み自体が積極的かどうかという評価は別にしまして、どんどんこういう制度が出てきておりますので、いろいろな制度を活用した中で支援していこうというふうに思っております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 だめ押しになるかもしれませんが、市長にこの辺のやっぱり強力で押し進めていただきたい。本当に売るといふこと、来るといふことのバランスからいって、本当にこれから難儀をしますが、そのかわりにこれが達成できれば非常に強い産地になると思っております。

その辺のことは不用残という形で残すのではなくて、こういう投資的なことは本当に市長のほうからまた号令をかけていただいて進めていただきたい。このことを要望して質疑を終わります。

○議 長 ここで先ほど議席番号6番・佐藤 剛君に対し、保留していた答弁について財政課長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○財政課長 地域の元気交付金の交付決定等の時期の件ですけれども、1回目の決定が5月28日、これが6億円ほどです。それから2回目の決定が10月25日、これで最終決定6億6,418万8,000円という額が決まりました。

県の指導では、見込みの額で予算化してもいいし、決定になってからでもいいということで、私どもは後者を選んだということになります。あと交付決定が12月5日、収入が12月25日ということでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第5号議案 平成25年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は午後3時30分といたします。

〔午後3時10分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後3時30分〕

○議 長 執行部にお願いいたしますが、説明につきましては、事前に配付してありますし勉強会もしておりますので、わかりやすく要領よく説明をお願いしたいと思います。

○議 長 日程第13、第6号議案 平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第6号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、法改正に伴いますシステム改修費用、それから平成24年度国県補助金の確定精算に伴う返還金の増額、ゆきぐに大和病院の施設整備が特別調整交付金として認められたことに伴います予算計上、その他執行見込みに伴う予算調整が主な内容でございます。

これによりまして、歳入歳出予算総額からそれぞれ857万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を64億1,241万3,000円としたいものであります。詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。予算書の事項別明細書8、9ページをお願いいたします。歳入の1款2項1目財政調整交付金、特別調整交付金を262万円増額いたします。国保直営診療所ゆきぐに大和病院で整備する医療機器が、交付金の対象として決定いたしました。10款1項1目一般会計繰入金、出産育児一時金について、当初予算100人分4,200万円の3分の2を一般会計から繰り入れることで予算措置していましたが、現時点で60人程度と見込まれますので、40人分1,120万円を減額いたしました。

10、11ページをお願いいたします。歳出の1款1項1目一般管理費107万円の増額。法及び政令改正に伴う月俸、年俸などの報告や調整交付金などの算定を行う国保情報データベースシステムを改修する費用です。

2款2項3目一般被保険者高額介護合算療養費、医療費負担と介護サービス負担の合算額が年額一定額以上の場合、申請により国保会計から支出していますが、執行額に不用額が見込まれますので100万円減額いたしました。

2款4項1目出産育児一時金については、先ほど歳入説明のとおりです。

8款2項1目保健衛生普及費、人間ドック助成金が確定しましたので、予算執行残額220

万円を減額いたしました。

12、13 ページをお願いいたします。2 段目、11 款 1 項 3 目償還金、過年度国県補助金等返還金 448 万円の増額。平成 24 年度特定健診国県助成金の額が確定いたしましたので、受領済額との差額を返還いたします。

11 款 3 項 1 目直営診療施設勘定繰出金 262 万円、ゆきぐに大和病院で整備する医療機器が特別調整交付金の対象になったものです。

予備費 321 万円は、歳入歳出差引残額を予備費に追加するものです。

1 ページに戻っていただきたいと思います。歳入歳出予算の補正、第 1 条 歳入歳出予算総額から 857 万 7,000 円を減額し、予算総額を 64 億 1,241 万 3,000 円としたいものです。以上で説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 11 ページの人間ドックについてお伺いしますが、220 万円という、私はかなり大きな数字かというふうに思っています。今、確か 1 万 6,000 円ですかの補助だと思うのですが、結局ドックの費用が 3 万 8,000 円ですか、かかると思うのです。昔の話をして申し訳ないのですけれども、結構自己負担が少ないとドックには大勢かかるのです。その辺の兼ね合いがここへ出てきているのかというような感じが私はしますが、国保財政が大変だから、ドックはだんだんかかる人が少なくなる。ところが、返してみると今度は事前に早期発見とかそういう形ができなくて、医療費が高騰するというようなことも考えられるわけでありまして、そういう点からしますとどういった見解を持っているか。私の思い過ごしか、その辺をひとつお聞きしたいのですが。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問のとおり、1 人当たり 1 万 6,000 円の助成になっております。この助成金につきましては、数年前から減額をしてくださっていて、今の 1 万 6,000 円という金額になりました。その間の人間ドックの受診者、受けていただいた数ですけれども、こちらについてはほぼ横倍という形になっております。減額によって人間ドックを受けられる方が減ったという情勢ではありませんが、当然のことながら早期発見が目的になっているわけですので、申し込みの方をお断りするという状態にはなっておりませんので、当面の間、この形でお願いをしたいと思っております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ありがとうございます。多分 400 人ぐらいの予定だったかという気がするのですけれども、この 6 万人の市で——対象者が 40 歳以上とかあるかと思うのですけれども、少ないと思いませんか。

妥当だというふうに思っているか、その実例をひとつ、予定が何人でどれだけ未消化だというところをきちんと教えていただきたいと思います。これは自分の健康は自分で守るというそこからしてみても、今、健康を考えない人は多分いない時代だと思いますが、その辺をひとつ、啓蒙が足りないせいか、あるいは経済的な事情があるのか。ドックを受けた人に聞

いてみれば、「もっと安いほうがいいですか」とかそういう質問の仕方があろうかと思うのですけれども、どんなものでしょうか。

何らかの形でこれが増えていくようで、そして国保会計が改善していくというような考え方を持ったらいかがなものでしょうか。私は先般、議会運営委員会の席で言いました。議員は率先してドックを受けようと、あるいは予算化できないか、という話もしてみました。以上です。

○議 長 市民課長。

○市民課長 今年の実績について申し上げます。当初予算 2,400 万円を盛っておりました。実績が今のところ読めますのが、1,362 人掛けることの 1 万 6,000 円で 2,179 万円ほどになります。その差引で 220 万円ほどの不用残ということでありまして、我々としましては 1,500 人ぐらいですか、見込んでおりましたが、この数——受け入れの診療施設等のキャパシティもあるわけでありまして、なかなか大きく伸びるということではありません。申請者は今年も平成 26 年度の受付をもう終了しておりますけれども、やはり横ばい、あるいは若干多めということで推移をしております。

人間ドックは我々も推奨しているところでありまして、この数が多い少ないということになりますと、いろいろ考えるものでありますけれども、要は適齢期、働き盛りの方々の数は、国保の被保険者の中で減ってきております。その中で人間ドックの受診は横ばい、あるいは若干増えているということを考え合わせますと、やはり意識的には高まっているのではないかと、相対的には高まっているのではないかとというふうに我々は感じております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 6 号議案 平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 7 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 7 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、介護サービス事業費精査によります増減及び国県負担金の内示等により補正をするものであり

ます。歳入につきましては、主に今年度交付額の内示による国・県負担金等の減額分を計上し、そしてこれに伴います歳入不足分について、介護給付費準備基金の取り崩しを追加して補填をするものであります。

歳出につきましては、介護給付費の部分で事業の実績見込みに基づきまして、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費これらを増額し、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費これらを減額で計上させていただきました。また、地域支援事業費につきましては、事業の実績見込みに基づきまして介護予防事業費、包括的支援事業費、任意事業費ともに減額を計上いたしました。

これによりまして歳入歳出予算総額から 5,093 万 4,000 円を減額いたしまして、予算総額を 60 億 1,809 万 7,000 円としたいものであります。詳細につきましては福祉保健部長に説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは私は事項別明細のほうでご説明申し上げます。8 ページ、9 ページをお開きください。最初に歳入ですが、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、滞納繰越分の収納率を当初 20%と見込んでいましたが、実績は 7 ポイントほど落ち込むことが見込まれるため、112 万円減額するものです。

次の 4 款 1 項 1 目介護給付費負担金と 4 款 2 項 1 目調整交付金は、今年度交付額決定内示に基づきそれぞれ減額するものです。2 目、3 目の地域支援事業交付金は、いずれも実績見込みによる減額でございます。4 目の介護保険事業費補助金は、平成 26 年度介護報酬改定に伴いますシステム改修に対する補助金を、新たに計上するものです。

5 款 1 項 1 目の介護給付費交付金は給付費の減により、2 目の地域支援事業支援交付金は実績見込みの減により、それぞれ減額計上するものでございます。

6 款 1 項の県負担金と、10 ページ、11 ページをご覧ください、そちらの 2 項の県補助金は、国庫支出金と同じ理由で、ルールに基づきそれぞれ減額するものでございます。

7 款 1 項 1 目財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子の計上でございます。

8 款 1 項 1 目介護給付費繰入金は、給付費の減額に伴いまして 387 万円を減額するものです。2 目及び 3 目の地域支援事業繰入金は、事業費の減額に伴い、それぞれ 62 万円と 69 万円を減額するものです。4 目その他一般会計繰入金は、これまでの補正等の調整を行ったもので、人件費分で 371 万円を増額し、事務費分で 239 万円を減額するものです。

8 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金では、国県支出金等の減額に伴います歳入不足分の補填として 1 億 534 万円を追加計上するものです。

12 ページ、13 ページをご覧ください。10 款 1 項 1 目の第 1 号被保険者延滞金、次の 2 項 1 目の第三者納付金、それから 2 目の返納金につきましては、それぞれ実績に基づき追加計上しました。一番下の 3 目雑入は、決算見込みより 112 万円の減額計上でございます。

14、15 ページをご覧ください。次に歳出のほうですが、1 款 1 項 1 目一般管理費の最初の丸、職員給与費でございます。人事異動に伴う減額で、次の丸、運営費は臨時職員の退職に

伴う減と、消費税引き上げに伴う介護報酬改定に係りますシステム改修の増が主なものでございます。

1 款 3 項 1 目の丸、介護認定審査会費は、審査会開催回数の減に伴う減額でございます。

2 款 1 項 1 目介護サービス諸費の最初の丸、居宅介護サービス給付費と、その下の丸、特例居宅介護サービス給付費は、それぞれ利用者が見込みほど伸びなかったことにより減額でございます。

16 ページ、17 ページをご覧ください。最初の丸、地域密着型介護サービス給付費は、平成 25 年度中に開設となりました百花園、石打の家、さくりの郷の利用が伸びましたことによる増額でございます。次の丸、居宅介護サービス計画給付費は、決算見込みにより減額でございます。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス諸費の最初の丸、介護予防サービス給付費は、まちトレ南魚沼、うららか等の機能訓練型施設の開設に伴います利用増による追加計上でございます。次の丸、地域密着型介護予防サービス給付費は、新規開設施設での利用が当初見込みほど伸びなかったことによる減額で、次の丸、介護予防サービス計画給付費は、要支援の認定者数が大きく伸びたことによる増額計上でございます。

次の 2 款 3 項その他諸費から、次のページをめくってください、18、19 ページです。2 款 5 項高額医療合算介護サービス等費までは、歳入補正に伴います財源内訳の変更でございます。

2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス等費は、特養の新規開設に伴う増額を見込んでいましたが、該当者が予想以上に多かったため追加計上するものでございます。一番下の 2 目特定入所者介護予防サービス費は、該当者の利用が増えたことによる増額でございます。20、21 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目二次予防事業費の 3 つの丸についてですが、これは事業量減などによる決算見込みを減額計上したものです。次の 2 目一時予防事業費から、一番下の 3 款 2 項 4 目までは、3 款 2 項 3 目の権利擁護事業費の財源内訳の変更以外は、人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

22、23 ページをご覧ください。一番上の 5 目任意事業費の丸、その他事業費は、成年後見人の報償費と配食サービス委託料を実績見込みにより減額したものでございます。4 款 1 項 1 目と 2 目は財源内訳の変更でございまして、3 目償還金は財政調整交付金の清算返還金を計上したものでございます。

5 款 1 項 1 目の介護給付費準備基金積立金も財源内訳の変更のみでございます。なお、平成 25 年度、この補正までの予算執行後の基金残高は、1 億 6,000 万円強となり、前年度末より 5,800 万円ほどの減となる見込みでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第7号議案 平成25年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第8号議案 平成25年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第8号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は国の補正予算を受けて、平成26年度事業前倒し分として特環下水道事業に6億5,000万円を追加し、その全額を未契約で翌年度に繰り越すもののほか、歳入歳出において決算見込みより所要額を計上するものであります。

歳入では今ほど申し上げました補正予算を受けまして、国庫補助金3億1,500万円、市債に3億3,500万円を追加するほか、使用料では下水道排除量の減少によりまして、3,810万円減額するものであります。

歳出では1款総務費及び2款施設管理費において決算見込による所要額を計上したほか、3款下水道事業費において、先ほど触れました補正予算によります平成26年度前倒し分6億5,000万円を計上したところであります。

これによりまして歳入歳出予算総額がそれぞれ6億365万5,000円追加いたしまして、総額を57億5,274万3,000円としたいものであります。詳細につきまして企業部長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは事項別明細で説明を申し上げます。歳入の10ページ、11ページを見ていただきたいと思います。歳入であります。1款1項1目特環下水道の事業の分担金であります。新規賦課の中で前納者が見込みより増えているということと、これは消費税関連も含んでいると思いますが、新築件数が増えているというようなことで、現年度分の伸びが見込まれて1,830万円ほど追加をするものでございます。

1款2項1目であります。公共下水道の負担金であります。農地転用の増による240万円の追加ということで、南魚沼市民病院、それから塩沢の六分区の若葉会そういったものがありましたということで増えたものでございます。

2款1項使用料であります。水道のほうの使用料が非常に減っているというようなことで、

節水による水道の有収水量が減っているということから、使用料についても決算見込みにより 3,810 万円ほどの減額計上としたいものでございます。

3 款 1 項 1 目下水道事業費の国庫補助金であります。先ほど市長が説明申し上げましたが、平成 25 年度の補正予算によります 26 年度事業の前倒し分ということで、社会資本整備総合交付金につきましては、3 億 2,066 万円の追加、並びに防災安全社会資本整備交付金につきましては、決算見込みにより 322 万円を減額をしたいものでございます。3 款 1 項 1 目では 3 億 1,744 万円の追加とするものでございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金であります。歳入歳出の調整ということで、説明欄のとおりであります。一般会計繰入金を 1,882 万円ほど追加をしたいものでございます。

7 款 1 項 3 目雑入であります。公共下水道で十二沢川の事業が見込みどおりの進捗がなかったということより、減額をするものでございます。また、特環及び農集では県道の改良事業の進捗状況によりそれぞれ増減はありますが、実績見込みとの差額を計上するものでございまして、981 万円ほどの減額になります。

8 款 1 項市債であります。先ほど申し上げました 2 目の特環では国の補正予算の関係で増額、それから 1 目の公共下水道、4 目の浄化槽では実績見込みによりそれぞれ増減額を計上し、8 款では 2 億 9,460 万円を追加したいものでございます。

14 ページ、15 ページの歳出であります。1 款 1 項 1 目下水道一般管理費であります。分担金の前納者が増えているということで前納報奨金の不足が見込まれますので、50 万円ほどを計上したいものでございます。

2 款 1 項 1 目下水道施設管理費であります。流域の負担金につきましては、実績見込みによる減額であります。それから光熱水費については電気料値上げ分で不足が見込まれますので、不足分をそれぞれ計上するものでございます。2 款 1 項 2 目であります。農業集落排水施設管理費であります。決算見込みにより不用見込額を 800 万円ほど減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目下水道事業費であります。歳入でも申し上げましたが、平成 25 年度の国の補正予算によりまして、平成 26 年度事業の前倒し分ということで 6 億 5,000 万円を計上するほか、決算見込みによる減額分を含め、下水道事業費としましては 6 億 1,545 万円を追加したいものでございます。

16 ページ、17 ページを見ていただきたいと思います。3 款の 1 項 2 目農業集落排水事業費であります。300 万円ほどの減額ということで、不用額が見込まれることからの減額計上でございます。3 款 1 項 3 目につきましては、財源内訳の変更のみとなっております。

並びに 4 款 1 項 1 目の公債費の元金につきましても、財源内訳の変更のみとなっております。

4 ページをお願いいたします。予算の第 2 条繰越明許費の補正でございます。公共下水道では平成 25 年度の通常事業分 1 件で 965 万円を平成 26 年度に繰り越すものでございます。

特環事業では先ほど市長から説明がありましたとおり、補正分6億5,000万円を未契約で26年度に繰り越し、また、平成25年度の通常分につきましては、3件で4,444万円ほどということで、合計で6億9,444万円を翌年度に繰り越すものでございます。

5ページであります、第3条地方債の補正であります、国の補正分並びに事業費の実績見込みによる調整分を合わせまして2億9,460万円を追加したいものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第8号議案 平成25年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、第9号議案 平成25年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第9号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は、資本的収入に資本費平準化債5,600万円を追加計上するものです。これによりまして資本的収入合計額を8億5,116万4,000円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額10億8,594万7,000円を、10億2,994万7,000円に改めるものであります。

今回の追加によりまして、資本費平準化債は3億5,600万円の借入額となりますが、将来に備え、内部留保資金を確保するために増額するものであります。これだけでございますので、特に詳細説明はございません。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点、資本費平準化債についてお聞きします。これだけなので当然ですけれども、今、説明がありまして将来に備えてということですが、この資本費平準化債というのは、多分借入金の返済が料金収入に見合った形で行われるようにというような、そういう意味合いを踏まえましての地方債の編さん財源とするために発行するのであるというふうに私は理解しているのですけれども、それが3億5,600万円、それで先走ったようです

けれども来年度予算にも計上されている。

これは今ほど言いましたように、借入金の返済が料金収入に見合った形になるようにということになりますと、今後水道料金は、人口も減るわけですし先々のことを考えると、これは将来を見通したというようなことになりますけれども、ここだけ考えると先々不安がどんどん積もって、重なっていくというような見方を、私はしているのです。

ですので、「新水道ビジョン」という言葉がときどき今出ますけれども、私はそのビジョンの中でどういうふうに抜本的な改革がなされるのかわかりませんが、現状の中で考えると、この必要性は理解しているのです。けれども、資本費平準化債というのは、非常に先々に不安材料をどんどん抱えてしまうというような、そういう私は不安を持っているのですけれども、そこら辺の説明をお願いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 資本費平準化債であります。昨年改定をしました水道ビジョンの中で、平準化債は5年間で総額15億円ということで見込んでおります。けれども、先ほど説明しましたように平成26年度から制度改正がありまして、平成26年度の資本費平準化債につきましては、水道ビジョンで3億5,000万円ほど一応見込んでいるわけですが、実際はその平成26年度の制度改正によって1億5,000万円ぐらいいままで減ります。それで、平成27年度以降についても3億5,000万円だとか4億円だとかということで一応見込んでいるわけですが、全て2億円以下になります。平準化債自体は5年間で15億円というお話を申し上げましたが、実際にはそれよりも相当少なくなる。10億円を割るような金額になりますし、資本費平準化債を15億円入れたとしても、確実に水道事業債の残高は毎年6億円から7億円ぐらいい減っていきますので、将来の水道事業の運営ということについては、大きな影響はないだろうという見込みの中で見込んでおります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 水道料の未納についてちょっとお伺いいたしますけれども、平成24年度決算で大変な未納が発生したわけです。平成25年度中にその解消の見込みと申しますか、今のところ収納の現状があると思うのですけれども、その部分について、どういう状況になっているのか教えていただきたい。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 今、未納の状況の資料をここに持ち合わせておりませんが、確か水道料金の未収金につきましては、1億数千万円程度であったというふうに思っています。その内、5月末ではその水道料金の未収金が5,000万円だか6,000万円ぐらいいまで減っていますので、そのときに支払いがちょっとありませんでしたけれども、翌年度、その2か月後、3か月後にはきちんとまた水道料金を入れてくれるというような状況になっております。毎年度そういうような状況になっておりますので、水道事業の決算時点では、未収金の額というのは非常に1億数千万円というような数字になっておりますけれども、2か月後、3か月後にはもう半分以下にその分が減っているということでもあります。少なければ少ないほどい

いわけですけれども、未収金については順調に収納ができているものというふうに見込んでおります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第9号議案 平成25年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、第10号議案 平成25年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第10号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は、収益的収支におきまして、整形外科等の常勤医師の確保が今年度中にはまならず、当初予定の患者数にいたらないことから、収益的収入において医療収益の減収が見込まれること、収益的支出におきましては当初予定をしておりました医師、看護師等の職員数を確保できなかったことによりまして、職員に係る給料等、給与費に残が生ずること、また整形外科の常勤医師2人の退職分を補うため、非常勤医師に頼ることになったことなどによる賃金に不足が見込まれること、入院患者構成の変化等によりまして材料費のうち、薬品費に不足が見込まれることなどから、それぞれ過不足を補正するものであります。

資本的収入におきましては、自己資金で賄う予定でございました高額医療機器購入の財源を病院事業債によることとしたため、企業債を増額し、また国民健康保険調整交付金の交付決定があったため、繰入金を追加補正するものであります。

以上によりまして大和病院事業の収益的収支における収入では、入院収益と外来収益を合わせて、医療収益を6,000万円減額し、支出では給与費を8,500万円減額し、材料費2,500万円を増額するものであります。資本的収入では、大和病院事業において企業債に1,270万円を追加し、繰入金に262万円を追加するものであります。

これによりまして、大和病院事業収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ38億5,063万円に、資本的収入の予定額を1億1,544万円に改めさせていただきたいものであります。詳細につきまして、大和病院事務部長に説明させますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長　それでは詳細説明を申し上げます。第1条は総則でございます。第2条収益的収入及び支出の補正、第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書で説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。収益的収支でございます。収入では1款1項1目入院収益で、主に整形外科の入院患者が減少していることから、4,000万円を減額計上し、2目外来収益では、主に眼科・整形外科の患者が減少していることから、2,000万円を減額計上し、総額で6,000万円を医業収益から減額計上いたしました。

支出では、市長の説明にもありましたように、当初予定しておりました医師・看護師等職員数を確保できなかったことから、職員に係る給料等給与費に残が生じることになりまして、1款1項1目給与費のうち、職員給料を4,500万円、職員手当を3,000万円、共済組合負担金等を2,000万円、それぞれの節において減額し、4節の賃金につきましては、常勤医師の不足等により非常勤医師に頼る結果となったこと、それから健診関係の医師を非常勤で対応したこと等によりまして、非常勤医師の賃金に不足が生じる見込みであることから1,000万円を増額計上し、合計で8,500万円を給与費から減額計上いたしました。

また、1款1項2目材料費では、入院患者層が変化しまして、内科、外科が増えまして整形外科が減ったということ、それから抗がん剤や抗リウマチ剤等高額薬剤の使用量が増えたこと等により、薬品費に不足が見込まれることから2,500万円を増額計上し、支出総額では6,000万円を減額計上いたしました。

次に8ページ、9ページをお開きください。資本的収入でございます。大和病院事業資本的収入において、自己資金——損益勘定留保資金で賄う予定でございました高額医療器械の財源を病院事業債によることとしたことから、1款1項1目企業債を1,270万円追加計上し、1款2項1目の他会計繰入金では、国民健康保険調整交付金の交付決定がありましたので、国保会計繰入金として262万円を新規に計上し、収入総額で1,532万円を増額計上するものであります。

1ページ、2ページをお願いいたします。第4条企業債の補正ですが、先ほど説明いたしました病院事業債は1,270万円増額することに伴いまして、起債の限度額の総額を2億9,880万円とするものでございます。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費を8,500万円減額したことによりまして、24億5,091万円とするものであります。

第6条たな卸資産購入限度額であります。薬品費を2,500万円増額したことによりまして、6億8,260万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。資金計画でございます。受入資金では、入院収益4,000万円及び外来収益2,000万円の減額で、1の事業収益総額で6,000万円を減額、3の企業債1,270万円の増額、5の他会計繰入金260万円の増額、合わせまして4,467万円を減額補正することにより、合計で56億4,162万円といたしました。

支払資金では、人件費分8,500万円の減額、薬品費2,500万円の増額によりまして、合わ

せて1の事業費を6,000万円減額補正することにより、合計で53億7,731万円といたしました。

受入資金から支払資金の差引資金額では、1,532万円の補正となり、合計で2億6,431万円となりました。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今年度もかなり苦戦をしているというのが数字に出たわけですが、資金繰りの中で、一時借入の解消については毎度お尋ねをしていますけれども、この平成25年度中に5億3,000万円という部分についての一時借入の返済であります。解消ですが、その見込みというのはどんなあんばいをお聞きします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 一時借入金につきましては、年度当初5億3,000万円で始まりまして、5億3,000万円を一旦返したということで、それ以降5億円ということで、総額では一時借入は今年度中で3,000万円減少しまして、翌年度26年度では一時借入金が5億円という形で出てくることになっておりますので、一時借入金は若干ですが減少することができたということでございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 毎度資金不足の関係で申し訳ないです。資金不足の関係をお聞きしたいのですが、今回の補正で入院、外来、マイナスにはなっていますけれども、当初予算から補正予算をプラスマイナスしますと、入院で多分約1億1,000万円、外来で多分2,000万円ぐらい去年より多くなる見込み、見通しを立てているようであります。けれども、心配なのは、来年度も26億円ぐらいの起債をしながら病院建設もするわけです。この繰入金ですが、昨年はこの補正の中で1億2,000万円ぐらいでしたか補正をしまして、何とか帳尻を合わせたということです。先ほど言いましたように今回、外来収入、入院収入ともに合わせて1億3,000万円ぐらいの前年度対比増を見込んでいますので、そこら辺の資金不足は心配ないというか、これからまだわかりませんが、今の見通しとしてそういうことは大丈夫だというような見通しをちょっと聞かせてもらいたい。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 資金不足の関係でございますが、収益全体では患者数は減少しておりますが、単価が上がっておりまして、患者数の減少に比して収益の落ち込みは少なくなっているという実情が1つあるということと、繰入金が平成24年度と平成25年度では当初予算の段階で少し多くなっております。平成26年度の当初予算の中に平成25年度の予定貸借対照表、それから平成26年度の予定貸借対照表が載っているかと思いますが、いずれも資金不足は出ないということで、今は見込んでおります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 10 号議案 平成 25 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 11 号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 11 号議案についてご説明申し上げます。本条例の制定は消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、本年 4 月 1 日から消費税率で 2.3%、地方消費税率で 0.7%が引き上げられまして、地方消費税を含む消費税の税率が 8%に引き上げられますことから、消費税の課税対象となっております施設の使用料・利用料金などを改定させていただきたいものでございます。その中で施設が多数ございまして、今回改定させていただく施設の設置条例等 35 件及び水道事業の分担金条例につきましては、この消費税の引き上げのみに起因して今回改正させていただくものでございますので、全 36 条の整理条例を制定させていただきたいものでございます。

今回の改定に当たりましては、転嫁を基本として改定作業を行ったものでございます。現行の使用料・利用料金等の設定に係る消費税課税前の原価の算定、これは人件費を含めた施設の維持管理費、年間でございます。それから建設費等の減価償却費、利用状況等による受益者負担割合をもとに算定するわけでございますけれども、それを平成 24 年度の決算数値を係数としての再計算、現状の利用形態等により確認した上で改定させていただきたいものでございます。

ただ、今回改定にあがっているものでございますと、今申し上げましたいわゆる原価の計算をいたしますと、一般的にみると原価自体が大変高いものになっております。そうしますと今回改定させていただくようなものは、市民のみが使うような施設では当然ございません。そうすると、民間が同じように営業しているところでございますので、それと同類の施設の使用料、利用料金等を勘案した中で決めてございます。ですので、一般的にいわれる手数料・使用料の算定根拠とする原価をすると大分高額になりますので、それを大分下回った中での原価設定をしてございます。それを再度確認した上で、今回改定をさせていただく部分につきましては、基本的には 5%から 8%になった部分を現在の利用料金に加えさせていただくものでございます。

それでは、議案資料 15 ページの新旧対照表でございますが、そちらをご覧いただきたいと

思います。大変多ございますが、第1条の五日町雪国スポーツ館条例から、32ページの第23条セミナーハウスまでが社会教育課所管の施設でございます。先ほど申し上げましたように、現行額の税抜き額に8%の消費税を掛けて、基本的に10円未満を四捨五入という端数処理をさせてもらいまして、影響額がある部分について料金を改定させていただくものでございます。

なお、3条の小栗山サンスポーツランド、それから、前後して申しわけありません、2条の欠之上クロスカントリー、それから第17条の大原運動公園等は、シーズン利用の券、年券、年のチケットというような部分での設定もございます。それについては10円でなくて100円未満を四捨五入という形での設定でございます。市民会館につきましては10条でございますが、かなりの額になりますし、いわゆるこれまでの徴収体制等からいって、100円未満を切り上げということで設定をさせていただいておるところでございます。

次の33ページ中之島診療所でございます。これは利用料といいますか、ここは診療所でございますので、こういった健康診断書とか証明書のものでございまして、これについても3%の引き上げ分を加えさせていただいたものでございます。城内診療所、大和病院と同額設定とさせていただいておるところでございます。

それから33ページ下段、それから34ページは、25条の農業体験実習館、26条の大杉山ふるさと農園でございますが、これにつきましても改定額に係る内容はこれまでと同じですが、これまで設定したものが100円未満を切り捨てた額としておりますので、そのような改定をさせていただいております。

35ページの第27条塩沢勤労者福祉会館から40ページ上段の34条川舟展示室までの8件でございますが、これは商工観光課所管でございます。改定額に係る内容は3%の上乗せ、100円未満は切り捨てということでございます。それから40ページ下段、これは都市計画所管の塩沢交流広場でございますが、これはまた施設の利用料といいますか、電気照明設備に係るものでございます。近隣自治体を含む他の同類施設の現状を確認した上で、現行額の税抜き額に8%を掛けて改定させていただいているものでございます。

41ページをご覧いただきたいと思います。水道事業の分担金徴収条例でございます。右のほうの現行では、該当事業費を税抜き額といたしまして、100分の105というふうに消費税の税率を乗じることとして規定しておりましたが、今後も10%への改定等も予想されますし、改正にその都度条例改正をしなくてもいいような形で、事業費に消費税が含まれているものとするようにした一部改正でございます。

13ページに戻っていただきます。附則といたしまして平成26年4月1日、いわゆる消費税改正の施行日と合わせた形での施行とさせていただきたいものでございます。ただし、第17条大原からすば一く塩沢まででございますが、これの今回の改定は一部改正条例の中でのものでございまして、そこでの改定は改正条例はまだ未施行でございまして、26年4月1日から施行となっている部分の今回一部改正をあげさせてもらっているものですので、26年4月1日から施行するという事は既に規定されています。ですので、これは本条例の公布の

日から施行したいとするものでございます。

それから2の経過措置でございますが、それぞれ従前のものを対応していくような経過措置でございます。ただし、セミナーハウスにつきましては、納付書でいわゆる料金支払いをやる部分がございます、この下段でございますように、別途に規定させていただいているところでございます。

それから前段の17条から23条までの規定を除くというのは、今23条がセミナーハウスでまずその下段に別途記載、それから17条から22条までは施行日のこととお話を申し上げたと同じ内容で、経過措置についても一部改正条例の中にあるということで除くという形をとってございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 原価算定までされたということでありまして。聞くところによると、紙一枚まで計算をしたというような話がありますが、消費税が上がることによって、市の負担をどのぐらい増とみているのか。市長は建設まで入れると7億円ぐらいの話をしているのですけれども、これにかかわる。この議案ですからほかには触れません。

そして利用料も四捨五入とかいろいろしているという話ですが、幾らの増収を見込んでいるか、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 すみません、時間がかかりまして。このいわゆる公共料金と申しますか、利用料、使用料の中でのみ消費税の今いわれました引き上げに伴う増額部分での内容では計算してございません。必要でございましたらそれを、きっちりとはできる部分でもないかと思っておりますけれども、後ほどお示ししたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの説明では、原価計算までしてということで、そして料金については切り捨て、切り上げ、四捨五入でやったということですので、当然私が今質問した使用料金、それにかかわる消費税はどれだけ市として負担があると。そしてそれについて利用料金をアップする、アップするのに幾ら必要だと、こういうことだと思っております。これが答えられないと私と言えないのです。総額が幾らですかということ。私は討論でも言いますけれども、それが話がわからないと、いふならば予算の中で吸収できる範囲でないかということをお聞いているのです。答えられますか。

○議 長 副市長。

○副市長 私からちょっとお答えいたしますが、1点目は、地方公共団体の一般会計においては、消費税は計算をいたしません。これは一般的に入るものと出るものが一緒だという概念なのだそうです。したがって、水道会計、病院会計は別であります、一般会計については消費税適用外と申しますか、計算をしないというルールになっています。それが1

点目です。

それから原価の件ですが、使用料、それから手数料、これについては特定の方についてするサービスということになります。多くは、昔は——ちょっと出てきませんが、標準政令というのがありまして、例えば戸籍ですと全国一律なわけですから、標準政令の中に戸籍謄本は幾らと書いてあります。これについては原則、原価の計算はிரない手数料になっています。それ以外のものについては、原価を計算して、それをいただくというのが今の自治法上のルールになっています。今回ちょうど全部見直してやったということですので、非常にいいと思います。

それから、吸収の件ですが、先ほど申し上げましたように、手数料、それから使用料は特定の方のお客さんについて行うものであります。したがって、その分の税金をいただかないということは、ほかの一般財源をそこに投入することになります。ですので、国も言っていますが、適正に転嫁をするということ今回3%ですか、上げさせていただいたということが概論だというふうに承知をしております。以上であります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、この数多くの使用料金等があるわけですが、その返答になると、特定の方、要するに市民以外の方がいっぱい使う部分というような、そういった特殊な話を出すのですね。要は市民が——市民の中の特定という意味ですか。市民の中の特定であっても、それが市のサービスですよ。サービスがその吸収できる範囲ではないかということです。

私は消費税法——この一般会計で公共料金分については法律で納入しなくてもいいことになっているという裏付けは、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額を同額とみなすという、こういった論法だそうです。それが今副市長が言ったことなのです。だから、市としてみると消費税を納めなくても済むのですから、吸収できる範囲ではないですかと、こういうことなのです。だから、原価計算した数字を言ってほしいと、こういうことなのです。

よく消費税が始まったときに、課税業者、非課税業者というのがあったのです。非課税業者は取ってもいいのです。取ってもいいですけれども、それは収入としてあげて所得税で還元をすると、こういうことなのです。まさに市がそういった形でなくて手数料の値上げ、それだけであるというふうに捉えられても——いう益税ですよ。そういうふうに考えたらどうですか。私は繰り返しますけれども、どれだけの額であるかということがその基準になると、こういうことなのです。どれだけの市として負担増になっているかということをお聞きします。

○議 長 副市長。

○副市長 私が一部お答えしますが、一つは自治法の227条にありますけれども、これは手数料の部分ですが、「地方公共団体の事務で特定のものにするためにつき」というのは、これは市民の方の中で、例えば岡村さんが戸籍を取りにくるというのは、岡村さんのためにするわけです。ほかの市民の皆さんのためにするわけではないわけですので、岡村さんから

適正な料金をいただく。あるいは、市民会館を使っていただければ、市民会館を使って10万円何がしをその方々のために使うわけですから、その方々からもらわないということは、使わない方々の税金をそこに投入しなければならないわけですから、そういう意味ですのでご理解をいただきたいと思えます。それはご理解いただけますでしょうか。

それからもう1つは、さっきの、では消費税はどうだということになりますが、今、投資が恐らく40億円ぐらいの工事を出せば、その105分の5についてはおおむね消費税は払っています。工事には全部消費税はついていますので。それでは戸籍のほうでそれだけもらえるかといいますと、とてもとてもそれは、私はちょっと無理だろうと思っていますが、法律上は入りと出入りが一緒だということで、地方公共団体の中の一般会計は課税客体とならないというふうに決まっておりますので、計算を確かしたことは私はないというふうに思っております。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど原価の計算というふうに申し上げましたが、いわゆる処理単価を決める際の基本となる部分が、先ほど言いましたように人件費を含む年間の維持管理経費、それから施設建設費のあとの減価償却費でございます。例えば3条の小栗山サンスポーツでいいますと、経常経費が700万円、減価償却が84万5,000円、人件費としては160万円ほどということで計算できます。950万円ほどになるのですが、それをテニスコート1時間当たりの部分で計算しますと、3,765円ほどになります。実際に設定しているのは今回アップ分を合わせて820円です。

これはいわゆる原価をそのものでいったら、通常民間等が営業したり、他市町村等と比べますと全く高いです。だからその維持管理経費を全部そこで賄おうというものではないのです。そういったものに合わせた上で、利用される方々から負担をしていただくという考えで、原価は今、平成9年の転嫁の際と大幅に乖離していないかどうかというのを確認した上で、今の料金が、また全体の料金をみても異常でないということで、消費税のアップ分を出すわけです。

それから、消費税自体が益税とおっしゃいましたけれども、それは感覚の違いかもしれませんが、公共料金というのは仕入れ価格と売上価格が一緒だという考えのもとで、消費税の部分の納税、支払いが同額だということの考えでゼロになっているわけでございます。ですので、消費税を設けて、それを部分という考えではなくて、あくまで公共は先ほど申し上げました維持管理費に払う部分については消費税が含まれている部分で払っているわけでございますので、そういう考えのもとにしている部分でございます。以上でございます。

〔何事か言う者あり〕

○議 長 岡村議員、もう3回ですので打ち切りであります。（「続行」と叫ぶ者あり）いや、3回ですので打ち切りです。市長。

○市 長 消費税を吸収するとかそういう、先ほど水道事業のところでもちょっと所信表明でも触れましたけれども、そういう部分というのは表現的に好ましくない。こういうこ

ともきちんとと言われておりますから、私どもが消費税部分を吸収できるとか、できないとかということは申し上げませんが、それぞれに消費税、いわゆる3%分のアップをお願いする部分と、その中で今までの料金の中で——これは吸収ではありませんよ、そこまでいなくても大丈夫だという部分がありますから、全部吸収してどうだとか、全部払って——全部吸収するとなると、さっき言ったように我々は工事発注ひとつとっても払わなければならないわけですから、ですから同じことです。料金も含めて同じことです。消費税というのはみんなかかってきますから。

我々が、いわゆるさっき総務部長が言ったように、維持管理費として払う、この部分には全部消費税がかかっているわけですから同じでしょう。それを頂いても出すわけです。同じなのです。益税なんて生ずるはずがないじゃないですか。そういう発想では、とてもこの議論はできませんので、以上で打ち切りということではありますが、我々もでき得る部分について、この景気対策等も含めて勘案しているということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は今、前者の部分とは全く別の違った観点から質問させていただきたいと思いますので、お含みいただきたいと思います。今、この今回の部分は消費税値上げ分のアップということで、一くくりの35施設を一括して、そういう形であるかと思うのですけれども、その中で私は2点だけ質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、各原価計算をした中でこういう金額を提示したというふうに発表がございました。私は毎回言っておりますけれども、各自治体との対比はどのように調査をした中でしているのか、その点をまず1点お聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、例えば、ここに入って大変恐縮でございます。聞きたいものですから、お聞かせいただきたいと思いますけれども、39ページの八海山麓観光施設条例がございました。この中で例えばリフト券の利用料金等の提示がございましたけれども、この金額は、私は条例を見たのですけれども、その中でこれは上限なのか、その金額でやらなければいけないのか、どのような形になっているのか、確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それではまず第1点目の近隣自治体といいますか、各自治体との比較ですが、これはそれぞれ先ほど所管部署を申し上げましたが、そちらのほうで同類の施設等について調査等をした上での検討をさせていただきます。

それから2点目でございますが、八海山麓については指定管理でございます。そうしますと、ここで定めるものはあくまで上限額でございます。実際の利用料金等につきましては指定管理者と協議の上で定めることとしております。以上でございます。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 各自治体の調査をした中ということでございましたけれども、私は以前、市長からも答弁をいただいた中では、例えば夏なんかの私たちの地域では、農業と観光が主幹産業という形でやっていくというそういう観点は、みんなが承知し一致しているところで

ございます。その中で、例えば夏は、市長も、各自治体よりも確かに高いと、そういう答弁をされていました。具体的にどう格差をしたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 個々の条例について、施設についての答弁が必要であれば、その後答弁させますが、議員のおっしゃっていたことは、よく私も答弁しておりまして高い部分もあります。そういうことは触れました。ただ、そのことだけを理由に、今のこの条例改正の中で消費税分についてのことで、これを改正するという見方は全くっておりません。

今後、では抜本的にそれを見直さなければならないのか、それらも含めて、あるいは指定管理的な部分も含めて総合的に検討していく課題であります。他の市町村とは比較していません。全部比較していますから、高いのもあれば安いものもあります。けれども、その他の町村より高いから、これに合わせて全部額を下げたいこうという考え方は今、全くっておりませんので、消費税分について全部精査をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は消費税という部分はいいと思います。なぜ私がこう聞くかという、例えばずっとスポーツ・ツーリズムということを書いてまいりました。市長もしていました。そして何とかそれを還元して観光客を呼ばなければいけない。ではいつ、どこでそれを決めるのですか。もう何年も前からこのことは書いております。

そして、その後市長は推進していきますとおっしゃいましたけれども、実際具体的に、今の担当課の社会教育課、商工観光課は協議をしましたか、実際に。実際討議をしたのですか。そうしてこういう結果になりましたというならば納得がいきます。していなくて云々といわれたときは、私はやはり疑問を感じるわけですので、このような質問をさせていただくということです。これは消費税云々ではなく、前者の観点とは違う部分でお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ですから、今申し上げましたように、今回のこの部分についてはそういうことは一切検討はしていません。今まで高かったか、安かったか、その部分は検討していません。それはさっき言ったとおりです。これだけの部分を全部改善するわけですから、それを全部調整して、あるいは私どもの一存ではできない部分もいっぱいありますから、消費税分については、きちんと今やったということです。

今あなたがおっしゃった高いとか安いとか、それは個々にありますから調整できるものはこれから調整していきますが、スポーツ・ツーリズムでも同じことですけれども、「あっちの施設は高いから人が来ない」とか「こっちの施設は安いから人が来る」とかという問題ではないのです。そういう問題ではないわけです。ですから、総合的にはスポーツ施設の部分はどうしていくのだということは、これから協議しなければなりませんけれども、今ここで私が断言して、「あなたのおっしゃる部分は下げますよ」とか「あっちは上げますよ」なんて

ことは全く申し上げられる段階ではございません。（「協議をしているということによろしいですね」と叫ぶ者あり）

協議というか、実態は調べています。実態は全部調べていますから、高い部分もあれば、あるいは安い部分もある。それをではどうしていくかというのは、別にまだ特別な協議は、私は今指示はしておりません。大原運動公園のこともあったり、いろいろで全部出そろってからということになろうと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの第11号議案について、また次につながる議案もそうでありますけれども、消費税アップの、要するに公共料金の値上げであります。私は今ほど質疑の中でもお尋ねしましたけれども、改定による税収増と、手数料増ということであれば簡単に答えられたのか。平成24年度ベースでやるということでありますので、実績にその上げ率をかければそれでいいわけです。市の負担増で建設費がどうのこうのなんて話を私は聞いているのではないのです。それは市長から7億円とか、単純に計算すると10億円近くもなるというような話も聞いているわけでありますので、そこを私は言っているわけではありません。

そして、その額がこの値上げについて幾らであるかというあたりが、私は吸収できないかということを使うわけであります。施政方針の中で市長は、削除してほしいと言いましたけれども、水道料金これは完全に課税しなければならないこういった会計であります。それが企業努力をして、そして消費税を加えたとしても、現状維持の価格で供給したいと、こういう内容であります。

私はですから、この手数料改定をするに当たって幾らであったかということが基準になるので、3回にわたって聞きましたが、答えがなかったわけであります。それで、消費税の問題で私はここできちんと話をしておかなければならないと思うのです。今年3%、来年の10月にはまた2%上げようと、10%になるということがもう決まっているわけでありますので、この条例の中にもそういったことを加味した条例になっているわけでありまして、上げてしかるべきと、上げなければならないという認識でいるものというふうに思っています。

法律でありますから、その国の法律ができたことによって、今回のこの消費税については国民負担が増えるということであります。この税率が3%引き上げられただけで、国民で8兆円の増税になるという試算もあるようであります。先回の3%から5%になった時点では、5兆円だったそうです。ですから、大変な負担増であるということはわかると思います。そしてこの消費税というのは、低所得者、高所得者というのがどこをいうのかわかりませんが、低所得者に非常に負担が多い。要するに平準的な方々も非常に負担が多いということでありますので、そういった面からしますと私は、何とか吸収できなかったのかということ

とを思います。先回の5%のときには、非常にこの税の負担が大変だということで……

○議長 長 岡村雅夫君、簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 はい。自治体として課税をしなかった、要するに改定をしなかったという自治体もあったようであります。私は吸収できなかった理由の1つは、末端の自治体は国の政策によって、市民がどういった形になるのかと、やはり自治体が市民を、生活をどう養護できるかと、防波堤となれるかというあたりを追求していくべきではないかというふうに思っております。

そういう面からしまして、私はこの数字からしてみましても、わずかな数字ではないかというふうに予測していますけれども、やはりその辺のお考えがあつてしかるべきではないかというふうに私は思っています。以上で反対討論といたします。

○議長 長 討論の最中ではありますが、本日の会議時間は、日程第31、第25号議案の委員会付託までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議長 長 次に原案に賛成者の発言を許します。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第11号議案に賛成の立場で討論に参加するものであります。恐らく消費税そのものに対する考え方は、先ほどの反対意見を述べた議員と同じであろうと思います。しかしながら、今回の条例改定というものは、市の直営する部分についてのものと、指定管理者に委託をする部分と両方を含むものであります。4月1日より指定管理者に委託をする分について、このような部分がもし通らなかつたらとするのであるならば、指定管理者が企業努力によってその部分についてのお金を捻出しなければならない、そういう状況が発生すると私は考えています。

また、益税という部分でいけば、例えば100円に対して、極端な話で30円、市が料金を上乗せした、ところが実際に買った分については27円であった、3円の部分が益税として残るではないかという議論であるならば、確かにそうであろうかと思えます。しかしながら、例えば社会教育課の主幹であったり、商工観光課の主幹であったり、そういう主幹であったりするものについて先ほど総務部長の説明がありました。非常に複雑な計算であります。どこがどうなっているのかよくわからない。

ただ、予算書にのっておりますけれども、諸収入の雑入に関しては、平成25年度で4億3,500万円ほどありますけれども、この部分については、当然買ったりする分についての3%アップ分がついてくるわけですから、この分は払わなければならない。この分について市の企業努力でやれといっても、反対討論をなさった議員もよくおわかりと思いますが、逆立ちしても鼻血も出ません。そういう状況下で、この制度そのものをここでひっくり返すというのなら、その制度は制度として受けとめ、どのように運営をしていくのかというところでも助言をするべきものであると思っております。以上で賛成討論とします。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。15番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は正直なところこの原案には反対しようと考えておりました。ですけれ

ども、消費税の部分に関しては全く同意見ありますけれども、私はこれを契機に、これからオリンピック強化とか練習等、これから我が地が観光に対してどう積極的に前に進んでいくか。そういう部分を鑑みながら、これを大きな契機としながら総合的改革を進めて、1人でも多くの人を誘致してもらいたい。そんな思いで賛成討論に変えさせていただきます。以上であります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 11号議案に対して反対の立場で簡潔に私の所見を申し上げようと思います。1つは消費税増税に伴う、こうした5%から8%増税をもしここで許すならば、先ほど言ったとおり、来年10月には10%に増えるという、ますます市民の暮らしが追い詰まるという、その関係者も含めてですけれども、そういう気運が広がってくると思います。

今大事なのは、懐を暖める、負担増を自治体がしっかりとめて、国のそういう方針に対してしっかり受けとめてやるのが、今、福祉のために頑張る役割を担っている自治体の果たすべき役割だと思います。そしてさらに言うならば、まずこの状態で現在のままでやって、そしてその上で、もし、それぞれの指定管理の皆さんが大変であれば、それはその場面で検討するという部分もあるかと思えます。

いずれにせよ、きょうのこの説明の中では、なかなか納得し得ないと、市民に不安を与えるばかりだと、利用者に不安を与えるばかりだという立場で、私は反対の討論に参加します。よろしくをお願いします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることのご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第11号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は5時20分といたします。

〔午後5時03分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後5時20分〕

○議 長 日程第19、第12号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長　それでは第12号議案についてご説明申し上げます。ただいまご説明申し上げた第11号議案と同じ内容で、教育財産等の目的外使用が規定されているものについての改定をしたいものでございます。5ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

条例中、別表の2の教育財産関係、学校施設でございます。一般開放されております各小中学校の体育館等の使用料の改定をしものでございます。めくっていただいて別表の3、これは同じ教育財産でございますが、公民館等についての使用料金の改定をしたいものでございます。この中で(1)中央公民館及び婦人会館の表がございますが、この中で従前は午前9時から午後10時まで通した料金設定がございます。これについては、現況の利用状況でこういった利用がありません。そういった中で、今回の改正で削除させていただいているものでございます。

その下7ページでは、公の施設関係、コミュニティ施設の部分での改定をお願いするものでございます。

1ページに戻っていただきまして、一部を改正する条例の改正文につきましては、今ほどご覧いただきました新旧対照表がございますものを、改正後の別表を示している部分でございます。

3ページをご覧くださいと思います。附則でございますが、平成26年4月1日から施行させていただきたいものでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　同じことを聞きます。平成24年度の実績でということ先ほど説明がありましたが、この改定でどの程度の増収を見込んでいるのかお聞きします。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　先ほど申し上げましたように、この段階でどの程度ということは精査をしておりませんので、予算審議の中で、今のは目的外使用条例ですからこれは使用料という部分が歳入の中で出てくるわけでありまして。それらを比較すれば、概略、前年度予算と今年度予算の差が出るわけでありまして、その辺でご説明を申し上げる。とても個々にはご説明申し上げることはできませんので、そういう形の中でご理解いただきたいと思います。と思っています。

○議　　長　　18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　条例改正ですので、やはり実績に増分を足せばそれでいいわけですから、増分を実績で掛ければいいわけです。こういうときに、精査をしたという言い方をしていますので、これから予算審議まで1週間ありますが、そのあいだに精査をするというような話では私は違うと思うのです。今、条例の改正で私は聞いているのですから、どの程度ですかということです。実績があるのだから何十万円とか概略だって言えるでしょう。その程度のことを答えられないで、こういった条例改正なんてだめですよ。

○議　　長　　財政課長。

○財政課長　実際に予算化しているというわけではありませんけれども、計算上、平成24

年の実績が使用料・手数料で2億円、これを1.05で割りかえして、1.08を掛けて差額をとると約570万円ぐらいになるかと思えます。これは計算上の話であります、以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 こういった話をすればできるわけで、あとはこの議案ごとに幾らの増収ですかということを私は聞いているだけなのですから、私は簡単にできるものだというふうに思えます。繰り返しますけれども、こういった、まとめればつかみで570万円と申しますが、私はそこまではたしていくのかという概念を持っています。これは予算まででいいですので、各この条例ごとにどれだけになるか、ひとつ調査をしていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 歳入の部分で各課で見積もった部分は出てくるわけでありましてけれども、この条例の1条ずつというか1つの施設ごとに、こうだ、ああだというのは非常に難しいと思えます。相当の作業があると思えますから、予算時にいちいち一つ一つの部分について幾らだ、幾らだということが出せるか否かというのは、今ここで即答はできません。

さっき財政課長が触れましたように、予算の総額の款、項、目の中で、前年度対比でこのくらい伸びている、それは消費税の部分だろうと。ただし、利用人数を上げて見込めば……（「24年度ベースで」と叫ぶ者あり）平成24年度ベースといっても、だから平成26の予算の中で、平成24年度ベースよりもっと利用増が見込めるとか、そういう部分だってあるわけですから、そういう部分をいちいち全部はできませんので、トータルでどの程度であろうというぐらいのことしか今は説明できない。そして、決算時になればそれは出てくるかもわかりませんが、そういうことでひとつご理解を賜らなければ、予算の中でできる説明はしますけれども、あなたのおっしゃるようなことまで、全て細かく説明できるか否かというのは、ちょっと私は自信がございません。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 集中力がなくなってきて聞き漏らしたのかもしれないので、そうしたらご勘弁いただきたいのですけれども。新旧対照表の6ページですが、ここで現行の午前9時から午後10時まで一日通しての金額が、新しいほうでは削除になっています。ここの説明はあったのかもしれませんが、ここの削除の理由と伺いますか、こういう借り方をするときはどういうことになるのか、そこだけちょっと説明をお願いします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 中央公民館の部分かと思うのですが、今まで中央公民館の部分につきましては、一日中借りるという設定をしていたのですけれども、実質的にそういう借り方も余らないということと、それからほかの施設に合わせて、今回統一をさせていただいたということが中心で、ほかの大意はございません。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ほかのところに合わせたというのが、統一していいという反面もあるので、では今度実際に今までないとはいえ、こういうふうな事例で通して借りるとい

うときはどういう計算になるのですか。分けてするとか、どういうことになりますか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 朝9時から夜10時まで借りる方が全然いらっしゃらないとは限りませんが、今までにみてきた中で、午前、午後を通して借りる、午後から夜借りる、そういう方がほとんどでございます。今後そういうお貸しする場合には、3つの時間帯を分けてお貸しをするということでございます。ただ、なかなか市民会館の利用率も高いものですから、できれば多くの皆さんに使っていただきたい、そういう意味もございますので、理由があるものについては分けて使えとは言いませんけれども、できれば時間帯を分けて使っただけのが一番公平ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第12号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「反対」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、第13号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは13号議案についてご説明申し上げます。本案は前2議案で消費税の引き上げに伴う使用料、利用料金等の改定をお願いしたところでございますが、手数料の定義として、国、地方公共団体等が法令に基づいて行う一定の事務にかかる役務の提供で、法令に基づいて徴収される手数料は、消費税非課税であるというふうの規定されている部分で、使用料、利用料金等と区分されるわけでございます。

このたび使用料・利用料等公共料金の見直しに合わせまして、手数料についても200項目からなるわけですが、内容の確認を行いました。手数料の標準を定めた「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」も改正されているところで、それに準拠している部分の改正対応など、所要の改正をお願いするものでございます。

5ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。別表第1の21、22の21-2、21-3

という部分がございますが、これは資産課税台帳記載事項証明、納税証明についてでございます。これまで税条例の中で対応しておりましたものを、本条例に追加規定するものでございます。次の34の項では、揚水設備設置許可済証についてですが、現在皆さんもご存じかと思えます。許可証、看板でございますが、あれが4,000円ほどかかる部分でございます。その辺の原価が大分変わっている中で、今回半分の負担をしていただこうということで2,000円に改定させていただきたいものでございます。

最下段の36の項は6ページにわたるものでございますが、現在、囑託として実施していない所有権保存、相続、土地表示校正の登記について削除するものでございます。同じく6ページ、42の項、地籍調査の成果の写しにつきましては、近隣自治体との均衡性等を考慮した中で改正をさせていただくものでございます。下段の別表2、家畜診療所関係では、現行実施していない業務について削除するものでございます。

7ページから12ページまで別表3、これは消防関係でございます。冒頭でも申し上げました、消防関係に関する許可、検査等の手数料につきまして25項目の改正でございますが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に準拠して定めてあるものでございます。このたびその政令が改正されたものに伴いまして改正をさせていただきたいものでございます。

1ページに戻っていただきまして、1ページから4ページが改正文でございます。ただいまご説明申し上げました改正内容の別表等を、改正後に改めるものとしたものでございますし、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行させていただきたいものでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君、議案が違いますので、質問はいいですけれども、同じ趣旨の発言については簡潔明瞭に願います。

○岡村雅夫君 この13号議案というのは、消費税絡みではないというふうに私は今の説明では聞いたのですが、まずお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 消費税そのものにかかわっている部分ではございません。たまたま、同じように手数料として、使用料、利用料等も勘案している中で、手数料についてもその内容を確認したものでございます。ですので、消費税の改正にあわせて手数料についても確認をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この改定の幅を見ますと、消費税ではなく、実額からの算定とかという説明がありました。この手数料改定を政令でという話がありますけれども、それには従わなければならないのかどうか。可能な限り現行でいってもいいのかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 政令はあくまで標準でございますが、従わないということになれば、それには根拠が必要でございます。今まで準拠して定めていた部分でございますので、そのとおり

にまた準拠していくというのが基本でございます。以上でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これだけの消費税絡み、あるいはまた資材が高騰する、何するという負担が増えていくわけです。そういった中でこれをこういうふうに改定していかなければならないという、私はさっきも言いましたけれども、もう少し猶予があるのであるならば延ばす、こういう時期にやるべきものではないのではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議 長 副市長。

○副市長 標準政令というのは、これは全国どこでも同じサービスにしなければならないという大原則なのです。例えば、戸籍が南魚沼市でとると、魚沼市でとるのでは同じ戸籍をとって単価が違うというのは、やはり行政上うまくないという理由から標準政令がありますので、先ほど消防のところはかなり上がっていますよね。これについても、全国どこでも同じ検査をしたら同じ手数料をいただくということで政令が定められておりますので、それに従うということになろうかと思えます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 13 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 14 号議案 南魚沼市露店市場管理条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは第 14 号議案 南魚沼市露店市場管理条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正は 4 月からの消費税率のアップに伴って、その上昇分を使用料に反映させることとあわせてまして、平成 24 年 10 月に暴力団対策法が改正をされ、出店者個々に個別の事前連絡、これは申請事務に係る部分なのですが、事前連絡が必要になったことから、郵送料等の経費が増加しておりまして、その相当額も出店者に負担をしていただくというために、使用料の改正をさせていただくものであります。

また、現在の条例では開設期間が 1 日の場合と 2 日以上の場合、1 口につき 400 円と 600 円という 2 種類の使用料になっておりますけれども、他の県内自治体等を調査してみますと、期間の長さに関係なく 1 口幾ら、1 回でも幾ら、500 円ということで単一料金にしていると

ころが多くございます。使用料体系の簡素化を図って、露店受付の手間の軽減、あるいはその時間の短縮を図りまして、警察の身元確認等に要する時間を充実するなど、より健全な露店経営管理を目指す方向となっております。当市においても同様の形態に改正をさせてもらって、事務効率化と市場の安全な管理の促進を図りたいというものでございます。

具体的には3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っています。第11条の第1項は現行「第12条」というふうになっているものを「次条」に改めて、字句の整理をするものでございます。

次の第12条は、今まで市場の開設期間が1日の場合は1回400円、2日以上1回600円としていたものを、期間にかかわらず1回500円に改めるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例は平成26年の4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第14号議案 南魚沼市露店市場管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第22、第15号議案 南魚沼市都市公園条例及び南魚沼市駅前広場条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは第15号議案 南魚沼市都市公園条例及び南魚沼市駅前広場条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。消費税法の改正に伴いまして、消費税率が引き上げられることから、南魚沼市都市公園及び南魚沼市駅前広場の使用料の見直しを行い、また一部を新潟県都市公園条例に準拠して改正するものでございます。

それでは新旧対照表によりご説明させていただきます。3ページをご覧ください。南魚沼市都市公園条例の一部改正についてご説明させていただきます。第9条は、行為の制限として「許可を受けなければならないもの」が規定されております。第4項は、資料では条文が略してありますが、「競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」となっておりまして、県条例にならひまして第3号の興業を行うことをここに含めることとしまして、第3号

を削除し、第4号を第3号としたいものであります。

その下の表は、使用料を規定しております第15条の別表でございます。別表の一番上の項目ですが、現行では左から「区分」と、「公園の種別」に分けております。後ほどご説明いたしますが、公園の種別による使用料設定とならない改正も行わせていただきますので、この区分と公園の種別を改正案のように一つとして「区分」にさせていただきます。

表の区分欄の上段ですけれども、「公園施設設置又は管理」これは、1平方メートル当たりの月額占有料ですが、県条例では算出根拠を「1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た金額」としておりますので、大和・六日町・塩沢地区の代表的な3つの公園におけます現在の固定資産税の評価額によりまして算出し直しまして、1平方メートル当たり現行130円を80円に改正させていただきます。

下段の「行為」による使用料は、公園の種別ごとに設定しておりましたが、県条例になりまして改正案のように「物品の販売」、「業として行う写真の撮影・映画の撮影」「競技会・集会・展示会」などの行為の区分による設定とし、使用料金はそれぞれ表のとおりに改正いたします。

続きまして4ページをご覧ください。「南魚沼市駅前広場条例」の新旧対照表でございます。第4条は先ほどの「都市公園条例」の第9条と同じでありまして、行為の制限として許可を受けなければならないものが規定されております。

「第3号興業を行うこと」は、先ほどと同様に第4号で規定しております「競技会・展示会・博覧会等」に含めることとして削除し、第4号を第3号とするものです。

その下の表は使用料を規定しています第10条の別表でございます。それぞれ現行の使用料金額を消費税率の変更に伴い改正されます「新潟県都市公園条例の額」これに合わせて改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第15号議案 南魚沼市都市公園条例及び南魚沼市駅前広場条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 16 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは第 16 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。「道路法」と「道路法施行規則」の一部改正によりまして、「新潟県道路占用料徴収条例」が一部改正されましたので、これにならしまして「南魚沼市道路占用料徴収条例」の一部を改正するものでございます。

それでは新旧対照表によりまして、ご説明させていただきますので、3 ページをご覧ください。占用料の額を規定しております第 2 条の第 1 項におきまして、右側の現行の中段のアンダーラインが引いてあるところですが、「道路法施行規則第 4 条の 5 の 2」を「第 4 条の 5」に改正するものです。

これは道路法施行規則の改正によりまして、「第 4 条の 5」が全部削除されましたので、「第 4 条の 5 の 2」の条名が「第 4 条の 5」に改正されたことに伴いまして改正するものでございます。

また、占用料の減免を規定しています第 3 条ですけれども、第 3 条の第 2 号の「法第 35 条に規定する事業及び」を削除するものです。これにつきましては、今まで県条例でも市の条例でも道路法第 35 条に規定しております「国が行う事業のための道路占用」につきましては、「道路法の施行例第 18 条において、占用料を徴収できないとされている国の事業を除き、占用料を減免することができる」としておりました。そういうことから、占用料が徴収することができる国の事業におきましても、県にならって市も占用料を免除しておりました。

しかし、このたび、道路法第 39 条の改正によりまして、「国の行う事業に係る占用料は徴収できない」ということになりましたことから、減免対象となりうる占用そのものがなくなりましたので、「国の事業に係る減免規定」を削除するものでございます。

それから、もう 1 点でございますけれども、第 2 条の第 2 項におきまして、消費税法の改正に伴いましてアンダーラインが引いてあります「1.05」を「1.08」に改正するものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則ですけれども、この条例は公布の日から施行させていただきますと思っております。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定は、消費税率の見直しに伴うものでございますので 4 月 1 日からとさせていただきますと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 16 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 17 号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは第 17 号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正について説明を申し上げます。3 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。最初に 3 ページの第 2 条であります。給水区域並びに給水人口、日最大給水量につきましては、水道事業の設置条例の 2 条で規定をしておりますけれども、本水道の給水条例の条文は、この水道の設置条例のほうと一致をしております。それで給水区域については、市全域ではありませんので、今回この給水条例にある「市全域とし、配水の範囲は」というところまでを削除をし、設置条例との整合を図ろうとするものでございます。

続きまして、第 10 条の第 2 項であります。条文中の字句の整理を行うものでございまして、「第 11 条」を「次条」とするものでございます。

第 16 条であります。消費税の関係でございまして、現行では「100 分の 105」ということで、数字の税率での表記というふうになっておりますが、新潟県内のほかの自治体を調べていく中で、数字の税率での表記というのは私どもと長岡市のみということになっておりますので、今回は税率の表示ではなく、「消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を加えた額」ということで改めたいものでございます。

4 ページをお開きください。4 ページ、第 39 条の第 2 項であります。これにつきましても第 10 条と同じように条文中の字句の整理ということで、「第 38 条」を「前条」とするものでございます。一番最後であります。別表の第 1、第 19 条関係であります。水道の申し込みの時点でいただく水道の加入負担金でございまして、消費税増税分について総額表示方式で改正をしたいものでございます。この負担金につきましては、水道の申込時 1 回のみの負担であるということで、日常的といいますか、経常的な負担となりませんので、消費税及び地方消費税を 8% とした総額表示方式として改正をするものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則としましてこの一部改正につきましても、平成 26 年 4 月 1 日より施行をしたいものでございます。説明は以上でございまして。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 内容的に疑義があるというわけではないのですが、考え方をお聞きしたいのですが、今回の場合、規定に基づく地方消費税の額の云々というふうなことで、多分これは10%になっても対応できるような形になっているのですね。これはいいと思うのですが、前の議案に遡るわけではないのですが、前のほうの考え方と違います。その辺というのは、条例の作り方、会計が違うから違って全然問題ないといえないのですけれども、そういう条例の作り方で市が統一するみたいな、そういうところはないのでしょうか。これはちょっと参考までに聞いてみたいです。

○議 長 総務課長。

○総務課長 今回の消費税絡みの部分で、今の部分は内部でも検討しました。その部分についてはできるだけ統一したかったのですが、関連する法令等の関係の中で、そちらに合わせたほうが良いという部分もありましたので、それぞれの部分で判断をしたということでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第17号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 これより特別会計及び公営企業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第25、第19号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第19号議案につきまして、提案理由を申し上げます。平成26年度予算は、厚生労働省から示されました予算編成上の係数、被保険者数及び保険給付費の伸び等を見込んで編成をいたしました。歳入では、保険税を前年度比5,852万円減の16億7,304万円計上いたしました。前期高齢者交付金につきましては、前年度比1億1,366万円減の9億182万円を計上いたしました。支払準備基金から4,000万円、一般会計から法定外繰入金1億3,000万円を繰り入れ、保険税の軽減に充てることといたしました。

歳出では保険給付費において、前年度比 2 億 5,745 万円減の 36 億 5,036 万円を計上いたしました。歳入歳出予算総額を平成 25 年度に比べ 2 億 9,500 万円、率にして 4.6%減の 60 億 5,800 万円としたいものであります。

なお、当初予算では、歳出に対しまして歳入が不足する額約 7,000 万円について、税率 5%の引き上げを見込み予算編成をいたしましたけれども、5 月に前年度事業の出向状況による繰越金、平成 25 年分の所得に基づく税額資産を行った上で、市の国民健康保険運営協議会の意見をいただきながら税率を決定していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

概要につきまして市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは概要についてご説明申し上げますが、資料といたしましてはお手元にお配りしてあります、右肩に第 18 号議案から第 23 号議案 資料 1 平成 26 年度当初予算案の概要という資料がお配りしてありますが、こちらのほうの 8 ページをご覧くださいと思います。歳入の関係であります、1 款国民健康保険税であります、前年度比 5,852 万円減となっております。被保険者数を前年度比一般が 308 人、退職 267 人合わせて 575 人減の、1 万 6,175 人と推計いたしました。平均税額については、前年度の 5%、総額で約 7,000 万円の増と推計しました。ただし、5%増額のためには国保税率の引き上げが必要となりますが、これについては市長の提案理由でもご説明申し上げましたとおり、5 月に判断したいと考えております。

平成 26 年度の制度改正で、保険料付加限度額について、後期高齢者支援金分及び介護納付金分がそれぞれ 2 万円引き上げられましたので、この影響額を約 1,000 万円増、それから低所得者に対する保険料負担軽減措置の改正により、判定額が引き上げられたことによる影響額を約 1,000 万円の減と見込みました。

3 款国庫支出金 13 億 8,169 万円、前年度比 2,526 万円の減。療養の給付費等に要する費用に係る国の定率負担相当額及び財政調整交付金に係る支出金などとなっております。

4 款療養給付費等交付金 4 億 1,769 万円であります、退職者医療に係る被用者保険等、保険者からの拠出金であります。前年度比 7,376 万円の減額です。退職被保険者数は 1,311 人、前年度比 267 人の減と見込んでおります。

5 款前期高齢者交付金 9 億 182 万円であります、65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費に係る財政調整制度として、前期高齢者の加入率が全国平均と比べて高い場合に、社会保険診療報酬支払基金から交付されます。前年度比 1 億 1,366 万円と大幅な減額となっております。交付額がなかなか平準化しないため、年度間での差額が多額となっております。

6 款県支出金 3 億 5,024 万円、前年度比 1,215 万円の減。減額の内容は、主な増減項目欄記載のとおりとなっております。

8 款共同事業交付金 7 億 5,084 万円ですが、高額療養給付費に対応するための財源として、

1件 80万円以上の高額医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図る高額医療費共同事業交付金と、1件 30万円以上の医療費について、県単位で費用負担を調整する保険財政共同安定化事業交付金が交付されます。制度変更はありませんが、過去の交付実績を勘案し、前年度比 6,518万円の減額といたしました。

10款繰入金 5億 3,087万円ですが、保険税の軽減分、人件費、出産育児一時金、一般事務費、保険財政の安定化等の財源として、一般会計から繰り入れられる繰入金については、前年度に対して大幅な増減はありません。保険税率の上昇幅を抑制するため、収支不足見込額 1億 3,000万円を一般会計から特別に繰り入れることといたしました。また、同様の理由で、支払準備基金の残高 4,330万円のうち、4,000万円とほぼ全額を繰り入れることといたしました。準備基金の繰入額は前年度比 6,000万円の減です。

11款繰越金は、前年度と同額 3,000万円を計上いたしました。

12款諸収入 1,999万円ではありますが、国保税延滞金、交通事故第三者納付金、特定健診等実費徴収金を予算計上いたしました。

9ページをお願いいたします。歳出、1款総務費 1億 2,317万円、職員 15名に係る給料・手当・共済費・レセプト点検専門員の賃金 2名分・共同電算処理業務委託料・国保運営協議会関係の予算の計上であります。

2款保険給付費 36億 5,036万円、前年度比 6.6%、2億 5,745万円の大幅減と見込みました。被保険者 1万 6,175人で、前年度比 575人減に係る療養諸費・高額療養費・出産育児諸費・葬祭諸費等に充てられるものであります。保険給付費につきましては、平成 21年度からの 1人当たりの医療費の実績から推計をいたしました。

平成 26年度税制改正で、70歳から 74歳の方に係る医療費の一部負担については、原則 2割負担のところ、特例措置により 1割に軽減されてきましたが、4月 1日から新たに 70歳に到達された方からは、原則どおり 2割負担いただくことになりました。この影響額を約 2,000万円と見込みました。

3款後期高齢者支援金等として 8億 8,489万円を計上いたしました。前年度比 256万円の減額であります。後期高齢者医療保険制度の発足に伴い、各保険者が全体の 40%を支援金として拠出する仕組みとなりましたが、国保からの支援金として、国から示された係数により算定計上したものであります。

4款前期高齢者支援金等 154万円ではありますが、65歳から 74歳の前期高齢者の加入割合により、財政調整を行うものであります。

6款介護納付金 4億 3,220万円。40歳から 64歳までの者の係る介護保険の納付金です。

7款共同事業拠出金は、国保連合会の推計係数に基づき、前年度比 7,280万円減額の 7億 9,101万円を計上いたしました。高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金であります。市町村国保の拠出による共同事業です。レセプト 1件 30万円以上の医療費に関して、県内全ての市町村が拠出して費用負担を調整するものです。

8款保健事業費 6,050万円ではありますが、保険者に義務付けられた特定健康診査事業、医

療費通知事業、人間ドック助成事業費などです。特定健診委託料について対象者数を前年度実績に基づき、前年度比1,100人減の1万1,000人と推計したことなどにより、保健事業費全体で1,550万円の減といたしました。

11款諸支出金6,380万円のうち、保険税還付金1,060万円については前年度同額ですが、増額分5,236万円は、平成19年度から平成23年度における療養給付費負担金及び財政調整交付金について、過払いがあることがわかりましたので、これを国庫に返還するものです。全国のほとんどの保険者、新潟県では全保険者で返還となるものです。

12款予備費は4,994万円計上いたしました。

以上で概要説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ確認をさせていただきますが、法定外繰入1億3,000万円、あわせてといえますか、支払準備基金もおおむね全て4,000万円を予定しております。平成25年度分の所得がはっきりしたり、平成25年中の動向によってこれがどうなるかわからないわけなのですけれども、最終的に何がしかが必要だとなった場合の考え方ですが、法定外繰入を優先して補填していくのか。それとも4,000万円の基金を優先してするのか、それによって大分考え方が違うと問題も違ってきますので、その考え方を教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 それはいわゆる法定外繰入、あるいは基金からの繰り入れを例えばしなくて済むという場合を想定してのことなのですか。何からといえますか、今1億3,000万円と4,000万円を計上しているわけです。5月にきちんと調整をするわけですけれども、とりあえずは今5%税率アップという形でやっています。そこで、税の状況が5月にはきちんとしてでてくる、それから繰越金もはっきりわかる。そういう中で、例えば今の法定外繰入を幾らでもつぎ込んで、保険税の軽減に務めるという考え方は持っておりません。

と申しますのは、ご承知のようにこの法律の改正等によりまして、低所得者に対しての収入の限度額が上がったわけです。ですから、税率アップをしますと、もしかすると高所得者ということではありませんけれども、ある程度所得の高い人たちへの負担、これは増えるわけです。そういう中でうまく調整ができれば、税率アップもやはり考えていかなければなりませんし、全般に及ぶと、低所得者の皆さん方にも非常に負担が重くなるというような結果がでますと、それはやはり考慮していかなければならない。ですので、予断はちょっと持てませんが、それらの調整の上で極力、特に低所得者といえますかそういう層に対しての負担感を軽減するように努めてまいりたいというふうには思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 そういう配慮は大変ありがたいわけですがけれども、私がお聞きしたのはもっと単純なことでありまして、いろいろ動かしていくと足りなくなる。例えば4,000万円ぐらいいれれば何とか5%以内に収まるし、みたいなところにボーダーラインがありますよね。そのときに基金の4,000万円を先に使うのか、それとも法定外繰入の1億3,000万円のうち

の4,000万円を、基金だって空になってしまえば私も大変だと思うのです。かといって、法定外繰入も使い方はやはり難しい。そうした場合に、どちらをこう先に使っていくかという単純な考え方を聞きしているだけなのですけど。

○議 長 市長。

○市 長 基金が今の計算ですと300万円ぐらいしか残らなくなるわけですから、ほぼゼロと。ただ、平成25年度分の繰越がどの程度出てくるのか、これらによって、基金の4,000万円を例えば崩しても、例えば繰越がある程度また見込めて、それをまた基金として積みめるとか、そういういろいろな部分が出てまいりますので、どちらをどう先に使うという予断は今のところまだしていないということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 施政方針の資料の中で、23ページの標記の仕方をひとつお聞きします。歳入で保険税というところで、保険税について上昇抑制分として云々ということと、要するに4,000万円と1億3,000万円ということです。そして、次のページの2行目から、被保険者の負担軽減を図るため支払準備基金から、あるいは一般繰入となっているのですが、非常に私は評価しなければならない文言だというふうに捉えています。

要するに、前段で上昇抑制分としていいながら、締めで軽減を図るため支払準備基金から同じ文言が書いてあるわけですね。非常に一歩前進したというふうに捉えています。それをひとつお聞きします。

それから、今ほどの前段と絡みますけれども、基金というものを全額取り崩すというような考え方も、昔は理想的な基金の残高というのが2か月分とか3か月分とかあったのですが、その辺の指導はどういうふうに今なっているのか、ひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 文言の部分でありますけれども、いつも申し上げておりますように、極力国民健康保険税、あるいは水道料金等については、値上げをしないという方向だけは目指していきたいわけです。ただ、法定外繰入を相当額を入れても、これはどうしようもないという形が出る恐れもありますので、その辺はそういう表記だと。ですので、できれば負担軽減。このままいきますと負担増になりますから、そういう部分での負担軽減につなげていきたいという思いで、これはここに記しているところであります。

財政調整基金の適当額といいますか、それについてどういう指導があるかというのは、担当部長に答弁させます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 基金の適正額ですけれども、先ほど議員がおっしゃったように、医療費の2か月分——これは2か月遅れてきますので、その間でも財政のほうで借入をしなくて済ませることができるようにというようなことで、その程度のものだろうと思っています。ただ、今、国保会計のほうを今回予算を組んでみまして、とても基金のほうをそれに向けて貯えることができるという状況ではありませんでしたので、今回の予算のようになりました。

以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市長が今、できるだけ負担軽減をとということで、一繰、あるいは税率をなるべく上げないようとか、あるいは低所得者に負担がいかないようにというようなお話でしたが、私は非常に一歩進んだ考えだと思っています。

そして、今までの市長の考え方というのは、上げないための一繰という考え方をしていたわけでありすけれども、予算でこうして計上したことに関して、基金が今大変苦しい状況だということで基金とかに積み上げて、そしてまず上げないこと、そして軽減にもつなげていかれるように使用できるという考えをさるかどうか、ひとつお聞きいたしたいと思います。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 法定外繰入を行った上で、例えば残余のお金が出て、それを今度は支払準備基金に積み立てるということは、やるつもりはございません。それを余ったからこっちに積んでいくということは、やはり普通の会計の中で残余が出たと、それは準備基金に積み立てていっていいわけですが、いわゆる特別に出したお金が余るから、それをこっちに積むということではなくて、余るときは一般会計に返していただくと。次のこともございますので、それをどんどん基金に積んでいくという考え方は、一応今は持っておりません。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 苦しい答弁だと思うのですが、先ほど6番議員が言われますように、基金が今4,000万円かな、それはでは基金に積み戻して、そして、多分余ったとしたら、そうしてなるべく繰越を使ってもいいのだというぐらいの、ひとつ度量を持ってやっていただきたいと思います。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 保険給付費がこうして減っているその原因が、対象者の減少であると。なかなか年によってその平準化ができないでこういう予測になっているという話を聞きました。今はこれでいいのでしょうかけれども、それこそ我々がこういう前期高齢者、しかも70歳を過ぎて、そろそろ医療費がかなりかさんでくる。当然市としてはこうなった場合の予測もしていると思うのです。

市長に伺いますが、去年も伺いました。全国市長会では、本当に国民介護保険、この国保について抜本的なもう改正をしなければならないと、その辺の取り組みをしているというふうに去年は答弁があったわけでありす。この1年間でどの程度のその辺の取り組みが進んだかどうか、ひとつ聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 この国保問題につきましては、どこの市町村も大変な大きな問題でありまして、それぞれ市長会、あるいは町村会、これらについて国のほうにきちんとした制度改革を要望してきたところでありす。平成26年のプログラム法が成立をいたしまして、それに

基づいて段階的に国保をまずは県の運営といたしますか、広域運営のほうに変えていくわけがあります。全保険を統一するということまではまだ至っておりませんが、一定の前進はあった。これは県のほうで今度は運営をするということになりますから、平成 29 年度にはそちらのほうへ移行していこうということでプログラム法の中では明記されておりますので、そこに向かってやっていける。

それから、前期高齢者であります、さっきちょっと部長が触れましたように、うちの市は特殊でありまして、今、前期高齢者の数が少なくなっているのです。ところが我々のときは今度は増えます。そうすると交付金がまた増えるのです。ですので、その収支バランスはうまくとれていくとは思いますが、それはわかりません。そんなことで、ようやく第一歩が踏み出せるという状況までまいりましたのでご理解いただきたいと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 19 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 26、第 20 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 20 号議案につきましてご説明を申し上げます。平成 26 年度の本会計は第 5 期介護保険事業計画の最終年に当たりまして、増加する介護保険ニーズに対応した給付体制の強化に努めてまいります。とりわけ地域密着型サービスの充実に努め、身近で安心できる介護サービスの提供を目指してまいりたいと思っております。

歳入では、介護給付費に対するそれぞれルールに基づく算定額のほか、介護給付費準備基金からの繰り入れを行い、保険料の軽減に充てております。歳出では、平成 25 年度の給付実績を踏まえ、要介護認定者の増加など自然的増加分に加え、平成 25 年中に開設された施設に係る介護給付費の増を考慮して算定しております。

歳入歳出予算総額を前年度より 3 億 3,300 万円、率にして 5.6%増の 62 億 6,400 万円としたいものであります。概要につきまして福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、先ほど市民生活部長のほうが使いました同じ資料の 10 ページをお開きいただきたいと思えます。こちらのほうで説明をさせていただきます。まず歳入の 1 款保険料ですが、前年度比 3.0%増の 10 億 4,674 万円を計上しました。被保険者数は第 5 期介護保険事業計画に基づき、前年度より 432 人増の 1 万 6,714 人を見込んだことによりまして増額となっております。収納率のほうは、普通徴収分を前年度より 1.6 ポイントアップの 91.6%、滞納繰越分を前年度より 6.5 ポイント減の 13.5%で見込んでおります。

2 款分担金及び負担金は、認定審査会運営費の湯沢町の負担分です。実績見込みにより前

年度比 0.7%減の 600 万円を計上したところです。

3 款使用料及び手数料は、督促手数料でございまして、前年度と同額計上です。

4 款国庫支出金は、前年度比 4.9%増の 15 億 8,349 万円を計上いたしました。法定率により介護給付費の 25%は国の負担分となっており、このうち介護給付費国庫負担金はサービスの種別により給付費の 15%、又は 20%が交付されますが、介護給付費の伸びに連動し、前年度より 5,828 万円、5.7%の増額で計上しました。また、調整交付金は国の負担 25%中の 5%相当額を、市町村の負担能力等によって配分されるものですが、第 5 期計画の推定率に基づき給付費の 7.59%で見込んだところです。地域支援事業に対する交付金につきましては、事業費の増にあわせて対前年度比 12.8%増の 5,643 万円を計上しました。

5 款支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬基金から交付されるものですが、給付金の伸びに連動し、前年度比 5.5%増の 17 億 4,424 万円を計上いたしました。高齢者人口の増加に伴い、第 2 号被保険者の人口比率が低下したことから、第 5 期計画の平成 24 年度より、法定交付率が 30%から 29%に変更されております。

6 款県支出金は、前年度比 5.5%増の 8 億 8,898 万円を計上しました。介護給付費県負担金は、サービスの種別によりまして給付費の 12.5%、又は 17.5%で交付されますが、国庫負担金と同様に介護給付費の増加に連動する形で、前年度より 5.3 パーセントの増で見込みました。地域新事業に対する交付金は、国庫支出金と同じ 12.8%増の 2,821 万円を計上いたしました。

7 款財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子を計上したものでございます。

8 款繰入金は、前年度比 10.1%増の 9 億 8,906 万円を計上いたしました。介護給付費に対する一般会計繰入金は、法定率で 12.5%相当額、7 億 4,450 万円を計上しましたが、国・県支出金と同じ理由で 5.5%の増となっております。地域支援事業に対する繰入金は、県補助金と同じく 12.8%増の 2,821 万円を見込みました。人件費・事務費に対する繰入金は、職員 1 名増分を計上したことなどにより、前年度比 3.4%増の 1 億 2,757 万円を計上しております。また、介護給付費準備基金からは、前年度比 105.8%、約倍増ですが 8,843 万円の繰り入れを計上いたしております。

9 款繰越金は芽だしで 1,000 円の計上でございます。

10 款諸収入は、各事業の実費徴収金の増額を見込み、前年度比 4%増の 536 万円を計上いたしました。

次に歳出のほうですが、1 款総務費は職員人件費 11 名分、事務費、認定審査会運用費などの費用を計上しておりますが、前年度より 1 名増に伴う人件費の増などにより前年度比 2.5%増の 1 億 3,283 万円を計上いたしております。

2 款保険給付費は、前年度比 5.5%増の 59 億 5,600 万円を計上いたしました。相対的には要介護認定者数の増加等に伴います自然的増加や、前年度実績等を考慮して計上しておりますが、第 5 期計画に基づきます施設整備によりまして、小規模特別養護老人ホーム 1 か所、

小規模多機能型居宅介護2か所、特定施設、これはサービスつき高齢者向け住宅でございますが、1か所が平成25年度に開設いたしまして、平成26年度は通年稼働となりますので、これらの影響も見込んだところです。介護予防サービス等諸費は、前年度比10.7%、1,824万円の増額となっていますが、前年度実績に基づき大幅な増を見込んだところでございます。

3款地域支援事業費は、前年度比11%増の1億6,991万円を計上しております。任意事業費に一般会計で手当てしてございました在宅要介護高齢者家族手当と要介護5の方の紙おむつ支給費を、本会計のほうに移行したことなどにより伸び率が大きくなっております。

4款諸支出金は、前年度実績を考慮し計上しております。

5款基金積立金は、基金運用利子分の積立計上でございます。

6款予備費は、前年度と同額計上でございます。概要説明のほうは以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第20号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第27、第21号議案 平成26年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第21号議案につきまして、提案理由を申し上げます。この会計の中で後期高齢者医療保険料率につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合におきまして、2年ごとに見直しが行われますけれども、平成26、27年度分につきましては平成24、25年度に引き続き据え置きとなる見込みであります。これは据え置きとなりますと平成20年度に制度が発足して以来、ずっと同率だということです。これは均等割額が3万5,300円、所得割率が7.15%ということです。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金について、歳出では広域連合納付金及び人件費を含む事務費等について、いずれも広域連合から示された額をもとに編成をいたしました。なお、平成26年度も広域連合へ職員1名を派遣することとなっております。歳入歳出予算総額を前年度同額の4億8,100万円としたいものであります。概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは概要のほうを説明申し上げます。先ほどと同じように資料の1の11ページをご覧いただきたいと思っております。歳入、1款保険料3億2,320万円、南魚沼市の被保険者9,674人に対する保険料といたしまして、保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合において算定された額を計上しております。平成25年度とほぼ同額となっております。税率につきましては、市長の提案理由のとおりであります。課税限度額につきましては、57

万円と2万円の引き上げとなっております。

3款繰入金1億5,033万円、一般会計からの繰入金であります。低所得者に対する保険料の軽減分に充てる保険基盤安定繰入金、人件費2名分及び事務費繰入金を計上したものです。後期高齢者医療におきましても、国民健康保険と同様に保険料軽減世帯の拡大が実施されますので、基盤安定繰入金について前年度より187万円多くなっております。

5款諸収入735万円、保険料還付金及び広域連合への派遣職員1名分の人件費等の負担分です。

続きまして歳出、1款総務費2,092万円、職員給与費を含む一般管理費であります。職員2名及び広域連合への派遣職員1名分が計上されております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4億5,847万円、新潟県後期高齢者医療広域連合において算定した保険料収納分3億2,320万円、これは歳入と同額となっておりますが、これと保険基盤安定負担金分1億3,516万円、こちらは低所得者保険料の軽減分、これらを計上したものであります。以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第21号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第28、第22号議案 平成26年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第22号議案につきまして提案理由を申し上げます。常勤医師1人で厳しい状況は変わりませんが、とりあえず平成26年度は引き続き19床の有床診療所として、地域の皆様へ安定した医療等、適切な医療サービスの提供を目指してまいります。

歳入歳出予算の総額を前年度より5,000万円、率にして12%減の3億6,700万円としたものであります。

概要につきまして福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは先ほどの資料の今度は12ページのほうをご覧ください。歳入の1款診療収入でございますが、前年度比6.0%減の2億8,146万円を計上しております。入院のほうは1日当たり、一般で11.5人、介護のほうで3.5人の計15人、年間5,475人で、外来のほうは1日当たり48人、年間290日の延べ1万3,920人で見込んでおります。入院、外来とも実績等によりそれぞれ前年度より患者数が減少見込みとなったことが減額の要因でございます。

使用料及び手数料は、往診時の自動車使用料、健康診断書、それから主治医意見書等の作成手数料でございまして、往診件数の減などにより、前年度比 27.5%減の 97 万円を計上しております。

3 款財産収入は、芽だしでございまして、財産貸付、物品売払い、それぞれ 1,000 円ずつの 2,000 円の計上となっております。

4 款繰入金は、歳入歳出の不足分に対する一般会計からの繰り入れでございまして、医薬材料費や人件費など歳出のほうが大幅減になっておりますので、前年度比 27.3%減の 8,403 万円を計上しました。

5 款繰入金は、芽だし計上でございます。

6 款諸収入は、借上医師住宅の負担金や自販機の手数料など雑入として 52 万円を計上したところ です。

次に歳出のほうですが、1 款総務費は前年度比 6.4%減の 2 億 6,008 万円を計上しております。正職員 14 名のほか、非常勤医師、臨時職員の人件費と診療所の運営に必要な需要費、施設委託料等を計上しております。1,770 万円の減額は、正職員 2 名、臨時職員 1 名が、予算上それぞれ減となったことが主な要因でございまして。

2 款医業費は、医薬材料費や医療用機械の管理、借り上げ、購入等に係るものでございまして、前年度比 23.5%減の 1 億 491 万円を計上しております。年度中途より医薬分業を予定してございまして、これに伴う医薬材料費の大幅減や医療用機械の管理、借り上げ、購入等がそれぞれ減となりましたことが減額の主要因でございまして。

3 款諸支出金は償還金、繰出金とも芽だしでございまして、合計 2,000 円を、4 款予備費は前年度と同額の 200 万円を計上したところ です。概要説明のほうは以上でございまして。

○議 長 質疑を行います。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけお願いいたします。一般会計からの繰入金が 3,100 万円ぐらい減っていますし、それについては今説明がありましたように、多分、医薬分業をすすめまして、人件費と、そしてまた薬剤費の減を図っていかうということだと思っております。医薬分業はめどが立っているのか、いつごろから始めるのか、その辺。それによって 3,100 万円違いますので、足りなかったら足りない分だけ一般会計から入れればいいのかというのではなくて、そこら辺もきちんとめどを立ててやるべきだと思っておりますので、そこら辺の計画性といいますか、そこをお伺いしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 10 月ごろの予定なのですが、この今回大幅減になったというのは、実際昨年度も人件費は計上していたのですが、現実には薬剤師も正職員ではなくて臨時ということで、予算上去年、歳出が実際実行したのに対して過大だった部分もあって、今回繰入金のほうが減になっているという部分も大変ございまして、よろしくお伺いしたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっています第 22 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 29、第 23 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 23 号議案につきまして提案理由を申し上げます。本予算は公共下水道地域における平成 27 年度面整備完了の目標達成のため、前年度比 11.1%増の 58 億 7,200 万円を編成いたしました。平成 25 年度の国の補正予算で内示を受けた平成 26 年度事業前倒し分 6 億 5,000 万円を含んでいることから、補正分を除きますと実質前年比 1.3%減の内容となっております。

前倒し分を含めまして早期発注を心がけ、汚水環境整備を進めてまいります。また、下水道使用料は値下げすることによりまして、実質現行使用料金を維持することを前提に編成をいたしました。公共下水道事業では基幹病院関連、六日町、これは余川、川窪、欠之上、寺尾、四十日新道、これらであります。それと塩沢地区、沢口、一ノ沢、蟹沢、大沢、樺野沢、砂押、この一部での環境整備、大和クリーンセンター設備の更新実施設計と耐震補強設計及び農業集落排水を流域関連公共下水道に統合するため、下水道事業計画の変更、これらを予定しているところであります。

また、課題であります水洗化率の向上対策は、接続推進補助事業と接続費用に対する無利子融資制度を継続しまして、生活排水適正処理によります公衆衛生環境の維持・向上に努めたいと思っております。

直接投入型ディスポーザーにつきましても、全域での使用が可能となるよう、国・県、関係機関との協議を精力的に進めてまいります。予算の概要につきましては企業部長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは引き続き、予算資料の 13 ページによりまして説明を申し上げたいと思います。歳入であります。1 款分担金及び負担金であります。特環の分担金につきましては、新規の賦課が 30 件、分納が 361 件、浄化槽の分担金については新規賦課 20 件ということで見込みまして、総額 3,614 万円を計上いたしました。新規・分納とも昨年度に比べまして件数が減っていることから、前年比 25.5%の減ということで計上をしております。

2 款使用料及び手数料であります。現年度分につきましては、補正予算でも申し上げましたが、節水ということで有収水量の伸びが見込めないという中でありますけれども、平成 25 年の決算見込みに、事業進捗による新規接続を 540 件ほど見込み、10 億 4,505 万円ほどを計上しております。また、滞納繰越分については収納率 40%ということで見込んでおりました。全体で前年比 1.5%増ということで見込んでおるところでございます。

3 款の国庫支出金であります。社会資本整備総合交付金では、面整備の部分では 8 億 7,600

万円、水洗化補助事業が 2,500 万円、防災安全社会資本整備総合交付金が 1,000 万円、ここにつきましても新規になりますけれども、そのほか浄化槽整備の循環型社会形成推進交付金を 1,000 万円など、前年比 28.5%増の 9 億 2,100 万円を計上しているところでございます。

4 款であります。県支出金、農業集落排水施設の事業債の償還補助でありますが、平成 26 年度につきましても、3 処理区ということで、城内の川北並びに宮、そして五十沢の東部の処理区ということで 644 万円を計上しております。城内、川北、宮については平成 28 年度まで、五十沢の東部の処理区については平成 33 年度までの予定というふうになっているところでございます。

5 款の繰入金であります。事業費の伸びなどによりまして、歳入で賄えない部分について一般会計からの繰入金になっておりまして、一般会計繰入金については前年比 0.7%の微増ということになりましたが、下水道建設基金の繰入金が昨年と比べまして 3,000 万円ほど減額となっていることから、全体では前年比 0.8%減の 19 億 4,420 万円を計上いたしました。なお、この 19 億 4,420 万円の九十二、三%につきましては、ルール分ということで一般会計から繰り入れていただくものでございます。

6 款の繰越金であります。それぞれ事業別に芽だし分ということで 1,000 円ずつの計上となっております。

7 款の諸収入であります。雑入におきまして工事の補償費としまして、十二沢川、それから県道改良並びに藪神地区の圃場整備の事業関連で 3,800 万円ほど計上をしておりますが、本年 26 年度につきましても、新六日町病院の関連がこの平成 25 年度で完了したことによりまして、全体では前年比 19.3%減、4,015 万円の計上となっているものでございます。

8 款の市債であります。歳出の下水道事業費の増に連動しまして、下水道事業債につきましても、30.6%増の 11 億 1,200 万円、資本費平準化債 22.7%増の 7 億 6,700 万円を計上いたしました。総額では 18 億 7,900 万円の計上となっております。

歳出であります。歳出の 1 款の総務費であります。水道事業とあわせてまして無線メーターの購入費、あるいは昨年度、消費税の確定申告によりまして納付をいたしましたので、本年平成 26 年は消費税の中間納付が 1 回分あります。その分が 496 万円のほかは、前年並みの内容で、それぞれ所要額を計上しておりますが、人件費で 1,065 万円の減額の計上となったことから、全体では前年比 0.6%ほどの増、1 億 8,391 万円の計上となっております。

2 款の施設管理費であります。内容的にはほぼ昨年同様の内容であります。上の原の処理場関係で 690 万円ほどの減、それから昨年の電気料、それから労務単価が値上げをしております。こういったことによりまして処理場、あるいはマンホールポンプなどの維持管理費で 3,367 万円ほどの増額、また、流域下水道の負担金につきましても、流入量が増えるということで 1,177 万円の増、そしてまた、消費税の増税分もありまして全体では前年比 6.9%の増、7 億 2,260 万円を計上いたしました。

3 款であります。下水道事業費であります。公共下水道事業では前年比 51.3%の増、金額にして 7,000 万円ほどの増で、2 億 995 万円を計上しております。大和のクリーンセンタ

一の施設改修、十二沢川の関連事業、あるいは農集の公共下水道編入の認可変更などの事業を行う予定としております。特環下水道では前年比 26.4%の増、18 億 4,613 万円を計上しております。平成 27 年度面整備の完了を目指しまして、六日町、塩沢地域を重点的に事業を進めてまいりたいと思っております。流域下水道であります。建設負担金としまして、前年比 58.4%の増、1 億 1,097 万円を計上いたしました。そのほか浄化槽の整備事業でも 20 基を整備するという事業費 4,140 万円を計上し、3 款では 22 億 1,195 万円、前年比 25.7%の伸びというふうになっているものでございます。

4 款公債費であります。公債費の元金につきましては、昨年比 1 億 2,300 万円ほど増えておりまして、20 億 8,892 万円、利子につきましては、前年比 4,398 万円減の 6 億 4,972 万円の計上でございます。合計で前年比 3%増の 27 億 3,864 万円を計上いたしました。平成 25 年度では、この公債費の総額中、およそ 36 から 37%が事業費補正として普通交付税のほうに参入をされるものでございます。

5 款予備費であります。487 万円を計上しております。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今度、担当委員会を外れましたので、開口でお聞きをいたしますが、1 つ目は公共施設マネジメント計画ということで、大和クリーンセンターのほうのいよいよ工事が始まるということですが、農業集落施設を含めた全体の、農業集落施設について廃棄を含めてやらなければならないわけでありまして、この部分を含めた全体像というものを、平成 26 年度に計画をおつくりになるのか、それをまず 1 点お伺いする。

もう 1 つは、繰越金等がありまして、今年度の下水道事業費 22 億円という大変大きな金額であります。平成 25 年度に設計をいたしましたので、この年を明けてからの資材、あるいは人件費等の高騰によりまして、設計値を上回るような工事費が必要であろうというふうに思っておりますけれども、この辺の対応というのはどのように考えておられるのか。

もう 1 点は、消費税率アップについては先ほどお聞きしました。企業努力という形での料金引き上げは行わないという方向でありましたけれども、使用料・手数料の金額からみても相当の金額が、これを頑張らないといけないかと思っております。実際問題、どこをどうひねってこの金額を納めるおつもりなのか。以上 3 点お伺いします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは全体像の施設のマネジメントの話でありますけれども、これにつきましては、大和クリーンセンターでは昨年までで実施設計を済ませましたので、そこは済んでいるということでありまして、農集につきましても、この平成 26 年度に県のほうに認可変更ということで、全体事業費も示した中で認可変更を行う予定であります。

1 つ問題なのは、不明水の関係で、マンホール周りの関係を修繕をしていく必要があるということですが、この辺、マンホールが市全体で約 2 万個以上になっております。それでマンホール周りを修繕するのに大体 1 か所 10 数万円から、場所によっては大体 30 万円ぐらいまで費用がかかるということでありまして、この部分を最終的にどういうふうな格

好でもって修理をしていくのかということが、今一番の問題点になっております。この辺について平成 26 年度にちょっと先の見通しをつけていきたいというふうに思っているところでもあります。

それから、工事費のアップ分については、課長のほうより後ほど説明させていただきます。

それから消費税の関係であります。今回消費税分ということで、現行料金でいきたいということですが、使用料への影響が大体 3,000 万円ぐらいというふうに見込んでおります。この部分をどこでどうやって補填をするかということですが、具体的にこの部分でどうこうということは、今のところ方策はございません。できれば、この収入増と同時に歳出においてできるだけ削減をしていくというようなことしか、今の段階ではこの 3,100 万円を補填する方法としては見当たらないかというふうに思っているところでもあります。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 工事費というか、労務費、それから資材費のアップについての対応という形ですけれども、今、平成 27 年度までに予定してある工事については、全部設計が終わっております。したがって、数量的には出ているわけですが、かなり労務費のほうが上がっております。その分につきましては、まだ全体像としては総額としてどのくらい上がるというのは試算しておりませんが、その分については今の事業費がそのまま補助になるかで、ついてくれば十分対応できる額だろうというふうに今予想しています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 23 号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

大変お疲れではありますが、このまま続行いたします。大綱での質問でありますので、説明につきましても要領よく説明をお願いしたいと思います。

○議 長 日程第 30、第 24 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 24 号議案につきまして提案理由を申し上げます。本予算の業務予定量は給水人口前年度比 1.2%減の 5 万 8,750 人と見込みましたが、給水件数が微増となっていることから、年間有収水量をほぼ前年並みの 660 万立方メートルと定め、また、水道料金は値下げすることによりまして、実質現行料金を維持することを前提としております。

今年度は企業会計制度の大きな改正もありまして、単純に前年度との比較はできませんけれども、収益的収支では 1,649 万円の赤字予算で調整し、さらに資本的収支においても 10 億 8,225 万円の収入不足を、損益勘定留保資金等で補填することとして編成をいたしました。収益的収支における赤字予算の主な要因は、収入で高料金対策繰入金で 1 億 4,869 万円の減となったこと、さらに支出でも当期概算制度の解消を視野に、新規事業として無線メーター導入費 7,730 万円を計上し、また制度改正関連では、過去補助金等で取得した資産の当年度

償却分及び過年度分人件費等の計上によりまして、支出において収入の 7.6%増を大きく上回る 15.7%の伸びを示しております。これは先ほど、資本費の関係の中で説明した部分に関連してまいりますけれども、そういうことです。

資本的収支では、収入において一般会計繰入金ルール分の全額繰り入れ、あるいは資本費平準化債を 1 億 5,000 万円計上いたしました。支出でも事業を厳選し、他事業関連配水管布設替えを優先事業とするほか、緊急水源確保事業、旧簡水地域での国庫補助事業費などを計上しております。

平成 26 年度予算は、昨年改定いたしました水道ビジョンを基本に据えて編成いたしました。が、たびたび申し上げますけれども、このたびの地方公営企業法一部改正や、会計基準見直しなどによりまして、財政計画に大きな解離が生じておりますので、年度中に見直しを行う予定としております。

予算の概要の概要につきまして水道事業管理者に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは説明をいたします。予算書の 1 ページであります。第 2 条業務の予定量につきましては、今ほど市長が申し上げましたので省略をさせていただきたいと思っております。6 ページをお開きいただきたいと思います。6 ページの実施計画書であります。初めに収益的収入及び支出であります。収入では給水収益を前年比 2%増、17 億 150 万円と見込み計上しておりますほか、制度改正による新規事業としまして 2 項の 3 目長期前受金の本年度分の戻し入れ 2 億 4,581 万円が増でありますし、また 2 目の高料金分につきましては先ほど説明しましたが、昨年と比較をしまして 1 億 4,869 万円ほどの減となっている、そのような内容となっているものでございます。

支出であります。事務費関係並びに維持管理の費用におきまして、冬期概算制度の解消に向けた無線メーターの導入経費を計上したほかは、ほぼ例年どおりの内容での計上となっております。また、制度改正の関連では減価償却費が昨年比 24.9%増、2 億 2,548 万円ほどの増となっておりますし、過年度人件費や引当金としまして 4,333 万円が新規計上で皆増となっております。

収益的収支では、一般会計繰入金の減による影響が大きく、1,649 万円の赤字予算での編成となったものでございます。

7 ページであります。資本的収入及び支出であります。収入では資本費平準化債が制度改正の影響によりまして、水道ビジョンの財政計画より 2 億円減の 1 億 5,000 万円を計上しております。一般会計ルール分につきましては、広域化分を含めて 100%の 1 億 3,005 万円の計上でございます。また、工事の補償金であります。下水道関連、道路改良関連、十二沢川の関連、補助金では旧簡水地区の整備費の補助金等を計上してございます。

支出では、配水管の布設工事 8.6 キロメートルのほか、配水池の築造、緊急水源工事など総額で工事費としまして 5 億 3,617 万円を計上しております。起債の元金償還では 12 億 8,527

万円を計上いたしました。なお、この起債の償還のピークにつきましては、平成 27 年度が 12 億 9,300 万円ほどになりますが、ここがピークでありまして、平成 28 年度以降は減少する見込みとなっております。資本的収支における収入不足額 10 億 8,225 万円は、損益勘定留保資金等で補填をすることとしております。

8 ページから 16 ページにつきましては、給与費の明細となっております。人員は 17 名で事業をすすめてまいるということになります。

17 ページをご覧いただきたいと思いますが、平成 25 年度の決算見込みによる損益計算書でございます。平成 25 年度の期末決算におきまして 2 億 1,690 万円ほどの純利益を見込みまして、平成 25 年度末の未処分利益剰余金は、8 億 7,343 万円ほどを見込むものでございます。

18 ページ、19 ページをお開きいただきたいと思います。平成 25 年度の決算見込みによります予定の貸借対照表でございますが、ここで先ほど 4 号議案で決定をいただいた資本金を振りかえたことによりまして、資本剰余金の合計が 121 億円ほど増えまして、128 億 4,758 万円となっているものでございます。

さらに 20 ページから 22 ページが、平成 26 年度の予定の貸借対照表でございますが、平成 26 年度からの制度改正によりまして、負債の部に引当金、企業債、繰延収益等が新設をされ、資本の部では自己資本金と利益剰余金のみの計上となるものでございます。

23 ページをお開きいただきたいと思います。23 ページにつきましては、今回の制度改正によりまして、平成 26 年度予算から義務付けられたキャッシュフローの計算書でございます。年度中の資金繰りの状況を示すものでございまして、平成 26 年度期末での資金残高は 9 億 5,549 万円ほどと見込むものでございます。

24 ページから 25 ページをお開きいただきたいと思いますが、ここでは制度改正によります制度改正の説明ということでございます。24 ページの (2) でありますが、有形固定資産につきましては、みなし償却制度が廃止をされたということで、平成 26 年度からは資産の取得額の全額を対象としまして償却をしていくこととなります。(3) 番であります。新規計上として記載のとおり、4 項目の引当金を計上するものでございます。

25 ページの 2 の (1) でありますが、企業債の償還に係る一般会計の負担分でございますが、広域化、水源開発分、あるいは簡水の統合分等の一般会計からのルール分の合計額ということで計上をしております。

26 ページをお開きください。26 ページ以降につきましては、収益的収支並びに資本的収支の実施計画の明細書がここに載っておりますので、説明は省略いたしますけれども、後ほど見ていただきたいというふうに思っております。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずは、平成 26 年度、目玉事業でありましようけれども、緊急水源確保事業 4,550 万円であります。これに関連してですが、これは改定されました水道ビジョンの中にはなかった事業でありまして、今後、市全域にこれを広めていったときに、当然この分、全体のかかり等が出てくるわけです。その全体像を含めた中で、まさに新しい水道ビジョン

のもとでこういう緊急水源確保事業を始めているということだというふうに承知はしているのですけれども、そこら辺の状況をちょっと説明をしていただきたい。

もう1点は、高料金対策が約1億円ほど減になりましたけれども、広域化という部分での交付金が一般会計から繰り入れをされるわけで、予定されていた繰り入れが正規のものになってきたという部分であります。先ほど消費税率アップについて、企業努力によって水道料金を上げないという努力をするというのがありましたが、この部分の原資にこれになっていくのではないかと考えています。

そうすると、高料金対策が下がったということは、要は、製造原価と供給単価の差が縮まってきたと、製造原価については相当レッドラインといいますか、交付金が出るか出ないかという部分に下がってきたのではないかとこのように思っています。この辺も平成26年度、実際やってみないとわからない部分もありますけれども、平成27年に返済のピークを迎えるそうであるので、平成26年は非常に正念場であろうかと思っておりますが、そこら辺のお考えをお伺いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 まず初めの緊急水源のことですが、昨年の水道ビジョンの中では、一応緊急水源を——緊急水源といいますか、非常用水源ということで事業をすすめていくというような多分表記になっているかと思えます。それに基づきまして、平成25年度で1,800万円ほどの非常用水源をどこに、どうやって掘削をしていくのかというような、一部そういったような調査も行っております。

本年度はいよいよ平成26年度につきましては、実際の事業費をここに計上しまして、まずは今の浄水場のところに深井戸を掘って、上水の源水の濁度が非常に濁ったというふうになっても、深井戸によって水を補給することによって、何とか水源を求めていくというようなことで予定をしているところでございます。

そのほかでも事業費でもう1本深井戸が掘れるようであれば、掘っていきたいというふうに考えておりますし、もう1つは旧町での水源を有効に使っていこうということで、具体的には今、大和のほうでは水尾の水源が使えるようなめどになりました。そして塩沢地区では、上田の水源を何とか利用できるようにしていきたいというようなことで、平成26年度は予定をしているところであります。

それから、もう1点であります、広域化の部分が100%繰り入れになったというようなことではあります、そうしたことを当然原資にしまして消費税のアップ分——今回、消費税が8%になることによる水道事業への影響額は大体5,000万円ぐらいだというふうに見込んでおります。その部分を広域化の部分、あるいは昨年の水道ビジョンの中では、資本費平準化債、こういったものを利用しながら、何とかやりくりをしていこうというふうに見込んでいたわけですが、残念ながら今回の平成26年からの制度改正によりまして、水道ビジョンに見込んでいた平準化債3億5,000万円が1億5,000万円ほどに少なくなっております。この部分について早急に水道ビジョンの財政計画の見直しをしていかなければならないと思ってお

りまして、その中で何とかこの消費税の増税分について、財源を見つけていきたいというふうに思っているところでもあります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 24 号議案は、産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 ここで大和病院事務部長から発言を求められておりますので、これを許します。大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 お手元に平成 26 年 3 月南魚沼市議会定例会に係る議案資料の訂正ということで文書、ペーパーが配付になっているかと思えます。ご覧をいただきたいと思えます。2 月 21 日に配付いたしました議案資料につきまして、下記のとおり、一部に誤りがございました。まことに申しわけございませんでした。お手数をおかけしてまことに恐縮に存じますが、議案資料の訂正をしていただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

訂正の議案でございますが、第 25 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計予算並びに予算に関する説明書でございます。訂正箇所ではありますが、23 ページの下段になります。注記表の中ですが、②報告セグメントごとの財務情報（平成 26 年度末見込み）の表に誤りがございましたので、以下のとおり訂正をお願いいたします。なお、セグメントとは部分とか区分けされたものという意味ということで、大和病院事業、新病院事業をそれぞれ指しますのでもよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 日程第 31、第 25 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 25 号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成 26 年度本会計予算は、平成 27 年度に行われます魚沼地域の病院再編を念頭に、医師の確保と経営の健全化に努め、市民の皆様へ安定した医療を提供することを目標に編成いたしました。また、今年度予算から公営企業会計基準の新基準が適用されることに伴い、当年度以前に起因する費用につきましては、特別損失として一括計上することといたしました。

資本的収支には、今年度新病院事業の建設工事が本格的に始まることから、その予算を計上しております。収益的収支において、収入では医業収益と介護保険収益の合計、35 億 6,849 万円に、医業外収益等を加えた総額 39 億 2,705 万円とし、支出では医業費用 38 億 9,339 万円、医業外費用等を加えた総額を 42 億 8,293 万円としたいものであります。

公営企業会計の新基準に伴い、特別損失として計上いたしました退職給付引当金等 3 億 5,587 万円は、現金支出を伴わない費用であり、当該年度の収益的収入をもって補填することが困難なため、赤字額で計上することとしたいものであります。資本的収支では大和病院事業関連で電子カルテを含む医療機器購入及び企業債償還による支出を、5 億 5,930 万円と見積もり、収入では企業債 4 億 7,200 万円及び一般会計からの繰入金 4,034 万円を含めた 5

億 1,235 万円を計上し、不足する額 4,695 万円を過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしたいものであります。

また、新病院事業関連では支出において、建設改良費に新市立病院開設のため建設工事費及び医療機器購入費として 30 億円を計上し、収入では企業債他会計繰入金を合わせて支出と同額の 30 億円を計上しております。

予算のこれもまた概要の概要を簡単に、大和病院事務部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは、概要の説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。

第 2 条 業務の予定量についてでございます。病床数は一般病床 161 床、療養病床 38 床、合計で 199 床での運営となります。これは平成 25 年度と同様でございます。患者数につきましては、入院患者数を 1 日当たり 171 人で 6 万 2,300 人とし、前年度と同数で見込み、外来患者数につきましては、診療日数が 282 日で、1 日当たり 531 人、14 万 9,800 人を見込んでおります。第 3 条 収益的収入及び支出、第 4 条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画書で説明をいたします。

4 ページをご覧ください。収益的収入及び支出についてであります。収入では、大和病院事業収益におきまして、前年度比 848 万円増、0.2%増の 39 億 2,705 万円を見込み計上いたしました。1 項医業収益につきましては、患者 1 人当たりの単価が伸びていることから、前年度比 2.1%増の 35 億 1,609 万円と見込み、2 項介護保険収益では、前年度とほぼ同じ 5,240 万円を見込みました。3 項医業外収益では、前年度比 15.3%減の 3 億 5,856 万円となっております。

主な内容としましては、1 目他会計補助金が 27.5%減の 2 億 8,588 万円、2 目で公営企業会計基準の新基準の適用による制度改正によるものとしまして、長期前受金戻入の本年度分 3,997 万円の新規計上があります。長期前受金戻入といいますのは、過去に受けました建物・医療機器に係る補助金の耐用年数に応じた当年度配分額ということであります。

支出では、大和病院事業におきまして、3 億 6,436 万円増、9.3%増の 42 億 8,293 万円を見込み計上いたしました。1 項医業費用につきましては、給与費において職員計画に基づきまして 228 人でございますが、前年度比 2.7%減、6,929 万円減の 24 億 7,464 万円と見込み、材料費や経費につきましては、主に消費税増税分を見込んだ計上であります。

また、制度改正に伴うものとしまして、減価償却費が前年度比 49.0%増、5,490 万円の増、その他特別損失としまして、過年度分の人件費の引当金等として 3 億 5,587 万円が新規計上で皆増となっております。

収益的収入では、制度改正に伴い計上しました退職給付引当金繰入額ほかのその他特別損失 3 億 5,587 万円が、現金支出を伴わない費用であり、当該年度の収益的収入をもって補填することが困難であることから、赤字予算での編成といたしました。

5 ページをご覧ください。資本的収入及び支出についてです。収入の 1 款大和病院事業資

本的収入につきましては、医療再編を念頭にした電子カルテの導入経費等に充てるため、企業債4億7,200万円を新規に計上いたしました。これは皆増となります。繰入金は、前年度比13.3%減、617万円減の4,034万円、総額で5億1,235万円を計上いたしました。

2款新病院事業資本的収入につきましては、新病院の建設が本格的に始まることから企業債として22億700万円、繰入金として一般会計から7億9,300万円、総額で30億円を計上いたしました。

支出の1款大和病院事業資本的支出につきましては、電子カルテの導入・医療器械の購入等で4億8,000万円、企業債償還金として7,930万円、総額で5億5,930万円を計上いたしました。

2款新病院事業資本的支出につきましては、建設工事費として新病院開設に係る職員の人件費等を見込み、新病院整備費委託も含めて26億5,373万円、医療器械等購入費で3億4,627万円、総額で30億円を見込み計上しております。なお、資本的収支における収入不足額、大和病院事業分であります。4,695万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

6ページから13ページは、給与費明細書となっております。損益勘定支弁職員は、病院事業運営委員9人を含めまして大和病院職員228人、それから資本勘定支弁職員は新病院事業2人分を見込んでおります。詳細については省略をさせていただきます。

14ページをご覧ください。継続費に関する調書ですが、平成25年度におきまして新病院事業に遅れがでていることから、逡次繰越額を4億4,577万円とさせていただきました。

15ページをご覧ください。平成25年度の決算見込みによります損益計算書でございます。平成25年度末未処理欠損金は11億5,649万円を見込むものであります。

16ページ、17ページをご覧ください。平成25年度決算見込みによります予定貸借対照表です。資産の部では、固定資産で新市立病院建設に係る建設仮勘定が8億7,965万円となっております。負債の部では、3.流動負債の(1)一時借入金が昨年度より3,000万円減額した額となっております。資本の部では、新市立病院に係るものとして、4.資本金の(2)借入資本金において、イ企業債が増額となっており、5.剰余金では口の県補助金がそれぞれ増加をしております。

18ページ、19ページをご覧ください。平成26年度予定貸借対照表ですが、制度改正により負債の部に企業債、引当金、繰延収益等が新設され、20ページでは資本の部で資本金、資本剰余金、利益剰余金のみの計上となりました。これは水道事業会計と同じということです。

21ページをご覧ください。平成26年度予算から義務付けられましたキャッシュフローの計算書でございます。年度中の資金繰りの状況を示すものということで、期末での資金残高を3億527万円を見込んでおります。

22ページ、23ページをご覧ください。注記表であります。先ほど水道事業会計でもあり

ましたが、平成 26 年度からの制度改正に係る財務諸表等作成の説明書であります。以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 点お願いしますけれども、35 ページ、医療機器等購入費、これは新病院のほうですけれども、多分平成 26 年度では病院はまだできないと思うのですが、この新病院用の医療機器をどこに設置するのか。まずそれを。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 新病院の医療器械でございますが、主に放射線の器械を予定しておりますが、こういう高額な大型の医療器械は、受注してから生産を開始するというものがほとんどということで、平成 26 年度中にできましたらレントゲン、放射線機器を発注したい。据えつけはまだになるかと思いますが、そういう意味で予算を計上しているところであります。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 そういうことであれば、何となく理解できるのですけれども、発注すれば会計処理上は有形固定資産ということになるのでしょうか。私が心配しているのは、例えば 18 ページが平成 26 年度の貸借対照表ですよ。それで先ほど来話をしています資金不足の関係で、平成 25 年度、26 年度は大丈夫だというお話が先ほどありましたけれども、平成 26 年度が大丈夫なのは、多分、私が思うに医療機器の減価償却、器械備品の減価償却累計額というのが増えて、それで流動資産と流動負債のバランスがとれて、資金不足が出ないというふうに私は思うのです。

そうであればいいのです。発注すれば、会計処理上、平成 26 年度の処理ということになるということであれば、これは成り立つのです。もし、それが成り立たないとすると、多分また資金不足になってしまうのです。私の考えからすると、その辺をちょっと説明をお願いします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 先ほど、製造に時間がかかるということで説明を申し上げましたが、今、担当に確認をしましたら納品が見込まれるということで、そうしますと計上されるということになるということでございます。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 納品が見込まれると、今度はどこに置くかという問題になってくる。それをではちょっとお願いします。そこが本当に納品されないと、会計処理上だめだったらさっき言ったみたいに資金不足という不安もありますので、納品が見込まれるということになれば、どこに納品になるのか。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 今の予定でいきますと、新病院の建設は平成 26 年度において行うということになっていまして、新病院の稼働等は平成 27 年の 6 月くらいということですが、順

調に工事が進捗しますれば設置する場所はできているということですが、建設のタイミングによるというところはございます。

〔「了解しました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 具体的になって大変恐縮でございますけれども、支出の部分で建設改良費の中で4億8,000万円、電子カルテという部分がありました。多分、大和病院で数年前にカルテをA4に変えたばかりですよ。電子カルテというものに関しては、私は悪くはないと思うのですが、実際に新病院になったときに、そんなにお金がかからないでそのまま継続ができるのか。今の時期に導入するというと、例えばそれをまたかなりシステム的に改良してやらなければいけないのか。この1年の差というかの部分をどのように思っておられるか。長期的に立ってやっていると思いますけれど、余りにもこの前、A4カルテに変えたばかりでまたこういう部分で、長期展望をどのように見ているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 まず、A4のカルテにつきましては、電子カルテを想定して、そこでカルテの様式を変えてスムーズに電子カルテ等に移行するために変えたという意味合いがございませう。

それから、電子カルテにつきましては大和病院で先行ということになりますが、同じシステムが新病院にも入っていくと、それで連動するということではございませう。この電子カルテが運用されるには、一定程度の調整トレーニング等も必要ということで準備を進めているということではございませう。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新病院事業が掲げられているわけでありませうが、概算で新病院は40億円という話がありました。そうした中で今、継続費が多分36億円ぐらいになっていると思うのです。いろいろ諸般の事情で大変だということは情報で聞いているのですけれども、40億円の段階での医療機器と建設費は、多分25億円、15億円という話があったかなと思っておりますけれども、その辺と今後の見通しをひとつお聞きしておきたいと思えます。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 40億円、当時の話ではございませうが、建設費は当然、地方債というものを——地方債といひませうか起債で事業を行うわけではございませう。一般的ですと総務省のほうでは去年の春くらいまでですが、平米30万円という上限といひませうか、それを超えることも可能なのですが、一般的には30万円というようなことで私どもは指導を受けていたわけではございませう。したがいまして、当時ではございませうが30億円強が建設費で、医療機器につきましては四、五億円というように出しておったところではございませう。

建設費ではございませうが、先般の読売新聞といひませうか報道の中では、地震があつてからですが、7割強上がつているというような報道があるところではございませう。特に上がったのが、

去年の春はまだ平米 30 万円ということで総務省のほうも指導しておりましたので、そんなものかということで打ったわけです。この後、9 月何日だったかと思うのですが、オリンピックが決まった後、それが引き金となりまして、資材、それから労務費、労務単価が急激に上がってきたということだそうでございます。

実質的には一番建設事業がありましたリーマンショック以前には、400 万人という建設技術者がおったわけですが、リーマンショックによりまして、その後は 100 万人、200 万人ぐらい減って技術者不足ということもあります。非常に今、国家予算的にも東北大震災、それからオリンピック関連ということで、前の小泉改革以前の公共事業ベースに戻すわけですが、結局は技術職の人数がついていくのか、あるいはその資材が間に合うのかという問題で、全体的には直面しているところだというふうに考えております。

9 月、そのオリンピック後でございますが、事業費で約 3 割アップかなというような、今見込みを持っております。したがって、また今ちょうど発注しまして、入札手続中でございますので、特に詳しい個々の内容については差し控えさせていただきますが、いろいろ精査した中でまた今後対応をとりたいということでございます。以上でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 入札中ということで、詳細には触れられないと思うのですが、起債ということがそこにくるわけで、非常にそれが経営を圧迫していくということになるわけがあります。非常に問題が多いなというふうに思います。今、当初 30 万円で予定して 7 割強上がっていて、オリンピックが決まったらまた 3 割上がっていますということであれば、ほぼ倍に近い——それは人件費だけですか。その辺、もう少しひとつ、つかみでいいですけども、40 億円というのがどれぐらいになってしまうのかというのが、私は心配で聞くわけですが。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 7 割強というのは、いわゆる東北大震災前から上がった分ということでございます。したがって、東北大震災によって公共事業が増えた分、それからアベノミクスで増えた分を加えまして 7 割強上がったということでございます。

ただ、今のところといいますか、私どもは 12 月補正で 1 割アップをさせていただきましたが、ほぼ、春の段階、それから夏の段階ぐらいまではそれを読んで対応しておったわけですが、急激に上がってきたのがオリンピック後ということでございます。これは何て言いましょうか、世の中が急激に変わっておりまして、私どももついていくのがやっというような状況でございます。以上でございます。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私、ちょっと聞き間違えだと思うのですが、放射線治療機器と聞こえたのですけれども、これは間違いでしょうか。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 申しわけありません。もしそういう表現でしたら、訂正をさせてい

ただきますが、放射線に関連する機器、レントゲンの器械ということになります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 25 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は、3月11日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

〔午後7時42分〕